香流川緑地基本計画書

（概要版）

平成 21 年7月

第１章　計画の前提
１－１　計画の背景と目的 ―― 1
１－２　作業フロー ―― 3

第２章　関連計画
２－１　上位計画 ―― 4
2-1-1　第５次長久手町総合計画 ―― 4
2-1-2　都市マスタープラン ―― 5
2-1-3　緑の基本計画 ―― 7
2-1-4　長久手町 21 世紀創造会議答申 ―― 9
2-1-5　香流川整備基本計画 ―― 11
２－２　関連計画（県協議） ―― 13

第３章　現況調査・分析、整備課題、整備方針
３－１　現況調査及び現況分析 ―― 15
３－２　環境保全措置の検討 ―― 23
３－３　遊歩道連続化の整備課題 ―― 27
３－４　遊歩道連続化、休憩スポットの検討 ―― 28
3-4-1　溝下橋アンダーパス化の検討 ―― 28
3-4-2　前熊橋横断手法 ―― 43
3-4-3　溝下橋～岩作橋　連続ルートの検討 ―― 44
3-4-4　休憩スポットの検討 ―― 49
３－５　整備方針 ―― 51

第４章　基本計画案の策定 ―― 56

第５章　パブリックコメント ―― 67

第６章　今後の課題 ―― 75

第１章　計画の前提

１－１　計画の背景と目的

1-1-1　計画の背景

①計画の背景

本町は名古屋市東部に隣接する土地的利便性を活かし、昭和 40 年代以降、西部を中心とした土地区画整理事業や県の施策である「あいち学術研究開発ゾーン」に位置することにより、大学や研究機関の集積も進み、急速な都市化が進展した。

また、本町東部の愛知青少年公園を主会場とした愛・地球博（2005 年）の開催に合わせ、東部丘陵線（リニモ）や幹線道路などのインフラ整備が進められ、より一層の都市化が進展した。

その一方、都市近郊に位置しながら町東部を中心に、香流川を軸に農地や丘陵樹林などが広がり、豊かな自然が残っており、今後より都市化の進展が見込まれる中、都市的要素と自然環境が共生するバランスのとれたまちづくりが、今後の重要な課題となっている。

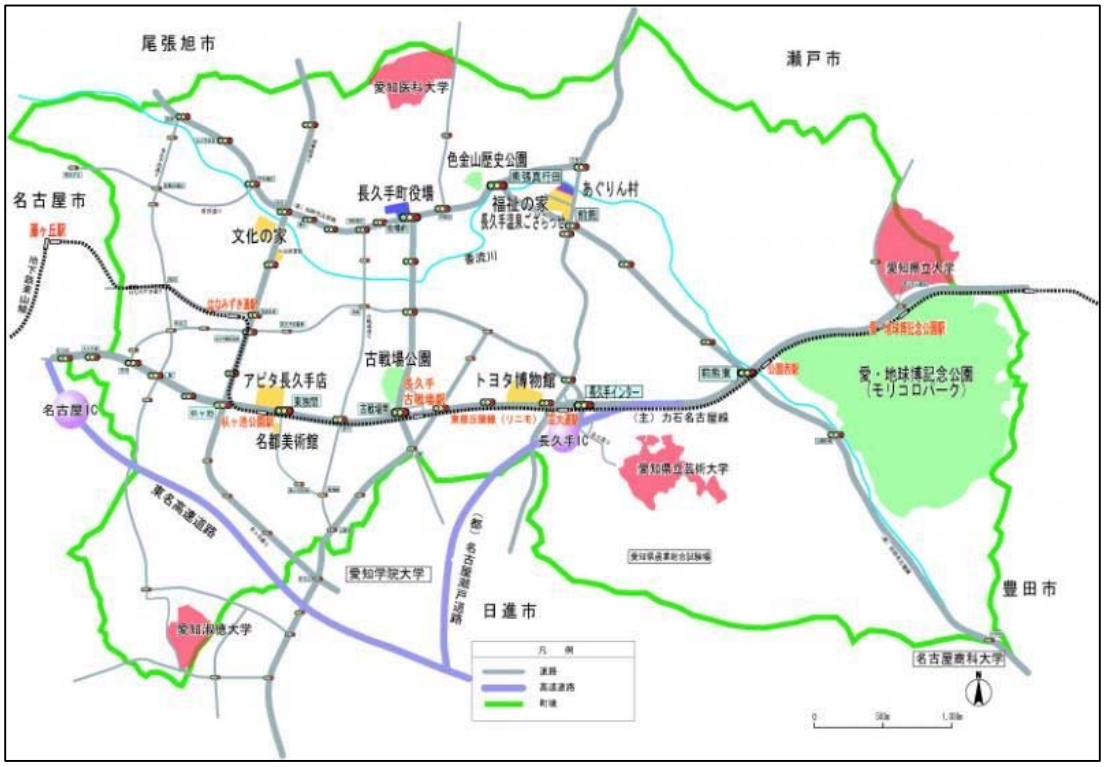

このような状況の中、香流川を緑のネットワークの骨格軸と位置づけ、整備・利用を図ることは、緑豊かで良好な都市環境の実現を図るとともに、顕在化が懸念されるヒートアイランド対策としても寄与するものと期待されます。

1-1-2　計画の目的

①香流川遊歩道及び周辺整備の状況

香流川遊歩道計画は、平成 11 年度に策定された全体基本計画を受け、平成 16 年度に上流側の一乃井橋(県道力石名古屋線)から溝下橋(町道郷前溝下１号線)の区間(約 2.0km)の整備を終えている。

その間周辺域では、町の「田園バレー構想」に基づく都市農村施設「食と農の広場：あぐりん村」や「ハートフルタウン構想」による福祉交流施設「福祉の家・長久手温泉ござらっせ」を観光交流拠点として整備している。

②香流川遊歩道整備計画（岩作橋～溝下橋区間）の目的

香流川遊歩道整備計画（岩作橋～溝下橋区間）は、”人や自然にやさしい、安心安全で住みやすいまちづくり”を目指した、「長久手町新しい政策指針(平成 20 年４月)」にも示された取組課題でもある。

本計画は、上記の流れを踏まえ、既整備の香流川遊歩道の延伸・連続化を進めることで、香流川を中心とした貴重な水辺空間の保全・創造や周辺の歴史・観光資源等を繋ぐネットワークの拡充を図り、周辺景観の形成や自然環境との共存など住民生活の質の向上に寄与することを目的とする。

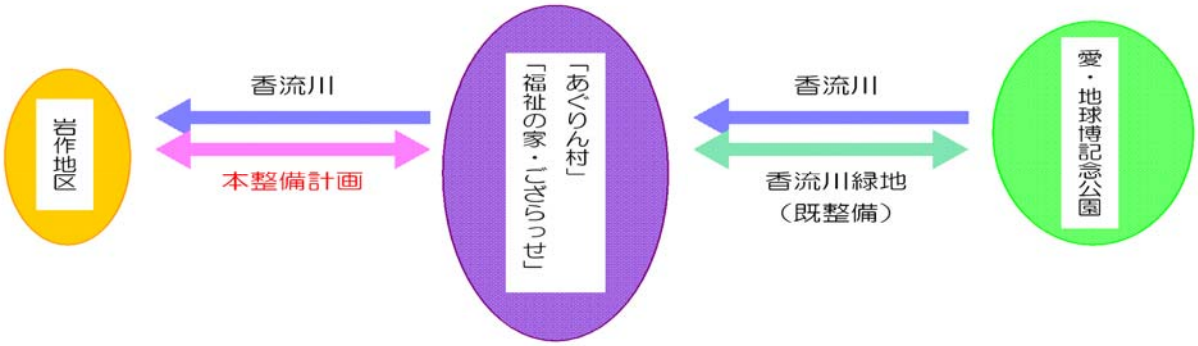

１－２　作業フロー

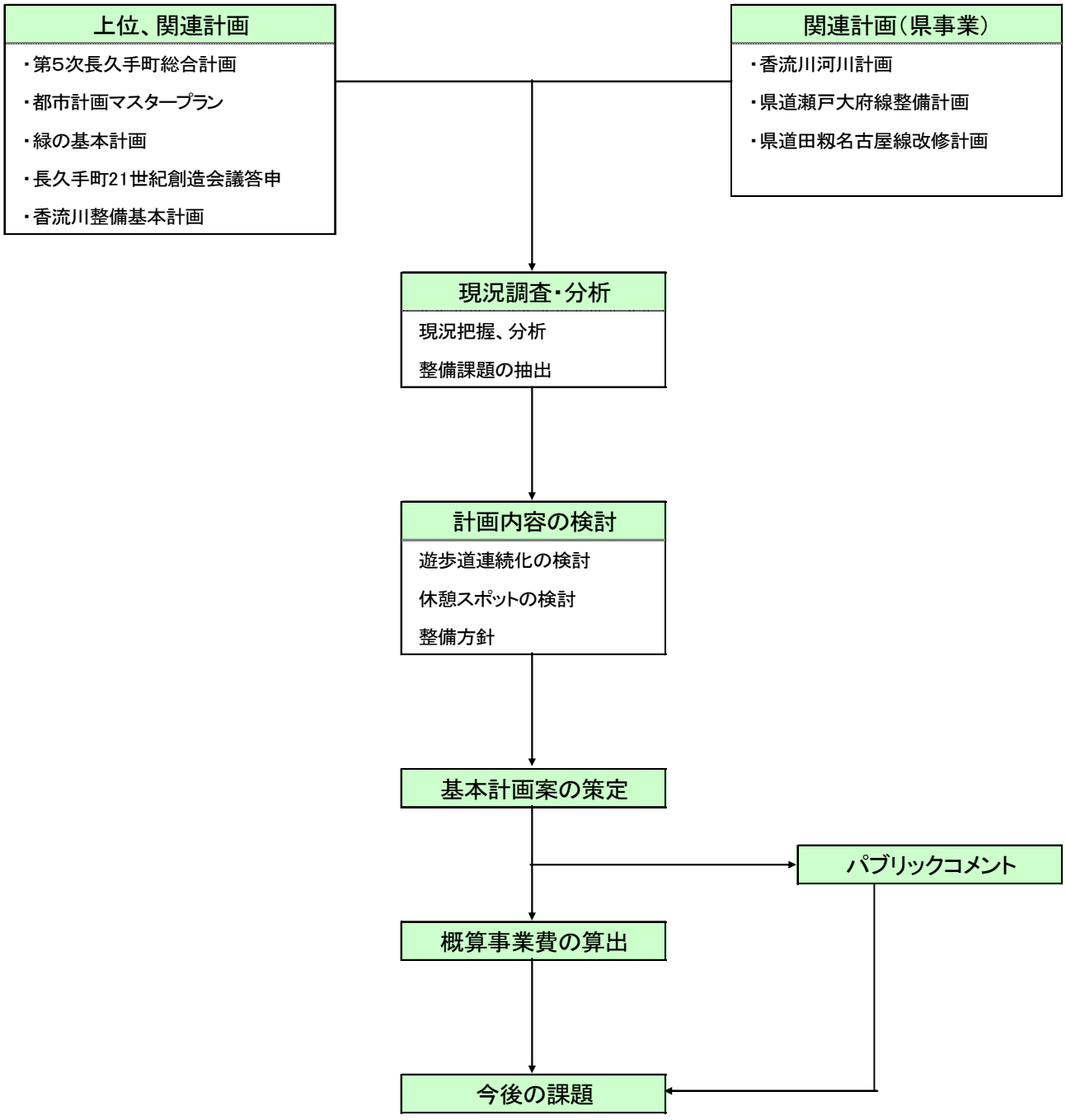
上位、関連計画
・第5次長久手町総合計画
・都市計画マスタープラン
・緑の基本計画
・長久手町21世紀創造会議答申
・香流川整備基本計画
関連計画（県事業）
・香流川河川計画
・県道瀬戸大府線整備計画
・県道田籾名古屋線改修計画
現況調査・分析
現況把握、分析
整備課題の抽出
計画内容の検討
遊歩道連続化の検討
休憩スポットの検討
整備方針
基本計画案の策定
パブリックコメント
概算事業費の算出
今後の課題

第２章　関連計画

２－１　上位計画

2-1-1　第５次長久手町総合計画　（平成 21 年３月策定）　本計画に係る関連事項の抜粋

年次目標：平成 21 年度～平成 30 年度

町の将来像

人が輝き　緑があふれる　交流都市　長久手

まちづくりの基本方針

- ●万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち
- ●リニモでにぎわい交流するまち
- ●人がいきいきとつながるまち
- ●文化をみがき、人が輝くまち
- ●みんなの力を結集する自治と協働のまち

関連する基本方針

●田園バレー事業の推進

→河川や水辺は、地域住民の貴重な親水空間として整備する。
特に、香流川は町の東西を結ぶ貴重な「水・緑の軸」であり、親水空間の整備と合わせて、自転車・歩行者道も整備する。
また、川や水辺空間を楽しむイベントを開催し、公共空間は住民自らが守り育てる場所であるという意識の醸成を図る。

河川分野での計画

現状と課題

町内を東西に流れる骨格の河川として、潤いのある水辺空間や多様な生物の生育・生息の場として、また、貴重な公共のオープンスペースとして、治水、利水のほか、環境、生活、防災等のまちづくりの観点からも、多様な機能を生かした整備を図る必要がある。

目指す方向

河川の機能を維持し、まちの安全性を確保するとともに、香流川を中心として、自然環境と調和した潤いのある水辺空間の形成を目指す。

実現の柱

香流川の緑のネットワーク拠点づくり

- ・香流川を緑のネットワークの骨格的軸や健康づくりの場として、連続する遊歩道や歩行者自転車専用道路として整備する。
- ・香流川の水辺は、地域の活性化を担う交流拠点及び水辺環境学習の実践の場として、自然環境の保全と活用、並びに人々の交流を促進するための場として整備する。

2-1-2　都市マスタープラン　（平成８年３月）

本計画にかかる関連事項

町の将来像

「すんでみたいまち　緑と文化　長久手の創造」

今後の開発に際し、土地利用や景観あるいは建物等のデザインなどに配慮して、地域の歴史や風土を生かした文化性の高いまちづくりを進め、ゆとりとうるおいのある環境の実現を町と住民が一体となって積極的に進めていく。

都市整備の方針

公園緑地の方針

・農地と一体となった緑地の保全

前熊地区の香流川沿いの農地は、良好な農業環境が確保されていることに加え、ふるさととしての本町の原風景の構成要素として重要な役割を果たしており、農村集落を含む一体的な保全を図る。

河川・下水道の方針

・香流川の親水性の向上

香流川の整備を進めていく上で、住民の憩いの場としての川づくりを目指し、遊歩道の整備、自然石護岸による整備などを検討し、水辺空間としての親水性を高める。

また、豊でうるおいのある水辺環境の形成を目指して環境対策を推進する。

地域別構想

地　域	ま ち づ く り の 方 針
岩作地域	**地域環境の保全・創出の方針** ● **社寺境内および水辺の樹林地の保全による緑地の確保** ・ 香流川付近に残る樹林地については、水辺の自然環境として保全を図る。 **景観形成の方針** ● **香流川の水辺空間を活用したうるおいのある街並み景観の形成** ・ 香流川のせせらぎや社寺境内の緑地を生かし、身近で水と緑に親しめ憩える環境づくりを行う。 ● **地区の特色を生かした景観形成** ・ 御嶽山から役場周辺にかけての地区は、「長久手町都市景観基本計画」において、景観整備を重点的に行う重点整備地区と位置づけられていることから、当該地区においては地区の特色を生かした景観形成を図るものとする。

地　域	ま ち づ く り の 方 針
長久手 中央地域	**施設整備の方針** **● 新規路線の配置および交流拠点の形成** ・ 御嶽山周辺および色金山周辺を総合公園として位置づけ、環境保全機能に加え、野球場、多目的広場等、町民相互がふれあえる交流拠点として、レクリエーション機能の充実を図る。 **地域環境の保全・創出の方針** **● まとまった現有緑地の保全および水辺の樹林地の保全** ・ 市街地のまとまった緑地として御嶽山周辺および大根池周辺の樹林地の保全を図る。 **景観形成の方針** **● 地域の特色を生かした多様な景観形成** ・ 御嶽山周辺では歴史性だけでなく、新しいイメージを積極的に創出する。 ・ 色金山と御嶽山および香流川が交わる地点は、拠点として西側の市街地景観から東側の農村景観へ変化するポイントでもあるため、ゲート的なイメージでの空間演出を図る。
東　部 丘陵地域	**施設整備の方針** **● 新たな都市機能立地を支援し、自然環境に配慮した基盤整備の促進** ・ 香流川を活用した緑のネットワークの形成を図る。 **● 色金山、御嶽山一帯を総合公園として位置づける** ・ 色金山、御嶽山一帯は、市街地に近接しているにもかかわらず、比較的良好な自然環境が保全されており、歴史的資源も存している。したがって、当該周辺に多目的広場等の施設を整備することにより、自然散策機能およびスポーツ・レクリエーション機能を合わせ持つ総合的な町民のレクリエーション拠点（総合公園として位置づける） **地域環境の保全・創出の方針** **● 多様な水辺と緑地のビオトープネットワークの形成** ・ 生態系の保存・再生を図っていくために、生物の棲息の可能性を高めるような多様な自然的空間を創出していく。 **景観形成の方針** **● まとまりのある田園景観の保全・育成** ・ 一定の広がりとまとまりのある田園景観を形成する香流川沿いの農地は、本町の風土を表現する大切な景観要素であるため、大切に保全し、積極的な育成を行う。
前熊・ 三ヶ峯 丘陵地域	**施設整備の方針** **● 都市間およびゾーン間連絡に配慮した新規路線の配置** ・ 河川および道路を活用した緑のネットワークの形成を図る。 **地域環境の保全・創出の方針** **● 多様な水辺と緑地のビオトープネットワークの形成** ・ 生態系の保存・再生を図っていくために、ため池周辺等を中心に生物の棲息の可能性を高めるような多様な自然空間を創出していく。 **景観形成の方針** **● まとまりのある田園景観の保全・育成** ・ 一定の広がりとまとまりのある田園景観を形成する香流川沿いの農地は、本町の風土を表現する大切な景観要素であるため、大切に保全し、積極的な育成を行う。

2-1-3　緑の基本計画　（平成８年３月）

本計画にかかる関連事項

緑の将来像

「みどり溢れる長久手町」

人と自然環境の共生を可能とし、大都市と大自然の架け橋となる、緑豊かなまちづくりを目指す。

系統別緑地の配置に関する計画

環境保全系統

香流川及び比較的大規模なため池による緑の骨格の形成を図る

・香流川は、さまざまな動植物の生息場所であり、緑の流れを市街地内に誘導する重要な役割を有していることから、治水に配慮しながらもできる限り自然の状態を生かすとともに、親水護岸、多自然型護岸等を整備し、環境の変化、多様性を持たせる

・河川沿いに緑道を整備し、緑のネットワークの骨格軸の形成を図る。

まとまりのある農地の保全

・町域東部の香流川沿いの水田地帯は、良好な農業環境が確保されていることに加え、ふるさととしての本町の原風景を構成要素として位置づけるとともに、後背地の緑地と一体となった保全を図る。

色金山、御嶽山周辺を総合公園として位置づける

・色金山、御嶽山周辺を総合公園と位置づけ、人と自然かふれあえる自然環境機能（自然型レクリエーション拠点）に加え、野球場、多目的広場等、町民の多様な余暇需要に対する健康増進拠点として、レクリエーション機能の充実を図るものとする。

景観系統

香流川のせせらぎや住宅地の緑や水辺を生かし、身近で水と緑に親しめ、憩える環境づくりの形成

・香流川や市街地に残る樹林地、鎮守の森を人々のふれあいの場として活用する。水と緑のネットワークの一要素として香流川や樹林地の公共性、公開性の強化を図る。

歴史的文化遺産として、農村的な集落田園景観を保全・継承し、新しい魅力づくりを行う

・小さい空間での緑を点在させ、それらを線的な緑（並木等）でつなぎ、河川・水路・農道を利用した緑のネットワーク化を図る。また既存の樹林地は面的な緑として大切に保全・育成する。

色金山や御嶽山、大草城跡等の歴史的なシンボル性を生かす

・史跡や城跡などの歴史性のある空間を身近な憩いの空間として位置づけ、歴史的雰囲気のある公園やそれらをつなぐ散策道など、周辺を含めた一体的な整備を行い、公共性・公開性の強化を図る。

実現のための施策方針

都市公園

色金山および御嶽山周辺を総合公園として整備

・色金山および御嶽山周辺を総合公園に位置づけ、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観機能等、多機能を有する総合緑地拠点として整備を図る。

河川沿いの遊水池を活用したビオトープの創出

・香流川、神明川の合流部において動植物の生息場所であるビオトープの創出を図り、都市林として位置づける。

河川沿いの緑道整備

・河川を中心とする自然環境軸の形成を図るため、香流川等の河川沿いを緑道として位置づける。

2-1-4　21 世紀に向けた新施策について「水と緑のやすらぎづくり」に関する答申

（平成９年９月長久手町 21 世紀創造会議）　　本計画にかかる関連事項

提言主旨

『緑の基本計画』を受け、21 世紀に向けて魅力ある都市として発展するために、「水と緑」の整備が不可欠であるとの認識のもと、長期的展望にたちつつ、今後町がいかに施策として取り組むべきかについての提案。

具体的施策

香流川を緑のネットワーク拠点に

香流川を緑のネットワークの骨格的軸として、全線にわたって連続する歩行者・自転車専用路を整備する。

所々に拠点となる「場」を整備する

全ての「場」を早急に整備することは、用地や財源の確保等の困難が予測されることから、当面はこれらのうち比較的周囲が未開発で用地確保が容易で、かつ既存の計画との整合性や整備のタイミング等から、始めに「交流の場」（前熊付近）を、次に「水辺の場」（多度橋付近）を優先的に事業着手する。

推進施策

・水や緑との触れ合いを通じて、うるおいやいのちを感じる場所であること。
・人が心地よく安心して利用できる場所であること。
・町の歴史や文化生活との触れ合いを通じて、なつかしさや生活の豊かさを感じる
・人との出会いを通じて、心の触れ合いを感じる場所であること。
・美しい風景を眺めることにより、ふるさとの対する愛着を感じる場所であること。

以上の各項目配慮しつつ、より具体的な計画として、
・川沿いに連続した歩行者や自転車のための専用路、または優先路を整備する。
・沿川の状況に応じて特に重点となる「場」を整備する。

「場」（拠点）のイメージ

・「山辺の場」（高根橋・東島橋付近）
周辺の集落や御嶽山と一体となって、山辺の里の佇まいを演出するとともに自然の渓流的雰囲気を出す。
・「交流の場」（前熊橋付近）
色金山歴史公園、スポーツの杜等とともに総合公園の一部を担う、広場や水生動植物が生息する「ふるさと風」河川公園として整備する。
・「水辺の場」（多度橋付近）
福祉施設や児童施設が立地しており、子どもから高齢者まで町民が集い交流でき、さまざまな町民活動が開催できるよう整備する。
・「花見の場」（一乃井橋付近）
桜並木等、桜の名所として整備する。
・「源の場」（砂防公園付近）
湧水や沢など水源地風な雰囲気を演出し、隣接する愛知青少年公園の補完的機能として、バーベキューやオートキャンプができるよう整備する。

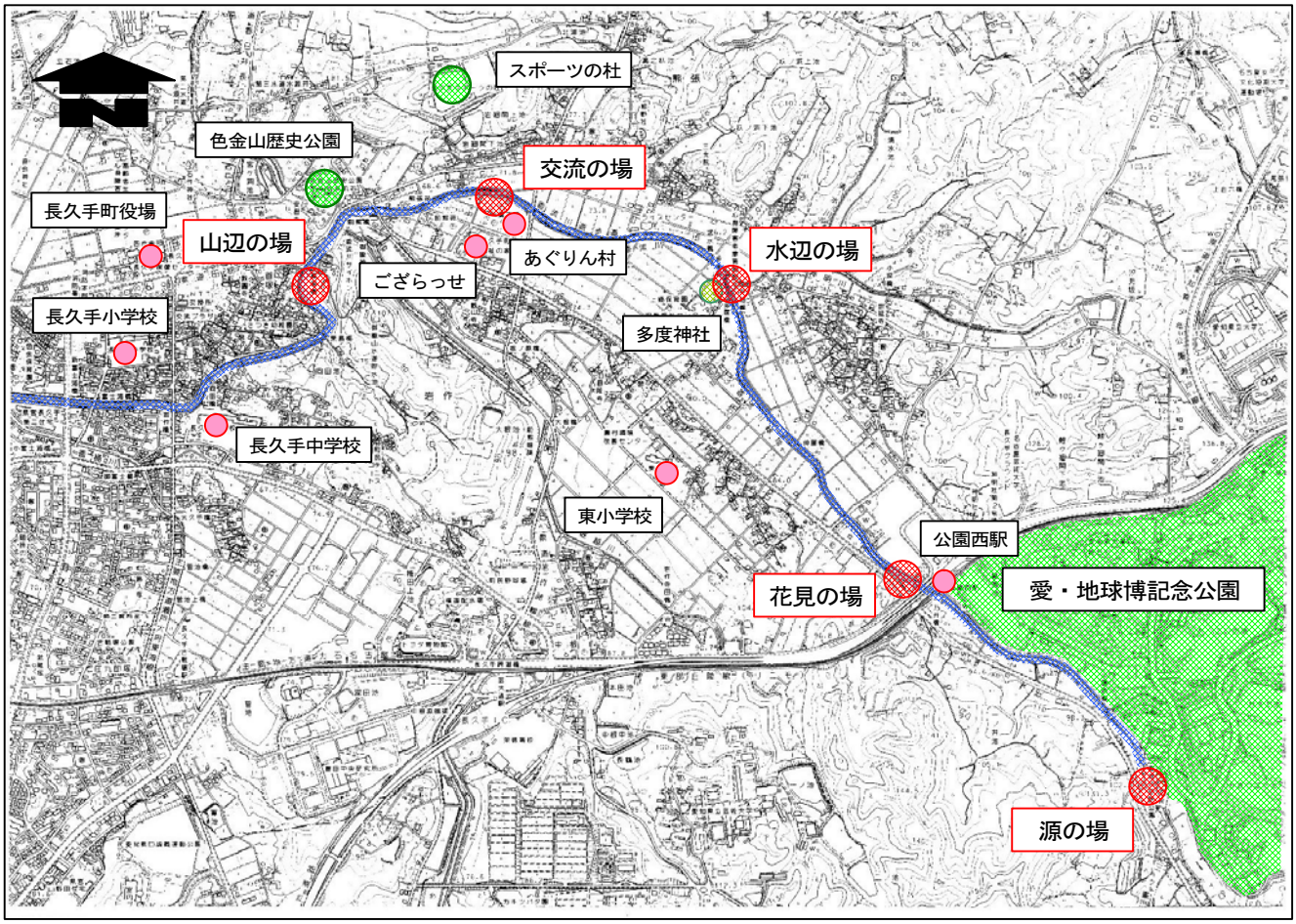
スポーツの杜
色金山歴史公園
交流の場
長久手町役場
山辺の場
あぐりん村
水辺の場
ござらっせ
長久手小学校
多度神社
長久手中学校
東小学校
公園西駅
花見の場
愛・地球博記念公園
源の場

2-1-5　香流川整備基本計画　（平成 12 年３月）

本計画にかかる関連事項

計画内容

前出の長久手町 21 世紀創造会議の答申を踏まえ、香流川を緑のネットワークの骨格軸と位置づけ、町東部を対象に香流川を活かした遊歩道・自転車専用路、拠点となる場を具体的に検討。

本計画対象エリアの拠点計画案

■山辺の場

整備場所	整備内容
①高根橋下流左岸	●「山辺の場」の中心的空間として、入口広場、遊歩道空間、親水広場の３つの空間に区分する。 ●この空間は、周囲の豊かな景観を生かし、面的に広がりを持たせず、香流川に沿った遊歩道的な空間として整備する。 ●高根橋の橋詰めに入口広場を設定し、上流部からつながる遊歩道利用者や近隣住民の利用に配慮し、駐輪場を整備する。 ●遊歩道空間や親水広場には、利用者の休息のためにベンチや東屋を整備する。 ●遊歩道空間の園路は、人と車椅子が容易にすれ違える3.0ｍとする。 ●また、遊歩道空間には、上記園路から下流の堆積洲に誰もがおられるようスロープを整備する。 ●親水広場は、利用者が周囲の景観を楽しんだり、休息できる人溜まり的な空間と川面に降りられる親水階段を整備する。 ●園路や広場の背面には、御嶽山の樹林につながる植栽帯を設け、緑の確保と四季の演出を図る。
②東島橋上流右岸	●発達した堆積洲を生かし、生活道路と分離した遊歩道として整備する。 ●遊歩道の幅員は、人と車椅子がすれ違える2.0ｍとする。 ●川沿いには、利用者が休めるスツールを配した溜まりを設ける。 ●生活道路と遊歩道間の法面は、タンポポや菜の花等の野草花を植栽し、四季の演出とビオトープとして整備する。
③右岸生活道路沿い	●生活道路が遊歩道を兼ねることから、生活道路沿いの既存竹林の一部に舗装しベンチを配した休養空間を整備する。 ●広場の背後には、四季を演出する花木を植栽する。
④香流川河道内	●現況の堆積洲や流れの蛇行による瀬や淵は、可能な限り保全する。 ●既存の右岸コンクリートブロック護岸は、親水空間からの見栄えを考慮し、護岸天端につる植物を植栽し、被覆させる。 ●護岸と生活道路間の法面には、修景を考慮しヒガンバナやマツバギク等の野草花を植栽する。

■山辺の場　基本計画案

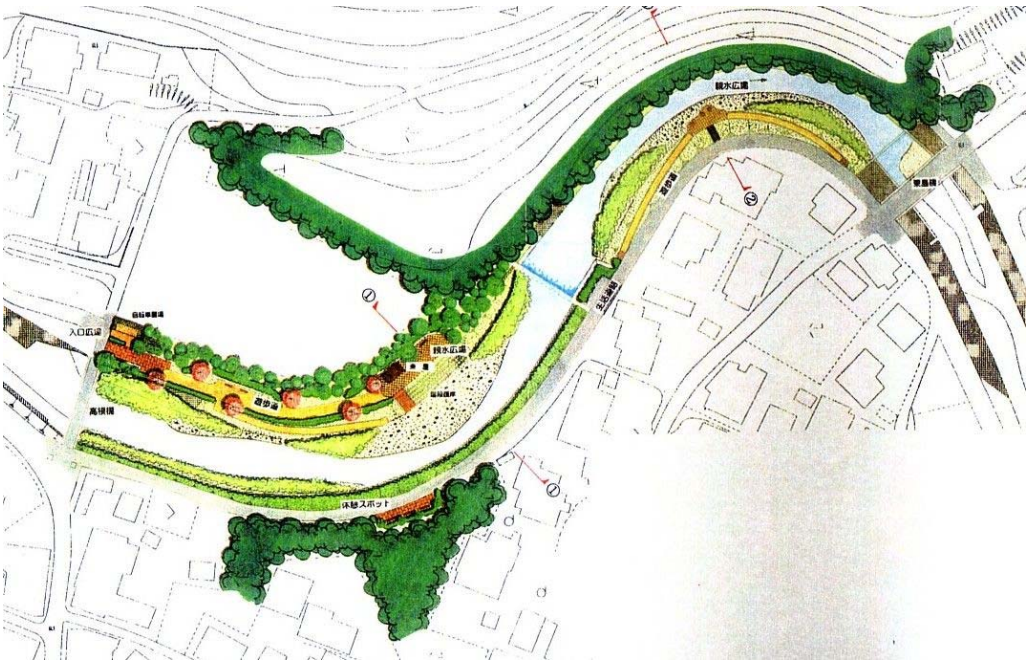

■交流の場

整 備 場 所	整　　備　　内　　容
入口広場	● 広場は、（仮称）「福祉の家」や瀬戸大府線からのアクセスを考慮し、敷地南側に整備する。 ● 広場は、本拠点のエントランスとして象徴性が感じられる空間とし、水景やシンボルツリーにより演出を図る。 ● 利用者の離散集合場所であり、利便性を考慮しパーゴラや便所を整備する。
多目的広場	● 入口広場に隣接した場所に、地域イベントや球戯等に利用可能な、面的な広がりを有した空間とする。 ● 広場の端部には、香流川左岸遊歩道につながるサブ入口を設ける。 ● 南側の生活道路沿いには、植栽帯及びベンチを配置する。
ふるさと広場 （遊具広場） （芝生広場）	● 入口広場の北側に、大型複合遊具を核とした遊具広場や芝生広場を整備する。 ● 芝生広場内には、拠点を特色づける落水による水車小屋や入口広場からつながる自然風のせせらぎを設け、周囲に広がる田園景観と調和した空間とする。 ● 遊具広場と芝生広場を一体化し、子どもから大人までのんびりたたずめる場として植栽等により演出する。
親水広場	● ふるさと広場北側には、香流川を取り込んだ親水空間を整備する。 ● 護岸は、川との一体感を演出する階段護岸や緩傾斜護岸とする。 ● 水辺には、水生植物の導入や中洲、淀みや深みを設け、水辺ビオトープとして質の向上を図る。
河畔樹林	● 既存の河畔樹林を可能な範囲で保全するとともに、河川沿いに新たな河畔樹林を設ける。 ● 樹種の多様性を図り、ビオトープとして活用を図る。
外縁植栽地	● 瀬戸大府線沿いに、拠点内の緑の確保と空間明示、瀬戸大府線からの緩衝を兼ね、植栽地を設ける。 ● 植栽する樹種は、四季の演出と緑の確保から、コブシ等の花木やアラカシやシラカシ等常緑高木を主に配植する。

■交流の場　基本計画案

２－２　関連計画

県ヒアリングによる整理

■　香流川河川計画

前熊橋を境に、上流は砂防河川、下流は１級河川に指定されている。
現段階では、岩作橋上流については護岸等の整備は完了しており、当面の整備計画はない。
但し、向田橋上流左岸の護岸未整備区間については、護岸整備の方向で進行中。

河川区域内の利用についての指示事項は以下のとおりとなっている。

・上流の砂防河川区間は町に維持管理が任されているが、護岸や落差工等の現状河川施設の改変にあたっては、県と協議のうえ、承認が必要。
・下流１級河川区間については、護岸を含め河道内の利用及び改変は難しい。
・東島橋～岩作橋の左岸管理用地については、河川占用等の所定の手続きにより遊歩道としての利用に支障はない。

■　県道瀬戸大府線整備計画

県道田籾名古屋線交差点以南は事業決定しており、整備を進めている。
以北については、事業化に向けて調整中であり、整備時期の確定は難しい。

■　県道田籾名古屋線改修計画

当面の改修計画は、現段階では未定。

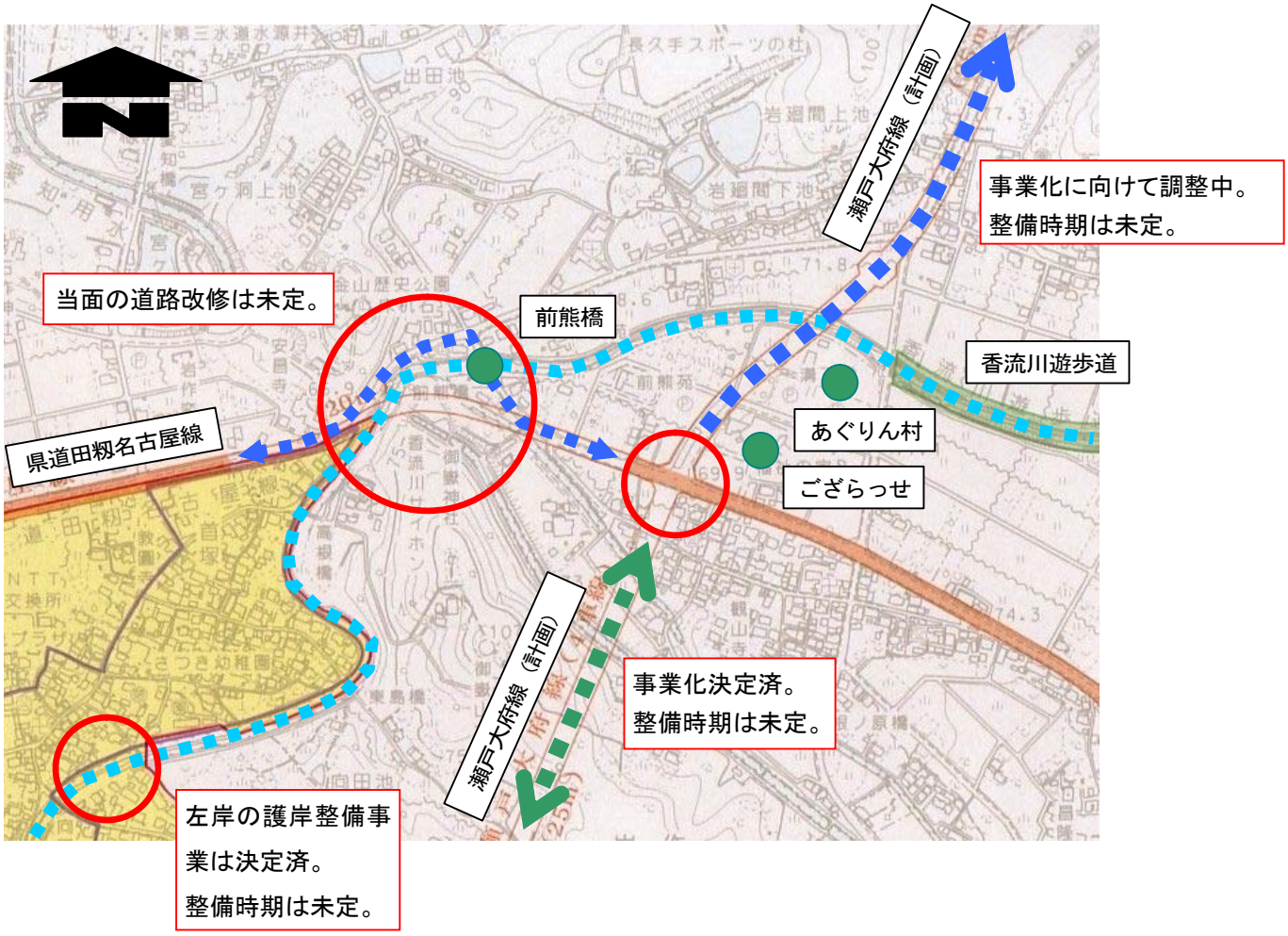

■　香流川整備基本計画の見直す背景

平成 11 年度に作成された香流川整備基本計画をもとに、2005 年開催の愛・地球博開催にむけて、東部丘陵線公園西駅前の拠点整備（花見の場）や香流川緑地（溝下橋～公園西駅までの遊歩道）、田園バレー構想をもとに「ござらっせ（長久手温泉）」や「福祉の家」、食と農の広場「あぐりん村」が順次整備された。

そして、計画策定より既に 10 年を経過し、香流川整備基本計画において溝下橋下流に設定された「交流の場」は、隣地に「あぐりん村」が整備されるとともに、設定地には新たな土地利用が見込まれている。

そのような経緯から、整備が待たれる溝下橋～岩作橋間について、以下のことから計画の見直しを行う必要が生じている。

〇愛・地球博も終え、社会経済情勢の変化とともに、本町を取り巻く環境を変化しており、基本計画との不整合も進んでおり、現状に即した見直しを行う必要が生じたこと。

〇香流川を管理する愛知県との協議により、河道内の利用は困難で「山辺の場」等の拠点整備は難しく、河川管理用地の利用に限定されることから、基本計画との乖離も生じたこと。

第３章　現況調査・分析、整備課題、整備方針

３－１　現況調査及び現況分析

【　溝下橋～前熊橋　】

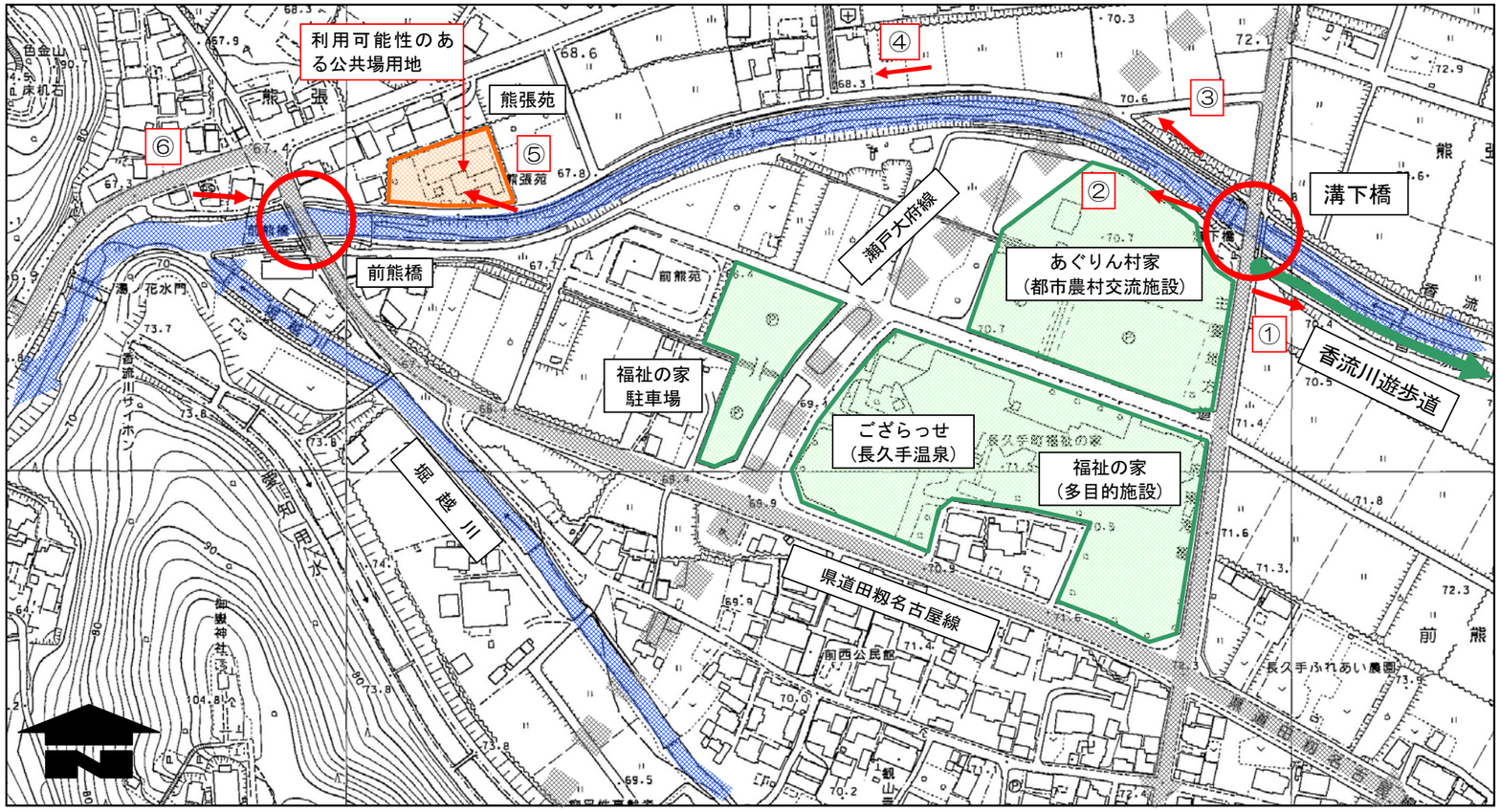

○右岸は全区間において通行可能な形態となっている。
○左岸は、溝下橋より交差する都計道瀬戸大府線予定地までの区間は通行可能となっているが、それより下流は未整備で通行できない状況となっている。
○町道郷前溝下１号線にて、整備済区間である上流部分（至　愛地球博記念公園）と分断されている。
○都市農村交流施設である『あぐりん村』や温浴施設を付帯した福祉施設である『福祉の家』、長久手温泉『ござらっせ』が隣接立地している。
○隣接立地する農村集落家庭排水処理施設「熊張苑」敷地の一部に利用可能な空地がある。

溝下橋より上流左岸の香流川遊歩道
（至　愛地球博記念公園）

溝下橋下流、あぐりん村裏側の左岸道路

遊歩道として現状のまま利用可能な右岸側道路
途中、河川管理用路と一般道路の２段形態となっている

右岸熊張苑（農村集落家庭排水処理施設）
敷地内の空き地

前熊橋橋詰め　右岸上流方向
交通量が多い、県道田籾名古屋線に接続

【　前熊橋～東島橋　】

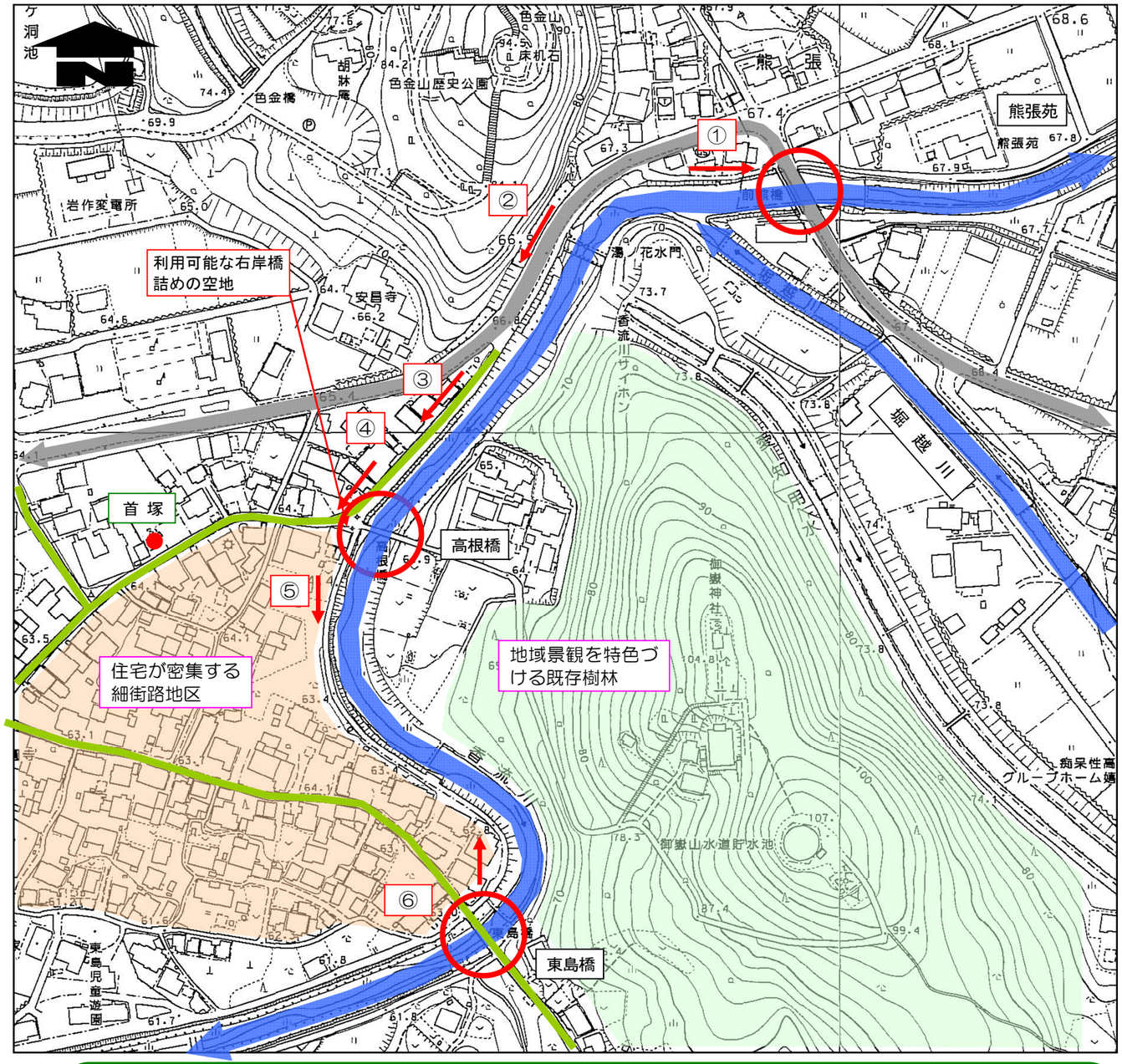

○左岸は、堀越川の合流や御嶽山裾が香流川につながっており、高根橋上流の一部を除き未整備となっている。
○右岸は、県道田籾名古屋線の歩道を含め、全区間で通行が可能な状態となっている。
○高根橋右岸橋詰めには、御嶽神社の参道を明示した石灯籠が建立され、附近には国指定史跡「首塚」がある。
○高根橋から東島橋までの右岸道路は隣接集落の生活道路であるが、車輌のすれ違いが出来ない狭小路となっている。

前熊橋から県道田籾名古屋線歩道につながる現況右岸歩行者路 現状のままで利用可能	県道田籾名古屋線歩道部状況 護岸上部に片持ち式で歩道を確保している
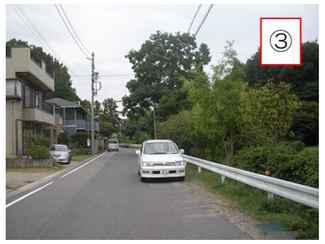	
高根橋上流右岸の街区道路状況 幅員に余裕があり、歩道空間の設置は可能	高根橋右岸橋詰め 橋詰め広場的な空間があり、御嶽神社の参道を明示する石灯籠がある
高根橋下流右岸道路状況 生活道路となっており、狭幅員で車輌のすれ違いは出来ない	高根橋、東島橋間の右岸状況 左岸は護岸が未整備で、川辺まで竹が繁茂し民地の屋敷林と相まって緑豊かな景観を呈している

【　東島橋～岩作橋　】

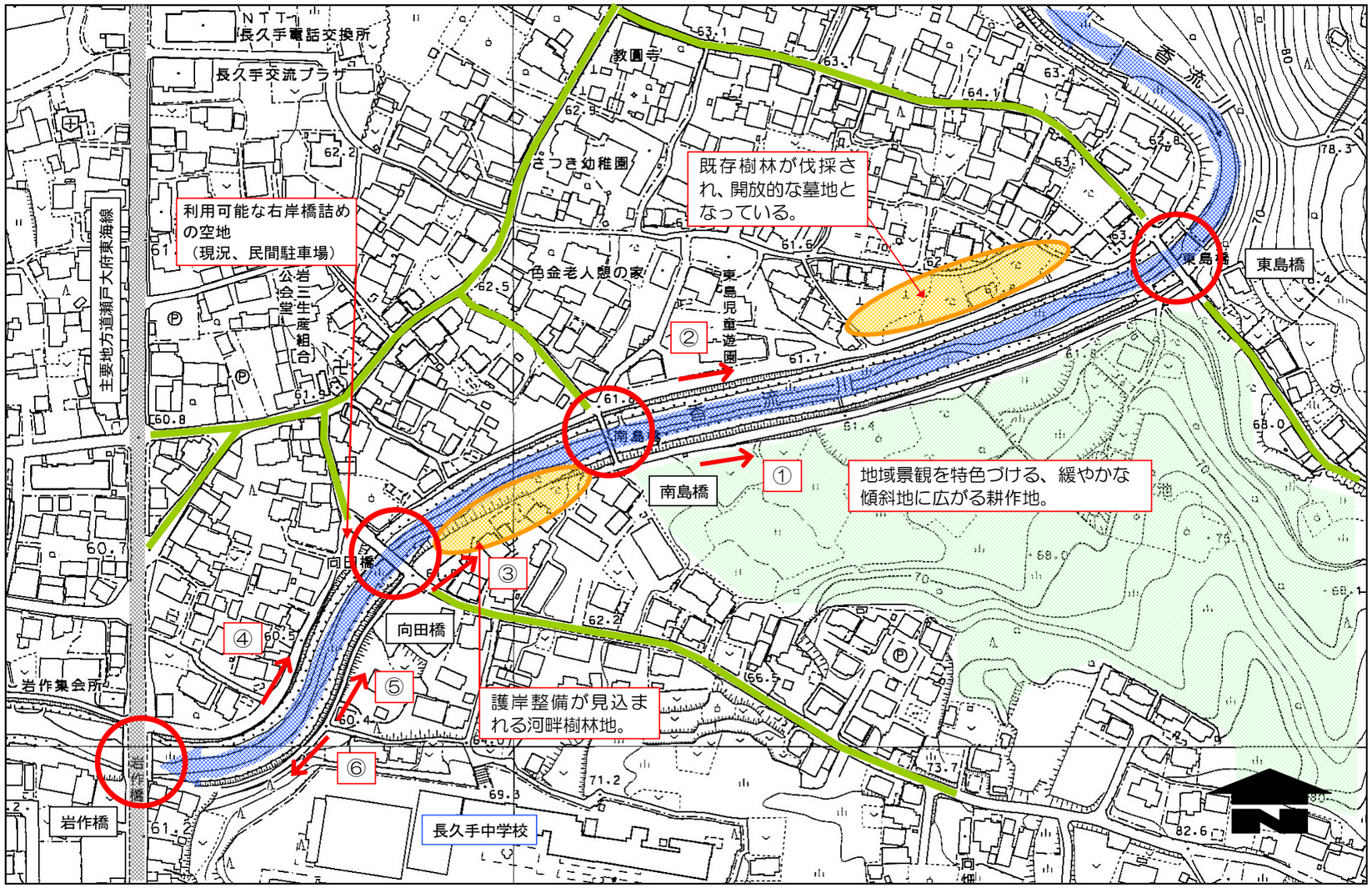

①	②
南島橋上流左岸の河川管理用地 未利用地で、後背農地の作業通路となっている	南島橋上流右岸の生活道路 部分的に広幅員となっている
③	④
向田橋上流左岸の河畔樹林 護岸が未整備で、県による護岸整備の計画がある	岩作橋より向田橋方向、上流右岸の生活道路景観 向田橋橋詰附近は狭幅員で、車輌のすれ違いは不可
⑤	⑥
向田橋下流左岸の管理用地 未整備だが、車両が通行している	岩作橋上流左岸景観 岩作橋手前で行き止まり

○東島橋から南島橋間は、右左岸とも通行が可能であるが、左岸は未舗装となっている。
　右岸は、東島橋下流の狭小な一部を除き、比較的広幅員の街路となっている。
○南島橋は狭幅員で自動車の通行は出来ない。
○南島橋から向田橋間の左岸は、河畔樹林が繁茂し護岸も未整備で通行は不可能となっているが、近年、県による護岸整備が見込まれている。
　右岸は、向田橋手前で行き止まりとなっている。
○向田橋右岸橋詰めには、利用可能な空き地（現在、民間駐車場用地）がある。
○向田橋から岩作橋間の左岸は、岩作橋手前で行き止まりとなっている。
　右岸は、向田橋附近は狭幅員となっているが、それ以外はすれ違いが可能な、比較的広幅員の街路となっている。

■　道路網図

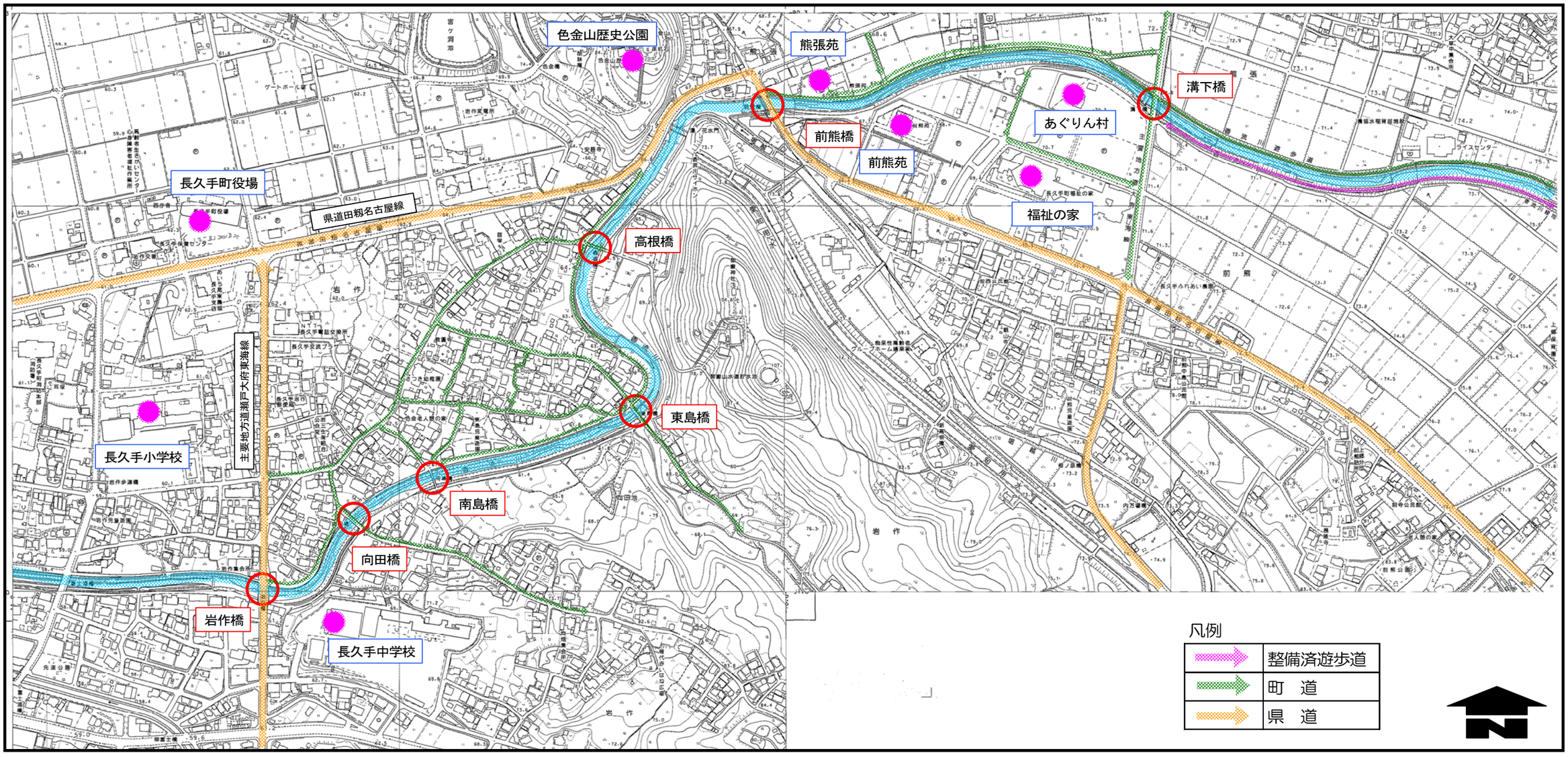

区　間	右・左岸	状　況	道路形態	
溝下橋　～　前熊橋	右　岸	全区間の堤防管理路が町道指定	車両通行不可	歩行者、自転車専用
		上記路線と並行して、前熊苑から溝下橋まで町道指定	車輌通行可	歩車共用
前熊橋　～　高根橋	右　岸	田籾名古屋線交差から町道指定	車輌通行可	歩車共用
高根橋　～　東島橋	右　岸	町道指定	車輌通行可	歩車共用
東島橋　～　南島橋	右　岸	町道指定	車輌通行可	歩車共用
南島橋　～　向田橋	右　岸	未指定、向田橋上流で通行止め	一部車輌通行可	歩車共用
南島橋　～　岩作橋	右　岸	町道指定	車輌通行可	歩車共用

【　溝下橋～前熊橋　】

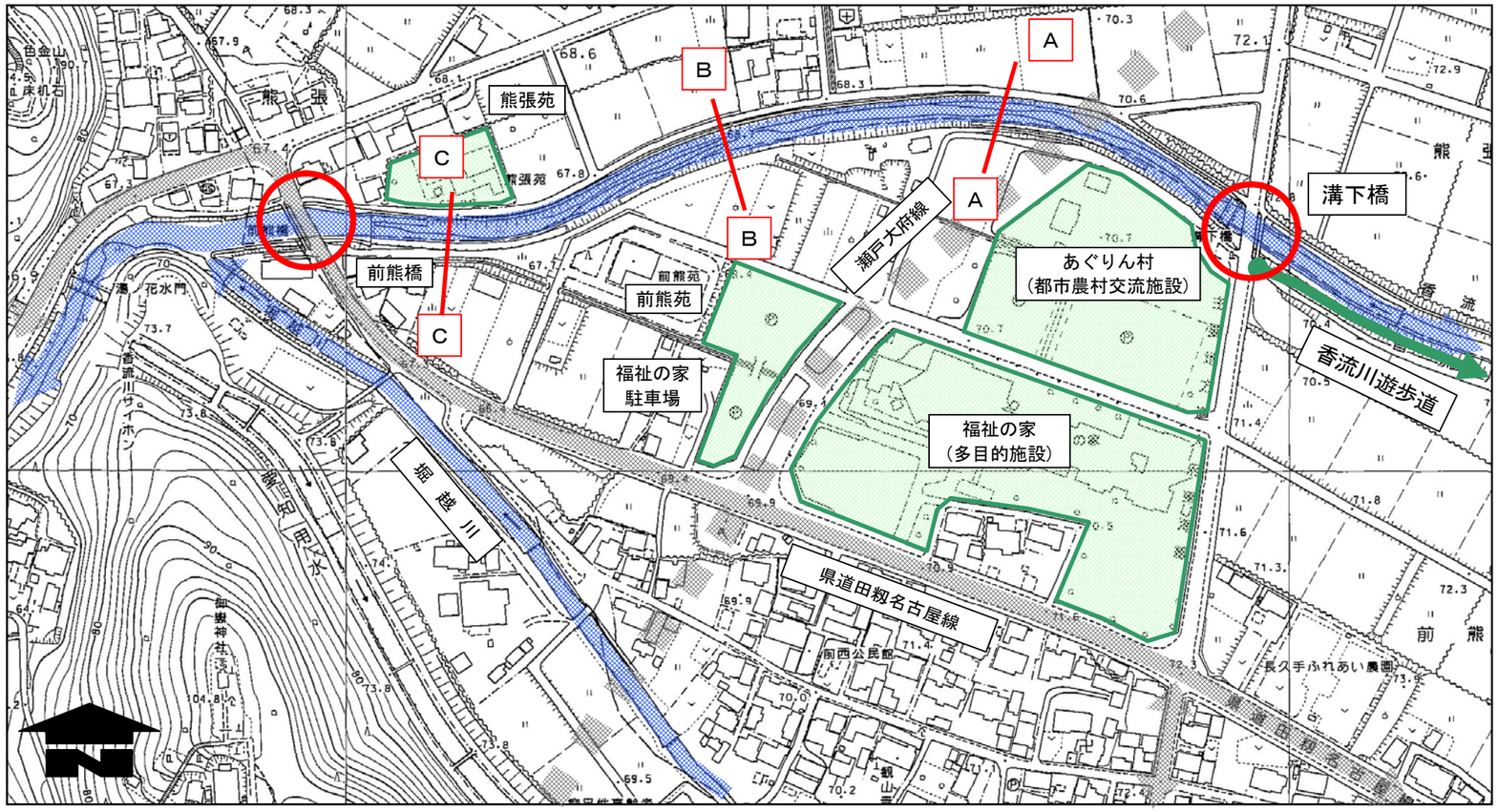

■道路状況

【　右岸　】

・車道と歩行者路の２段構成で、両道とも町道である。

・車道は生活道路となっており、幅員は部分的に４m以下の狭小道路で、対面通行は困難である。

・歩行者路は路肩を含め 1.5m程度の幅員で、川側に安全施設はなく、自転車でのすれ違いは厳しい状態である。

【　左岸　】

・部分的に通行可能な道路はあるが、区間全体を通して川沿いを通行することは困難。

・瀬戸大府線予定地以西から前熊苑、前熊橋の上流一部については通は不可能。

・あぐりん村後背の道路は、あぐりん村への資材搬入路となっており、比較的広幅員（実測 6.0m）となっている。

Ａ－Ａ　断面

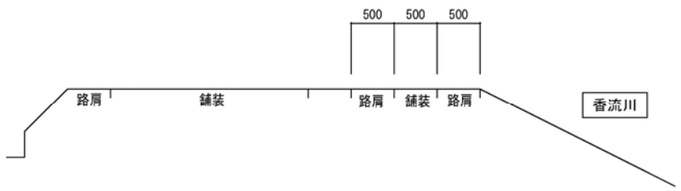

Ｂ－Ｂ　断面

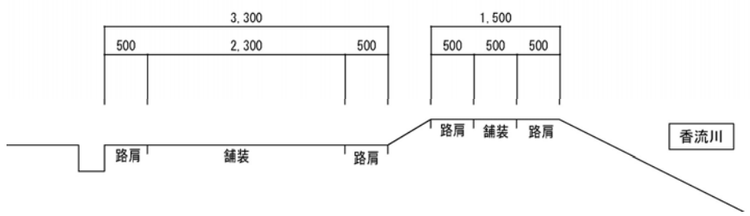

Ｃ－Ｃ　断面

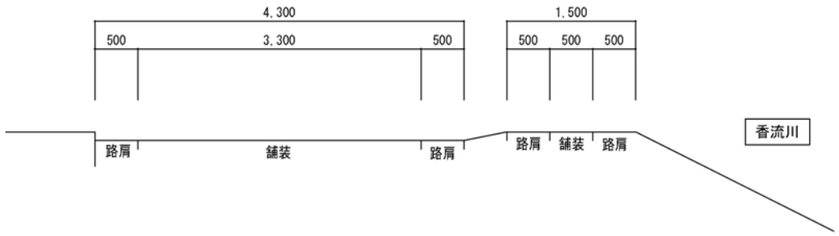

【　前熊橋～東島橋　】

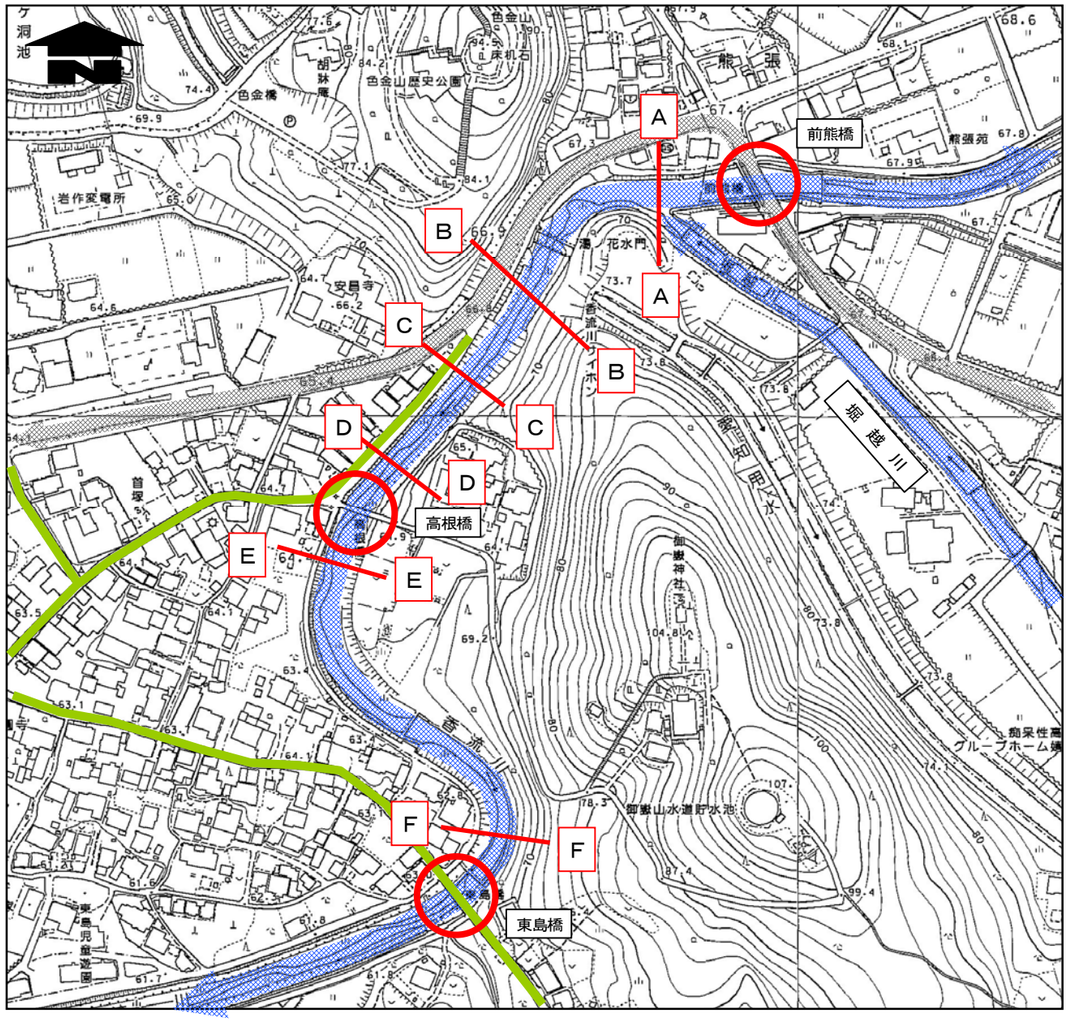

A－A　断面

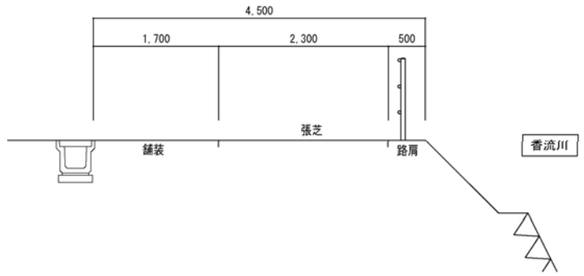

B－B　断面

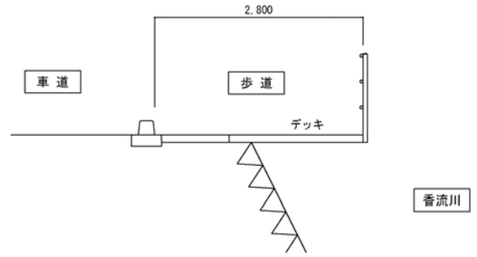

C－C　断面

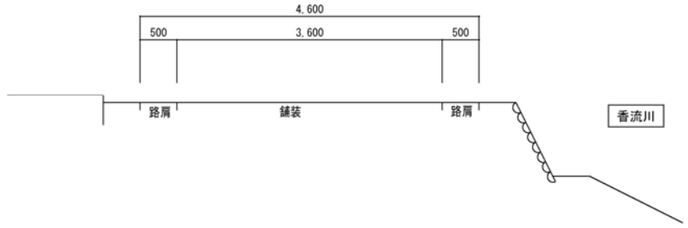

C－C　断面

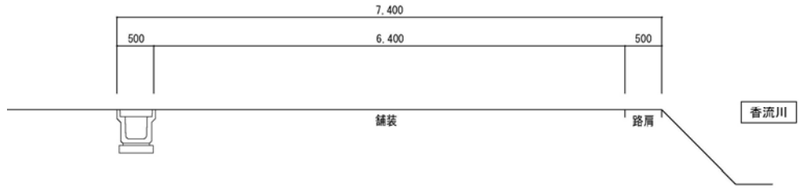

E－E　断面

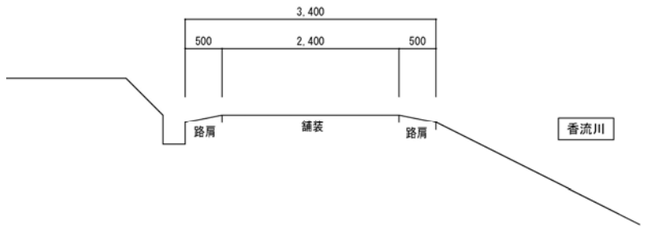

F－F　断面

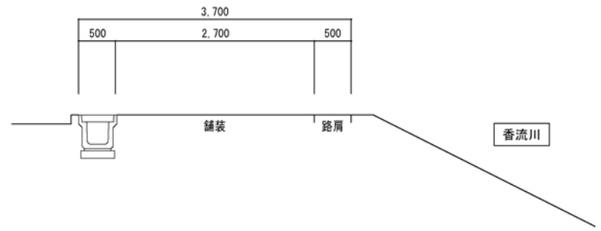

■　道路状況

【　右岸　】

・前熊橋橋詰めから県道田籾名古屋線につながる自転車歩行者路がある。
・県道田籾名古屋線は歩道が併設されている。
・県道田籾名古屋線から高根橋につながる町道は、４m以上の広幅員路となっている。
・高根橋から東島橋間は、路肩を含め４m以下の狭幅員路で、対面通行は困難である。

【　左岸　】

・全区間通行不可。

【　東島橋～岩作橋　】

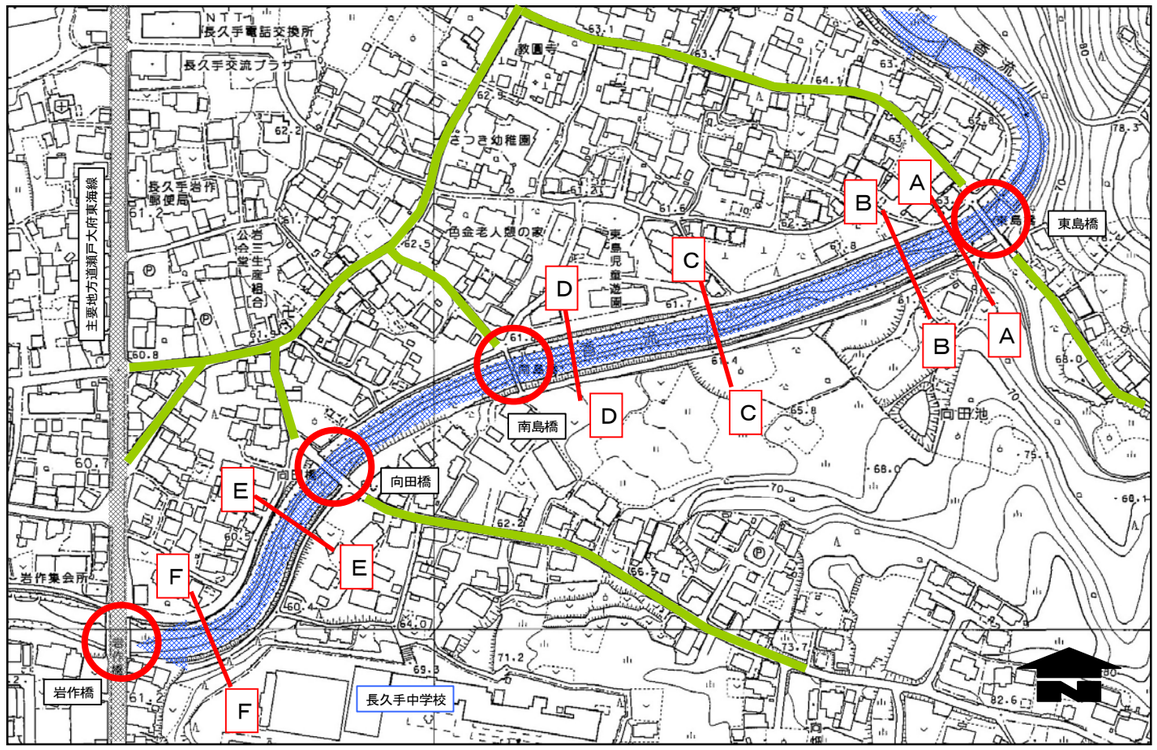

A－A　断面

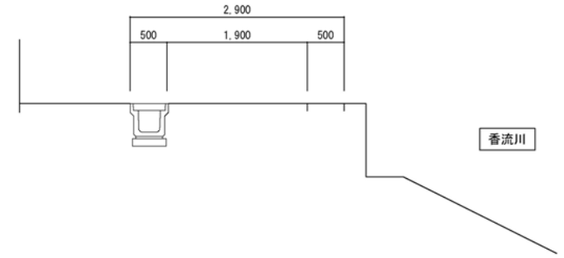

B－B　断面

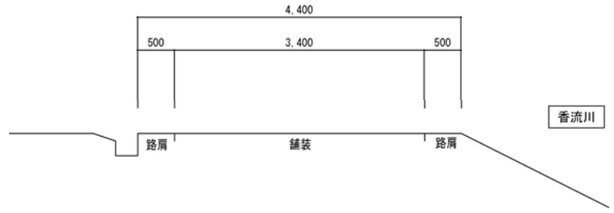

C－C　断面

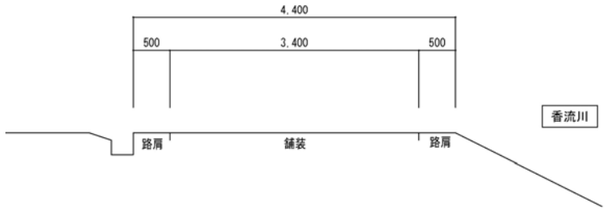

D－D　断面

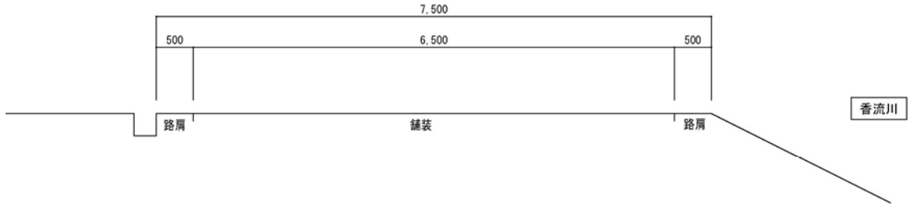

【　右岸　】

・向田橋手前で通行止めとなっている。
・東島橋橋詰め下流の一部区間は３m以下の狭小路で、対面通行は不可。
・上記以外の区間は４m以上の広幅員で、特に南島橋上流は７m以上となっている。
・南島橋から向田橋間は、3.5m（実測）程度で、対面通行は不可の状態となっている。
・向田橋橋詰め下流の一部区間は４m以下の狭小路で、対面通行は不可。
・上記以外の区間は４m以上の広幅員となっている。

【　左岸　】

・向田橋手前で通行止めとなっている。
・東島橋から南島橋までは未整備であるが、通行は可能な状態となっている。
・南島橋から向田橋間は護岸未整備区間で、護岸整備と合わせ通行可能が見込まれる。
・向田橋より岩作橋手前までは通行可能であるが、岩作橋で通行不可となっている。

Ｅ－Ｅ　断面

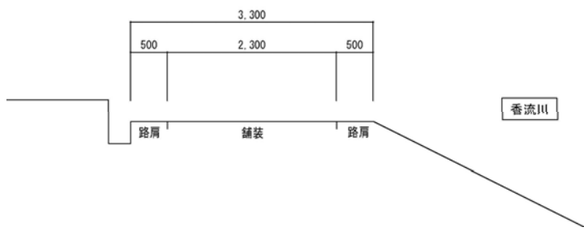

Ｆ－Ｆ　断面

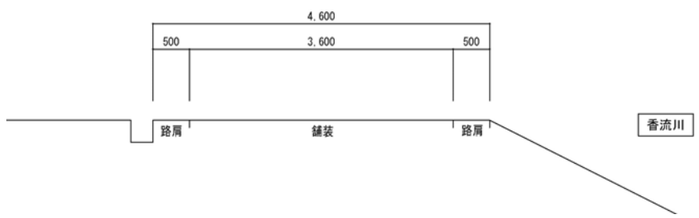

■　香流川の現況

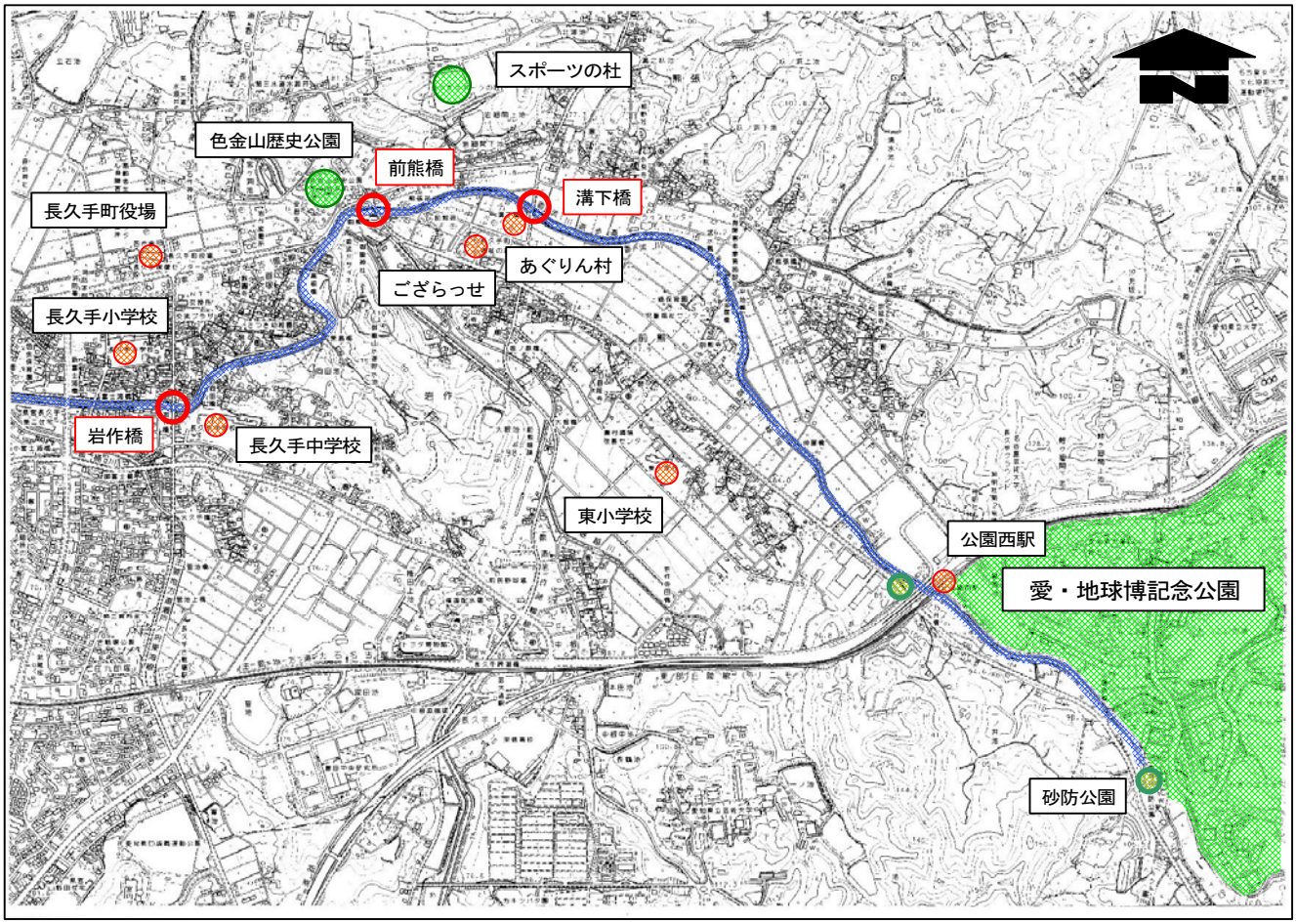

区　間	前熊橋より下流	前熊橋より上流
区　分	１級河川、県管理	砂防河川、町管理
整備状況	向田橋左岸上流は護岸未整備。 右岸は護岸整備済。 東島橋～堀越川合流までの左岸の一部は自然護岸。 部分的に 30 年降雨確率の流下能力が不足している箇所がある。	護岸整備済。 部分的に 30 年降雨確率の流下能力が不足している箇所がある。

３－２　環境保全措置の検討

前述の香流川整備基本計画を作成するにあたり、平成 10 年度の自然環境調査をもとに、本計画の対象となる溝下橋から岩作橋までの調査結果を以下に整理する。

【 溝下橋～前熊橋付近 】

①堀越川との合流を望む。
堆積洲は見られず、護岸が明瞭で人工的な河川景観となっている。

②前熊橋より下流部を望む。
正面の樹林は色金山、左は御嶽山の樹林。

③前熊橋と溝下橋の中間にある河畔樹林（竹林）。
堆積洲はなく右岸の堤体法面は草が繁茂しているが、河川と法面草地の一体性は乏しい。

④溝下橋より下流にある（仮称）「福祉の家」予定地を望む。
周囲は空間的広がりのある農地となっている。

現　況　河　川　断　面　　S＝1：200

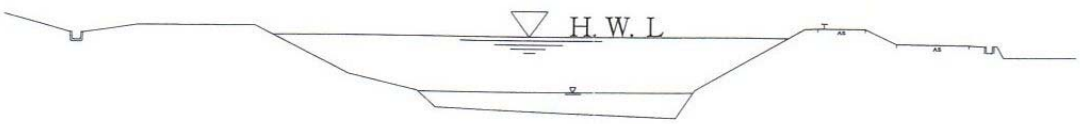

現況断面では 30 年降雨確率の流量を流下することはできず、河川改修が必要である。

【 高根橋～岩作橋付近 】

①岩作橋より上流部を望む。
堤体法面は水際まで草が繁茂している。
左岸には量的にまとまりのある竹林が見られる。

②東島橋周辺の景観。
堤体法面および堆積洲には草が繁茂している。
中央の緑塊は御嶽山、橋詰めは竹林となっている。

③東島橋より上流部を望む。
左岸側は水際まで御嶽山の樹林となっている。
右岸側は緩傾斜の堤体法面で、草が繁茂している。

④高根橋より下流部を望む。正面は住宅地内の竹林。
堆積洲による瀬・淵を形成している。
左岸側堤体法面は草が繁茂している。

現　況　河　川　断　面　　S＝1：200

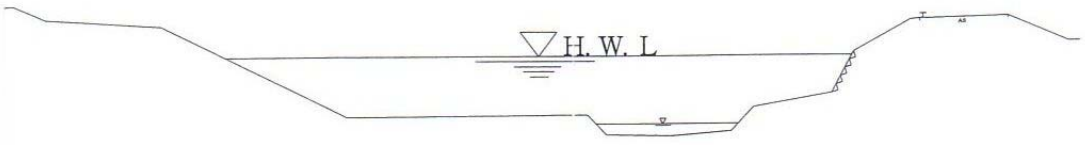

現況において、30年降雨確率の流量を流下可能な断面を確保している。

	高根橋付近	前熊橋付近
植物	確認種：31科98種 堆積洲が広範囲に見られ草本性植物が中心。 堆積洲：オオブタクサ、ミゾソバ等 堤防法面：スイバ、クズ等	確認種：23科71種 護岸整備により生育種は少く、大半が草本性植物。 堆積洲：ツルヨシ等 堤防法面：セイタカアワダチソウ、クズ等
哺乳類	確認種：1目1科1種 橋下でイタチ属の一種の足跡を確認。	確認種：3目3科3種 草地でモクラ属の坑道、護岸上でイタチ属の糞を確認。聞き取りによりヌートリアの生息を確認。
鳥類	確認種：5目15科22種 河道内でサギ類やカルガモ、カワセミを確認。 ヒヨドリやエナガ、メジロ等の林地性も確認。	確認種：5目15科20種 水辺ではカワセミを確認。 耕作地から民家周辺でカワラヒラやスズメの群を確認。
	カワセミは自然環境保全調査報告書においては注目種に指定	同　　左
両生類 爬虫類	確認種：2綱3目5科8種 両生類：カエル類を多く確認。 爬虫類：カナヘビ、クサガメ等を確認。	確認種：2綱3目5科6種 両生類：カエル類を多く確認。 爬虫類：アオダイショウ、スッポン等を確認。
陸生昆虫類	確認種：7目68科172種 コウロギ類、キリギリス類、バッタ類等の草地性の種を多く確認。	確認種：12目59科145種 カマキリ類、バッタ類等を確認したが、確認種は極端に少ない。
底生動物	確認種：7綱14目24科28種 三岐腸類のプラナリアを確認。 貝類はモノアライガイ等の巻貝が主。 環帯類はイトミミズやヒル類を確認。 甲殻類はミズムシとアメリカザリガニを確認。 昆虫類はカゲロウ類やユスリカ類を多数確認。 ハグロトンボやヤマサナエ、ギンヤンマ、シオカラトンボ等、数種のヤゴを確認。	確認種：6綱13目19科23種 貝類はモノアライガイ等の巻貝が主。秋期調査でマシジミを多数確認。 環帯類はイトミミズやヒル類を確認。 甲殻類はミズムシとアメリカザリガニを確認。 昆虫類はカゲロウ類やユスリカ類を多数確認。 ヤマサナエのヤゴ、１種のみを確認。
	河床には砂礫の早瀬や砂泥の平瀬がみられ、アシ等の抽水植物が繁茂し多様な河川環境を構成している。それを反映し多様な生物種の生息を確認。 数量的には、比較的汚れた水質に生息するイトミミズやユスリカ、カゲロウが占有している。 生息種は、東海地方の平地から丘陵地の河川や細流に一般的に生息する種となっている。	堆積洲による抽水植物がなく、生息場所をそれに依存するトンボ目の出現種が極端に少ない。 周囲から排水が流入しており、汚れた水質で生息可能なイトミミズやヒル類、ユスリカ、トビケラが数量的に占有している。 高根橋付近と同様、確認種はごく一般的な種となっている。
魚類	確認種：3目5科12種 オイカワ、カワムツ、カワヨシノボリを多数確認。 メダカ１個体を秋期に確認。	確認種：2目4科10種 オイカワ、カマツカを多数確認。 落差工より上流ではカマツカを確認できず、落差工が本種の移動を制限している可能性がある。
	メダカは絶滅危惧Ⅱ類に指定	

	高根橋付近	前熊橋付近
生育・生息立地	・両護岸は構造物で固められ家屋も入り込んでおり、堤内地との関連は薄い。 ・流況は御嶽山の裾を蛇行しており、水質は良好とは言い難いが多様な河床を構成している。 ・川幅が広く、一部には御嶽山の既存樹林と一体となった堆積州もみられ、多くの生物種が確認されており、縦断的な生息域が形成されている。	・両護岸は構造物で固められ家屋も入り込んでおり、堤内地との関連は薄い。 ・調査区域中、最も堤内地との関わりが薄い。 ・前熊橋上流のわずかな堆積州が当該区域の動植物の主な生息域となっている。 ・それ以外は単調な流況で生息環境も画一化しており、出現種も調査区間中最も少ない。
景観	・護岸天端から水面までの高さが比較的あり、またブロック積み護岸であることから、近づきにくい形態となっている。 ・ただし、張りブロックの護岸は緩傾斜で広がりを感じることができ、堤内地へのつながりを誘導させる機能を持っている。 ・隣接する住宅地に点在する竹林や御嶽山の樹林によって、緑豊かな里山的景観を呈している。	・堆積州がなく、河床全面が水面で構成されていること、コンクリートブロックで固められた護岸勾配が急であるため、水面と堤防道路との間に一体感が感じられない。 ・調査区間では最も人工的な景観となっている。
総合評価	・人為的改変度が高く、帰化植物の占有も進んでおり、魚類を始め他の生物種についてもごく一般に見られる種であり、特に保全を必要とする貴重種は見られない。 ・魚類調査でメダカ1個体が確認されているが、郷土固有種の同定はできず、特に保全する必要性は低いと考えられる。 ・既存竹林や御嶽山裾野の樹林は、河川と調和した里山的な落ち着きのある景観を醸し出しており、保全を含め積極的な活用を図る必要がある。	・人為的改変度が高く、帰化植物の占有も進んでおり、魚類を始め他の生物種についてもごく一般に見られる種であり、特に保全を必要とする貴重種は見られない。 ・一部に残存している河畔樹林は、周囲に広がる農地景観においては貴重な緑となっており、積極的な活用を図る。
河川計画	現況において30年降雨確率の流量を流下できる断面を確保している。	＜溝下橋付近＞ 現況断面では、対象となる30年降雨確率の流量を流下することができない。

瀬戸大府線整備の県の現地調査においても重要な動植物の生息、生育している可能性が低いことが確認されており、河道内でも同様に保護、保全すべき稀少生物種は確認されていない。

そのようなことから、重要生物種が確認された場合には、専門家の意見を聞きながら、自然環境に留意した整備を検討する。

３－３　遊歩道連続化の整備課題

■既整備区間と計画対象地最下流の岩作橋までの連続ルート確保の課題

溝下橋上流の香流川遊歩道と下流岩作橋までの連続性を確保するには、前述の現況分析から以下の阻害要素の解消が重要な課題となる。

〇利用安全面で障害となる溝下橋、前熊橋の横断

・既整備区間を含め、岩作橋から東部丘陵線公園西駅までのルートの中間拠点となる「あぐりん村」「ござらっせ」につながる町道郷前溝下１号線の横断手法の検討。
・大型車輌の通行が多い、県道田籾名古屋線の横断手法の検討。

〇左岸利用となっている既整備区間から前熊橋以降の右岸ルートへのシフト。

・前熊橋から東島橋間の左岸は、御嶽山の丘陵裾が直接香流川左岸を形成しており、物理的に通行不可であり、前熊橋までで右岸ルートにシフトする必要がある。

〇右左岸両岸が利用可能区間のリスク比較。

・溝下橋から岩作橋の区間において、上述の前熊橋～東島橋間を除く区間は、河川管理用地の確保によっては右左岸の両岸が利用可能であり、それぞれのルートによる事業可能性を検討する必要がある。

■利用利便性向上のための検討

・近接立地する公共施設や史跡・文化財を有機的に結びつけることは、遊歩道利用の向上に資する要素であり、それらを活用できる場に休憩を兼ねた小拠点の設定を検討する。
・全区間において遊歩道として利用する町道は、大半が狭幅員の周辺住民の生活道路であり、遊歩道利用としての安全性の確保と生活道路利用との共存化を検討する。

３－４　遊歩道連続化、休憩スポットの検討

3-4-1　溝下橋の横断

上流の香流川緑地と連続性を確保するには、町道郷前溝下１号線の横断が課題となる。
町道郷前溝下１号線の横断を行う方法として、以下の手法が考えられる。

第１案：溝下橋に隣接する人道橋を利用し、香流川両岸堤防部に信号施設を設けることにより、町道郷前溝下１号線を横断する。
第２案：大府東海線の片歩道を利用し、直近の交差点施設において町道郷前溝下１号線を横断する。
第３案：溝下橋の堤外側に遊歩道用アンダーパス施設を設け、立体的に町道郷前溝下１号線を横断する。

上記の各案における問題点等について、以下に整理する。

1）第１案に対する問題点
①町道郷前溝下１号線は交通量が多く安全性の確保から、香流川堤防付近の信号設置は、困難である。
②信号待ちにおける自転車の滞留スペースの確保が難しい。

2）第２案に対する問題点
①町道郷前溝下１号線の歩道を利用するため、歩道幅員の拡幅が必要となる。
②町道郷前溝下１号線の歩道は、現在の土地利用状況を踏まえ両側に設置することは困難である。
③直近の交差点まで走っての横断となる為、遊歩道の延長がかなり長くなる。

3）第３案に対する問題点
①溝下橋の堤外側アンダーパスにおいて、建築限界での高さ 2.5m を確保できる位置まで、路面を下げる必要があることから、増水時での通行が不可能となる。
②洪水後において、アンダーパス施設への維持管理および、点検が必要となる。

上記に示した各案における問題点の中でも、第３案の増水時の通行不能については、年に数回程度であること、香流川の常時水位が比較的低いことなどから、自転車道の動線として第３案の溝下橋アンダーパス施設による県道横断が、妥当と考えられる。

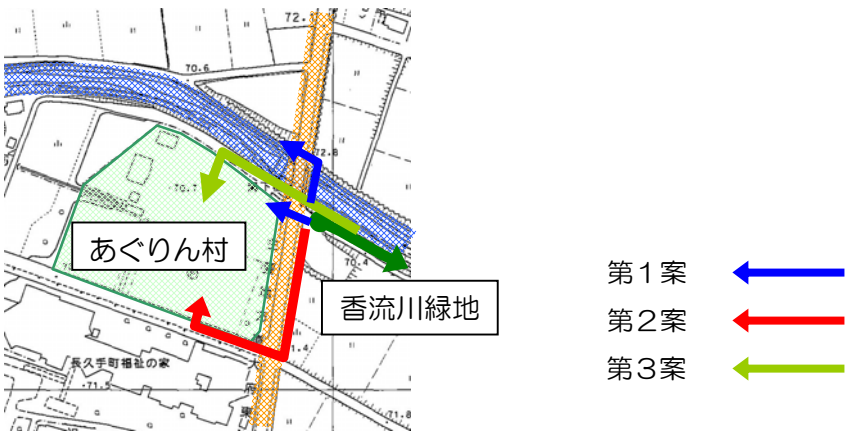

■ 溝下橋付近の香流川の現状

当該溝下橋付近における香流川河川施設の現状は、以下のとおりである。

①溝下橋の左岸直上流位置まで遊歩道が整備されている。

②橋の直下流において、砂防施設である床固工が設置されている。

③橋の直上流には、隣接して単独の歩道橋が設置されている。

④溝下橋の上部工には、水道等の添加施設が設けられている。

⑤本位置における香流川の護岸工は、低水部はブロック積み護岸であり、その上部は 1.5～2 割勾配における張りブロック護岸である。

⑥溝下橋における河川断面は、橋梁に対し河川断面が右岸側に偏心しており、左岸側堤防天端部において 3.6m 程度の余裕を有している。

⑦計画高水位は、砂防河川であることから、橋梁上部工下端から 1.10m 下がりの高さであると推測される。

写１．溝下橋（香流川下流から望む）

写２．溝下橋（香流川上流から望む）

遊歩道のアンダーパスの諸元に対して自転車での通行が可能なように、参考までに自転車道の諸条件をもとに検討する。

■自転車道の諸条件

⑴ 自転車道の分類

1）道路法及び道路構造令による分類

イ．自転車道

ロ．自転車歩行車道

ハ．自転車専用道路

ニ．自転車歩行者専用道路

2）機能的分類

イ．A 種の自転車道

交通の安全と円滑を目的として、主に通勤、通学、買い物等の日常生活に利用される自転車交通を対象として計画されるもの。この場合、道路の一部として設置されることが多い。

ロ．B 種の自転車道

屋外レクリエーションの一環として、都市公園、広域公園、景勝地、観光地等と一体となり、レクリエーションに利用される自転車交通を対象として計画されるもの。この場合、専用道路として設置されることが多い。

分　類	主　目　的	用　　途	主な形態
A種の自転車道	交通の安全 円滑な交通	日常生活交通	道路の一部として設置 されることが多い
B種の自転車道	国民の身心の 健全な発達	レクリェーション	専用道路として設置 されることが多い

.自転車道の機能的分類(自転車道等の設計基準解説より)

⑵ 設計速度

自転車道等の設計速度は、下表の設計速度における左側の欄にあげる値とし、地形状況、その他の条件によりやむを得ない場合には、右側の欄の値まで縮小することができる。

種　　別	設計速度（ｋｍ/時）	
A種の自転車道	１５	１０
B種の自転車道	３０	１０

自転車道等の設計速度(自転車道等の設計基準解説より

⑶ 自転車道の建築限界

自転車道及び自転車歩行者道の建築限界は、道路構造令第 12 条、自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は第 39 条にて、以下のように定められている。

1) 道路構造令第 12 条

歩道及び自転車道等の建築限界は、図２に示すものと定められている。

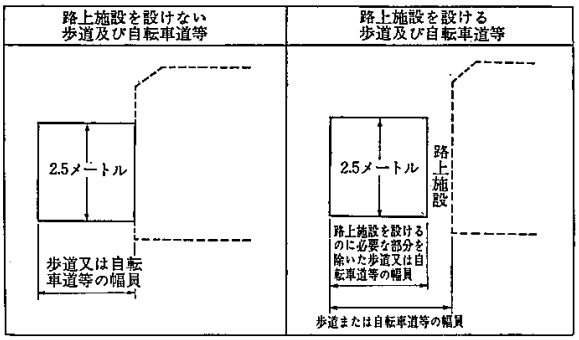

第 12 条に規定される建築限界

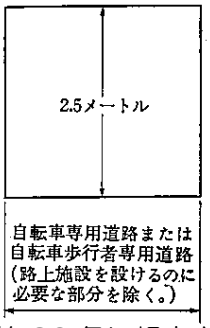

第 39 条に規定される建築限界

2) 道路構造令第 39 条

自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、図３のとおりである。

なお、建築限界とは、道路交通の安全を確保するために、ある一定の幅、ある一定の高さの範囲内には、障害となる様な物はおいてはいけないという空間確保の限界である。

また、自転車に乗った人の通行空間は、下図に示すように高さ 2.25m で、0.25m の余裕を考慮して 2.50m と規定している。幅については、通行帯(0.60m)と側方余裕幅(0.20m)を考慮して 1.0m と規定している。

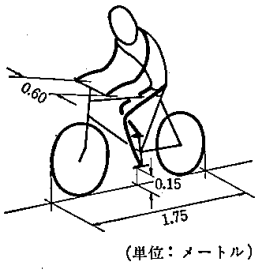

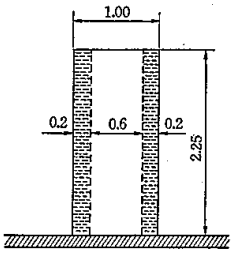

通行帯と側方余裕

⑷ 自転車道の縦断勾配の規定について

1)最急縦断勾配は、原則として５%と規定している。ただし、立体交差、橋梁及び高架の自転車道等の取り付け部については、この限りでない。

2)縦断勾配ごとの制限長は、下表の値を標準としている。

縦断勾配(%)	制限長(m)
5	１００
4	２００
3	５００

3)標準な縦断勾配が連続するときは、制限長に達するごとに３%未満の勾配区間を 100m 以上設けるよう規定されている。

⑸平面交差部における交差接続に関する規定

1)自転車道等が他の道路と交差する場合、又は各種出入口等を切り下げる場合は、走行上支障のないようにできるだけなめらかにすりつける。区画するための段差をつける場合は、2㎝程度とする。なめらかにすりつける場合のすりつけ勾配は、 5～10%とすることが望ましいと規定している。

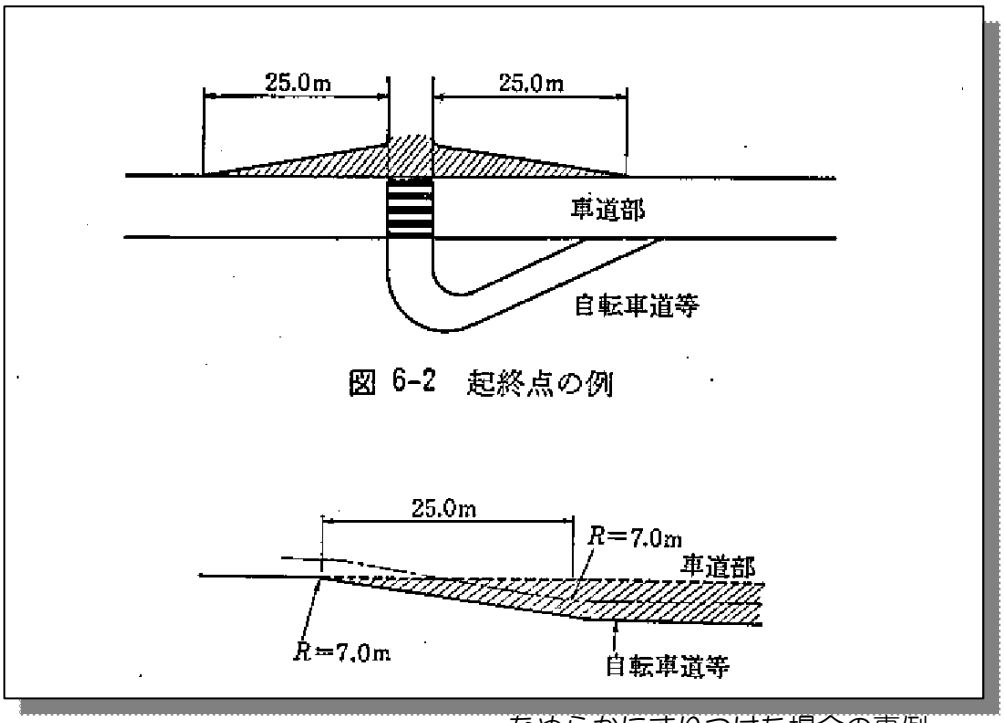

なめらかにすりつけた場合の事例

⑹ 立体交差部における交差接続に関する規定

1)立体交差する場合の自転車道等の幅員その他の基準は、原則として一般部と同じとする。ただし、縦断勾配については、地形の状況その他やむを得ない場合には、12%以下の斜路又は 25%以下の斜路付き階段とすることができる。

2)縦断勾配が 5%を越え 25%以下の斜路又は斜路付き階段において、高さが3mを越える場合は、高さ3m以内毎に水平区間を設けなければならない。水平区間の長さは、2m以上と規定している。

■ 溝下橋アンダーパスの線形計画

（1）平面、縦断計画

町道郷前溝下１号線の横断に関する溝下橋アンダーパスの平面計画は、香流川上流部において左岸側に自転車道が整備されていること、福祉の家、あぐりん村(都市農村交流施設)等

香流川の左岸側に位置すること、香流川河道断面として左岸側に多少の余裕があることから、左岸側を対象として整備を行う。

溝下橋アンダーパスの設置について、留意事項を下記に示す。

1)溝下橋下流左岸の現在利用している道路及び施設等に影響させないよう計画する。

2)香流川の現況河道断面(流積)を侵さない計画とする。

3)溝下橋上流左岸側の自転車道において、既存機能における町道郷前溝下１号線への平面交差動線は確保する。

4)香流川の河川施設への影響は最小限とし、既存施設を残した計画とする。

5)溝下橋アンダーパスの自転車道路面計画高は、桁下に建築限界高さ 2.5ｍを確保できる位置(標高 69.23)と設定する。

6)アンダーパスの取り付け斜路は、規定される勾配 5～12%において、施設への入り口及び影響範囲の最小化を踏まえ、斜路勾配を７%とした。

以下に、平面縦断計画の概要図を示す。

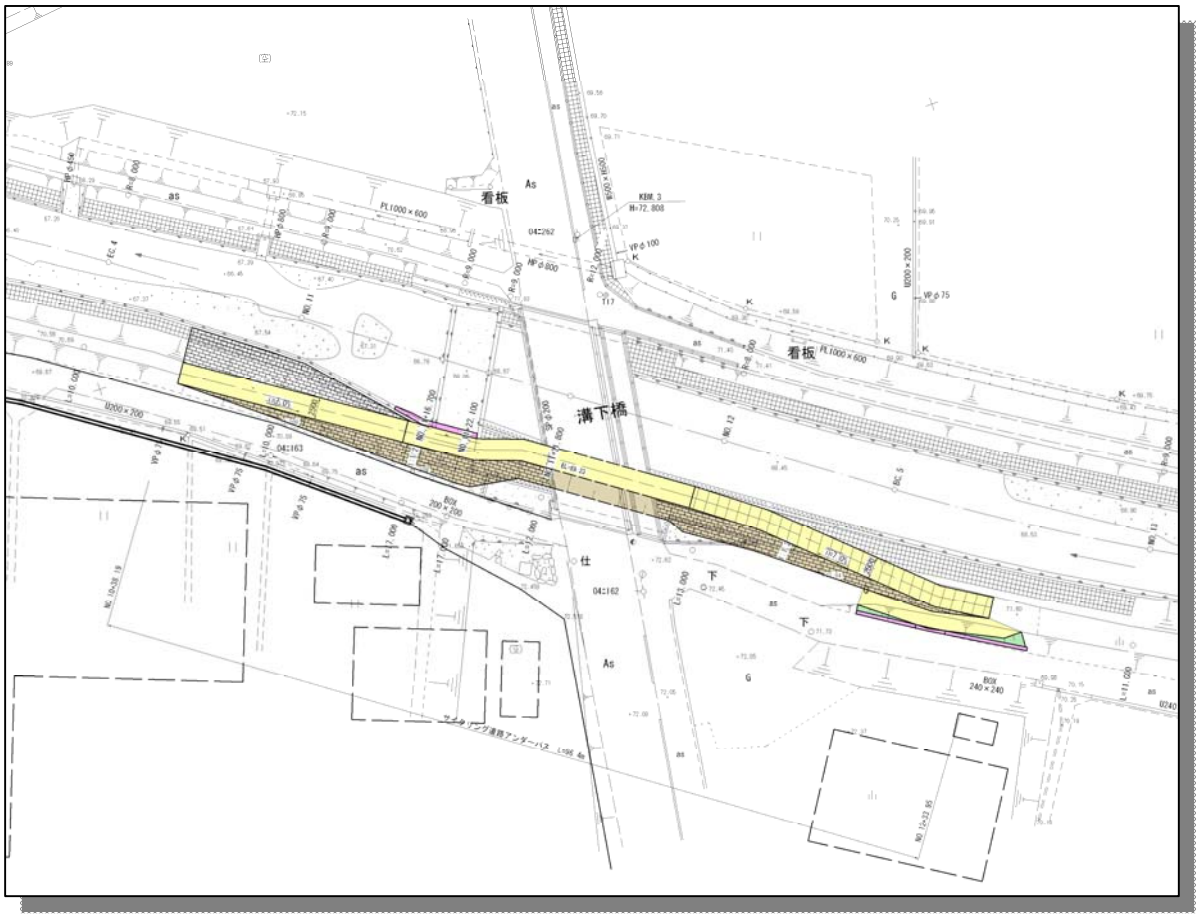

計画平面図

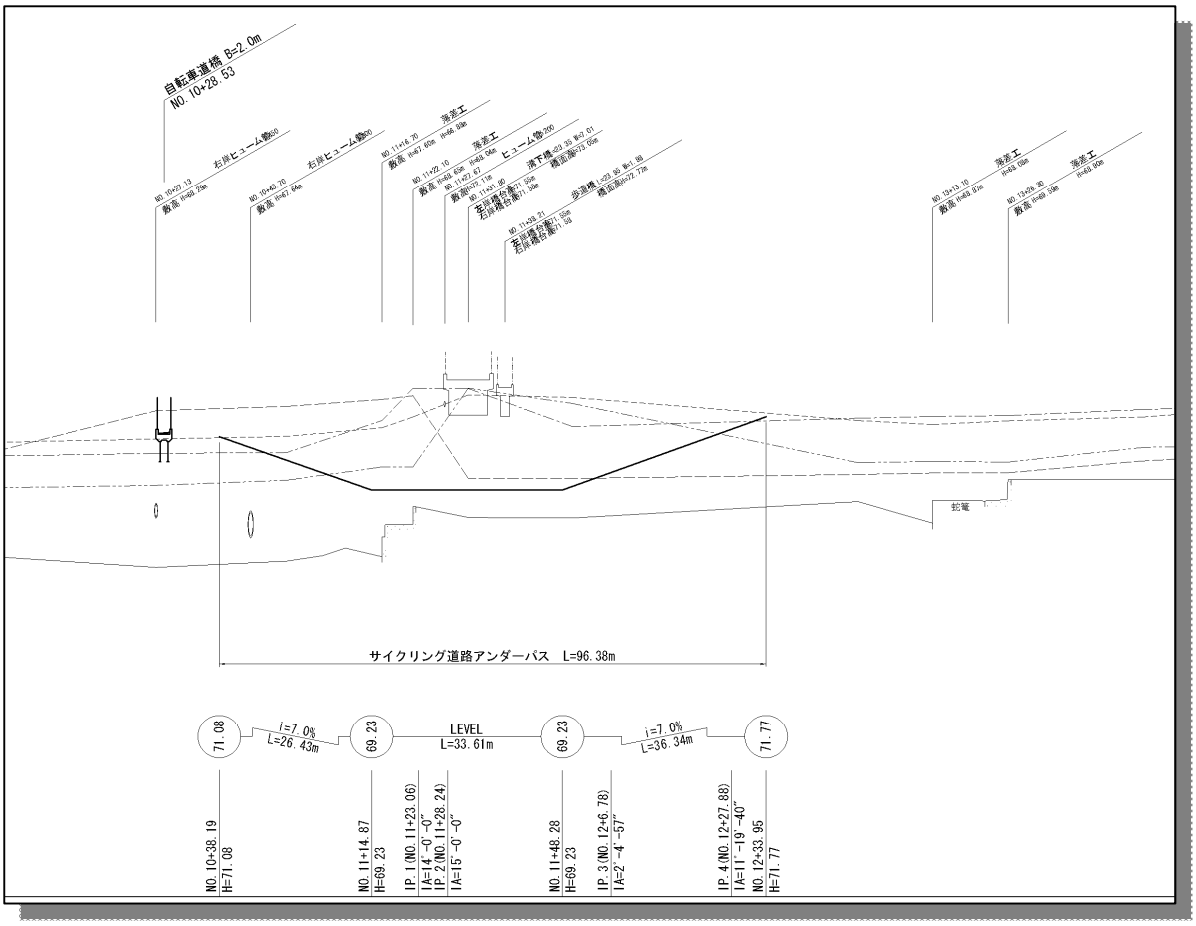

計画縦断図

⑵ 断面計画

溝下橋アンダーパス施設における断面計画は、香流川の流下断面に影響させず、現況余裕を利用し、既設堤防線形を踏まえた計画とする。

断面計画上での留意事項を下記に示す。

1)アンダーパス施設において、溝下橋の桁下端から建築限界高さ 2.5mを確保し、遊歩道幅 2.0m及び路肩 0.5mの全幅 2.5mを確保する計画とする。

2)計画路面高は、建築限界を考慮し標高 69.23 とする。

3)遊歩道の空間確保は、香流川河積に影響させず、護岸部を掘り広げる方針とする。

4)アンダーパス路面高より上部の河川法覆工は、上下流の取り合わせを踏まえ、法勾配 1.2 割の張りブロック護岸とする。なお、覆工範囲は、堤防法肩まで行うものとする。

5)転落防止施設として、路肩部に高さ 1.1mの防護柵を設置する。

6)翼壁構造形式の場合、左岸堤防部に接近するため上下流取り付け部において、擁壁工が必要となる。

以下に、アンダーパス部の標準断面図を示す。

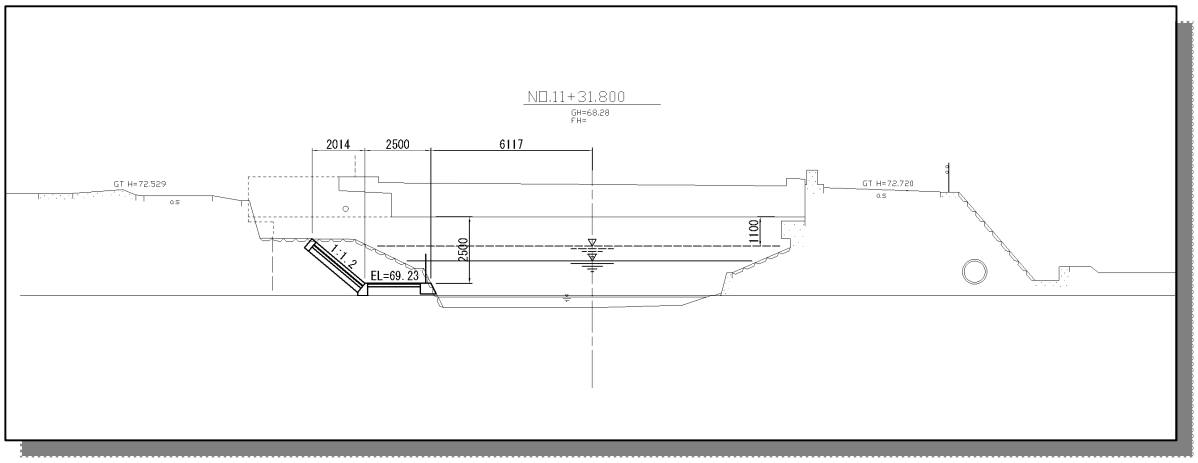

標準断面図（オープン形式）

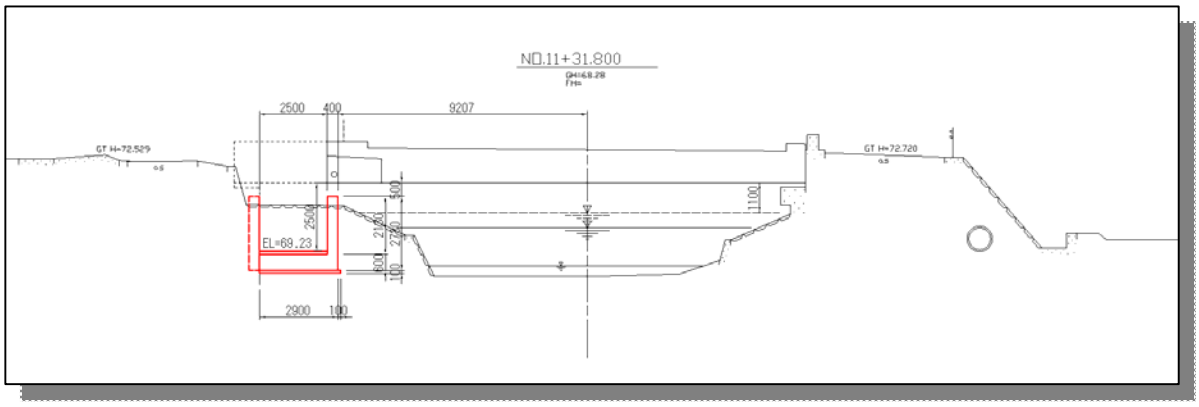

標準断面図（翼壁構造形式）

なお、次頁に溝下橋のアンダーパスにおける構造形式についての比較表を示す。

溝下橋アンダーパスの整備にあたり、下記の観点から第２案の採用が有望である。

- **香流川の増水に拘わらず通行が可能であること**
- **河川の流水が直接流れ込まないため、洪水後の流木、浮遊物（ごみ）等の除去、維持管理が容易であること**

溝下橋アンダーパス計画構造型式比較表

	第１案	第２案
構造型式図	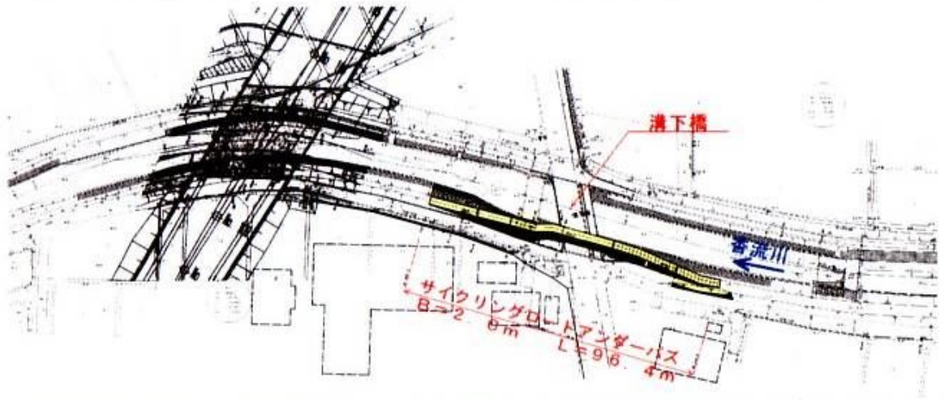	
	第１案断面図 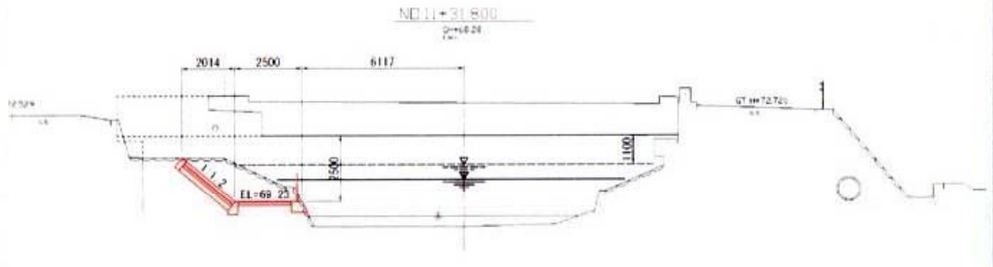	**第２案断面図** 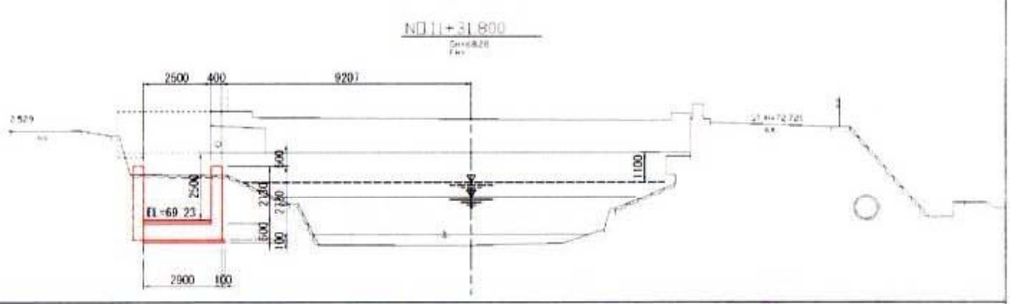
計画条件	1) 溝下橋下流左岸の現在利用している道路及び施設等に影響させない計画とする。 2) 香流川の現況河道断面(流積)を侵さない計画とする。 3) 溝下橋上流の自転車道において、既存の大府東海線への平面交差への動線は確保する。 4) 香流川の河川施設への影響は最小限とし、既存施設を残した計画とする。 5) 溝下橋アンダーパスの計画路面高は、桁下に**建築限界高 2.5m** を確保できる**位置(標高 69.23)**と設定する。 6) アンダーパスの取り付け斜路は、規定される勾配 5～12%において、施設への入り口及び影響範囲の最小化を踏まえ、**斜路勾配７%**とする。 7) アンダーパス施設の路面幅は、**有効幅員 2.0m**及び**側部施設帯 0.5m** の**全幅 2.5m** を確保する計画とする。	
構造型式概要	・自転車道の空間確保は、香流川の河積に影響させず、護岸堤防部を掘り広げる。 ・アンダーパス路面の堤防側は、河川法覆工として**1.2 割の張りブロック護岸**とする。 また、流水側は、低水護岸天端処理及び**転落防止施設**を設ける。 ・路面は、コンクリート舗装を行う。	・アンダーパスの設置は、既設の低水護岸に影響させない施工において、河川流水が入り込まない**翼壁構造**とする。 ・橋梁下は、橋台を併用させた**Ｌ型構造**とし、橋梁の上下流部は、堤防の土留め機能を受け持つ**Ｕ型構造**とする。 ・路面は、コンクリート舗装とする。
特異性(長所)	・アンダーパス空間は、川側が開放されているため、比較的**明るく快適**に通行できる。 ・視距が十分確保され、自転車等の安全な通行が可能である。 ・死角が少なく、比較的**治安性が良い**。	・本施設は、河川流水を遮断する構造であるため、施設内に雨水等が貯まっていなければ、**河川の増水時でも通行可能**である。 ・河川の洪水後において、流木、浮遊ゴミ等への清掃管理は不要である。
特異性(短所)	・河川の**増水情報**を管理し、**通行規制**に関する管理体制が必要である。 ・河川の洪水後において、**流木、浮遊ゴミ等への清掃管理**が必要である。	・日々の**降雨量情報**を管理し、**通行規制**に関する管理体制が必要である。 ・橋梁上下流部の降雨が流れ込むため、維持管理として**雨水強制排水施設**が必要である。 ・洪水時の施設構造体に作用する**浮力**により単体重量を要し、**工事費が高く**なる。 ・暗雲時において、橋梁直下が暗くなり**照明施設**が必要となる。
評価・概算工事費	**直接工事費　12,700,000 円**	○　**直接工事費　24,130,000 円**

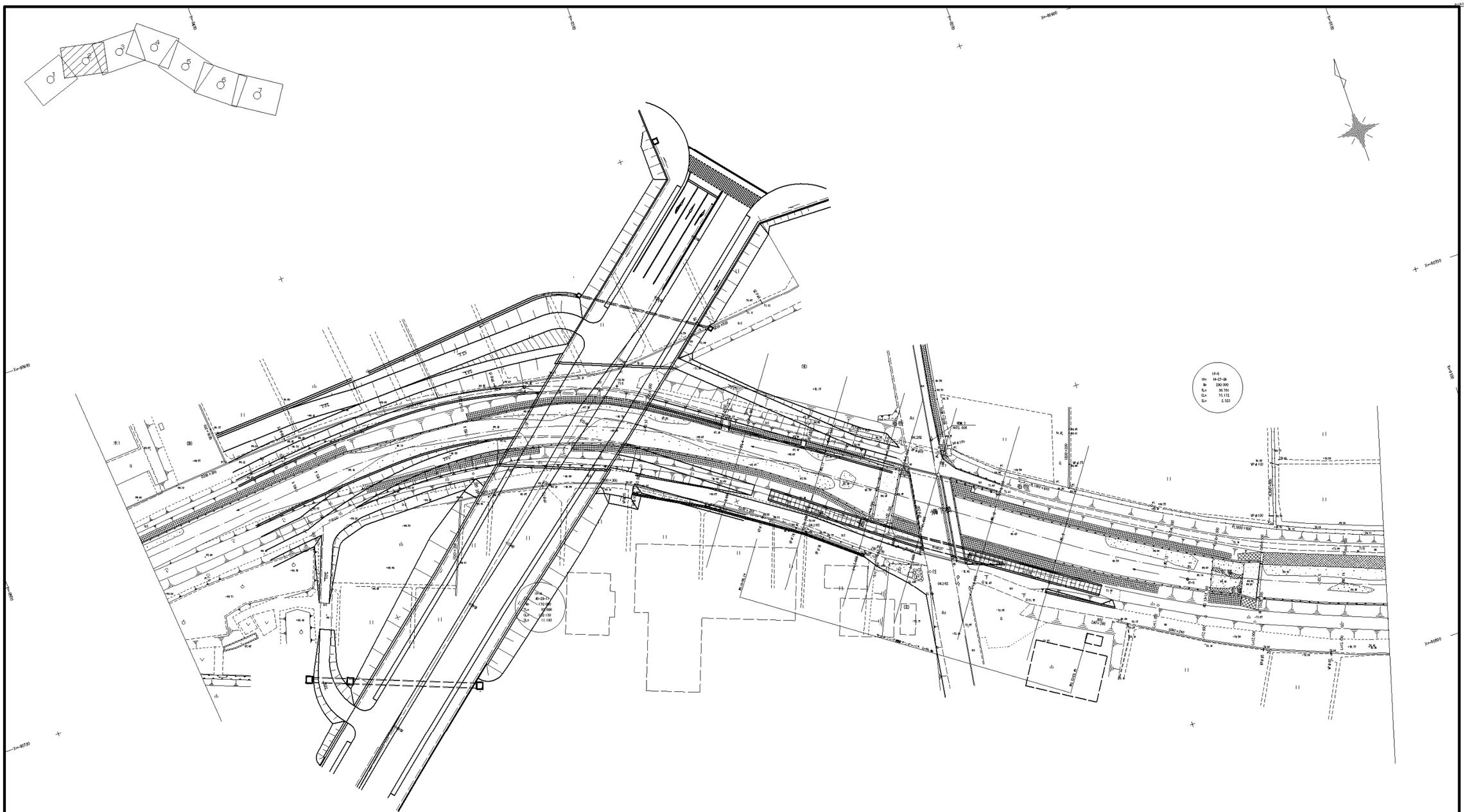

工事名	香流川緑道測量設計業務委託
路線名 河川名	香流川
工事箇所	長久手大字前熊地内始め
図面名称	平面図
縮尺	1:500
図面番号	全 7 葉之内第 2 号

長久手町

サイクリング道路アンダーパス概要図

平　面　図　S=1：250

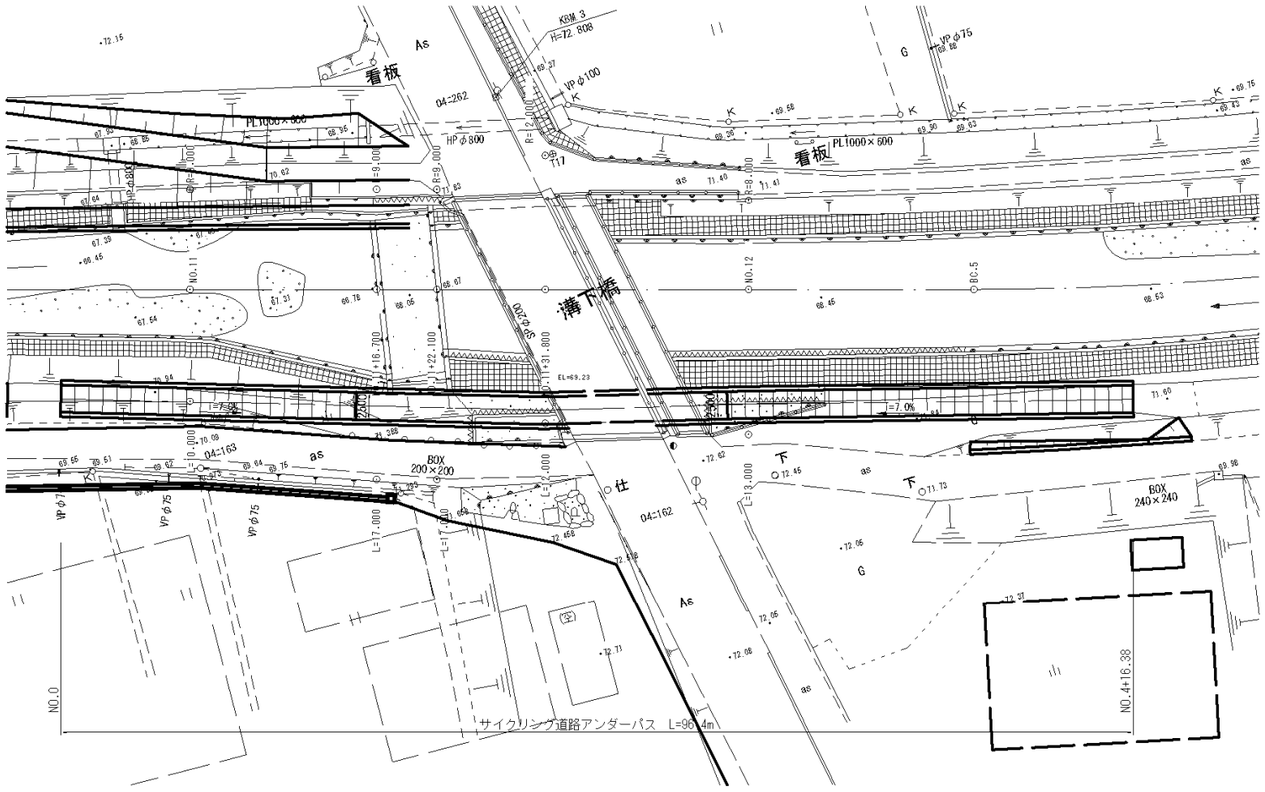

第２案断面図　S=1：100

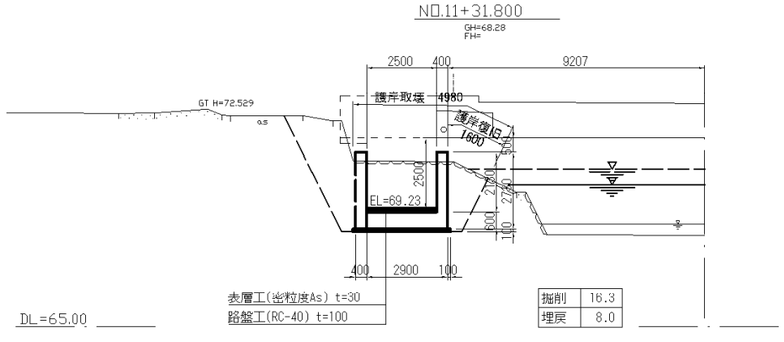

工事名	香流川緑道測量設計業務委託
路線名 / 河川名	香　流　川
工事箇所	長久手大字前熊地内始め
図面名称	サイクリング道路アンダーパス概要図
縮　尺	1:250 1：100
図面番号	全 28　葉之内第 6 号
長　久　手　町	

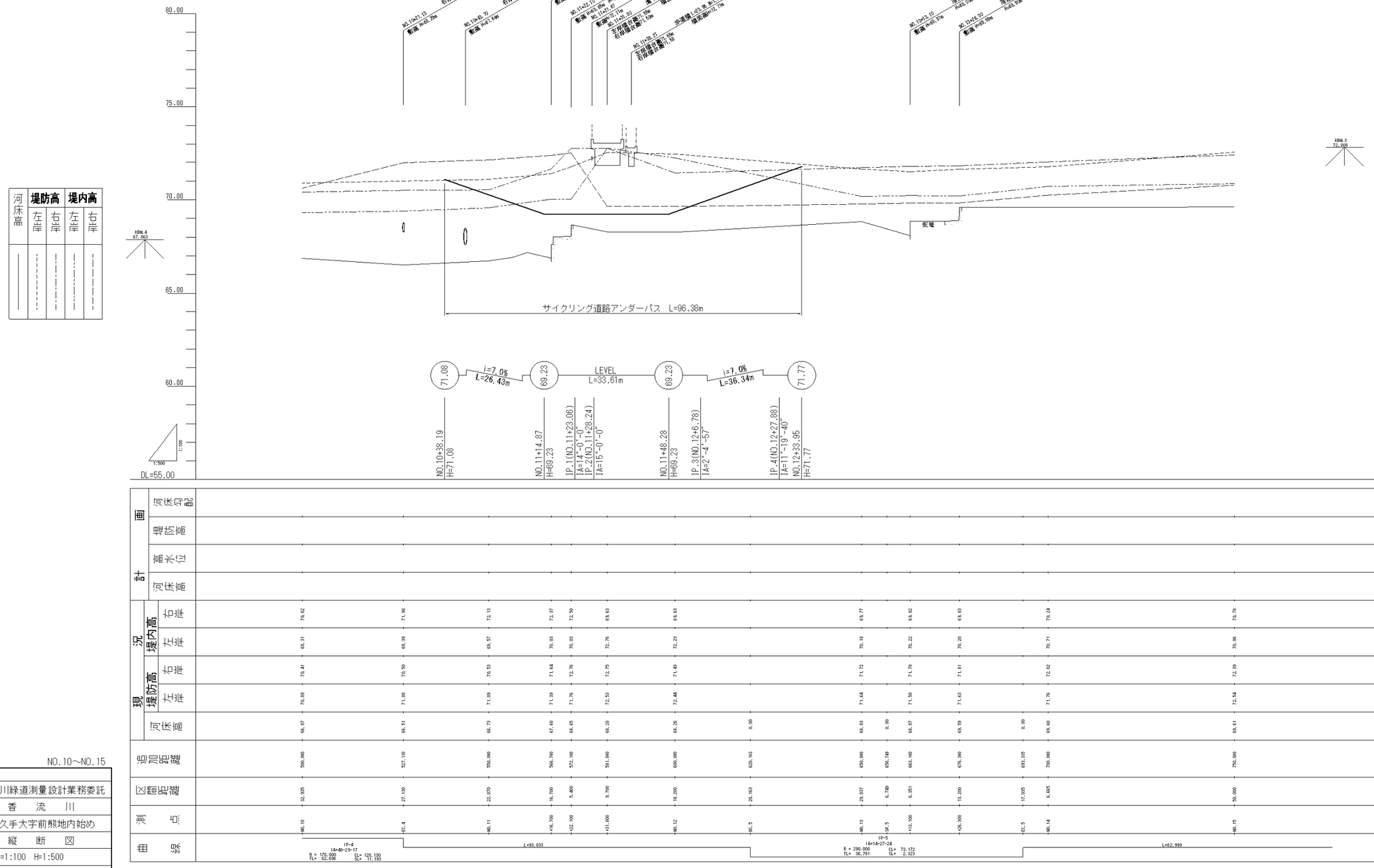

NO.10～NO.15

工事名	香流川緑道測量設計業務委託
路線名 / 河川名	香流川
工事箇所	長久手大字前熊地内始め
図面名称	縦断図
縮尺	V=1:100 H=1:500
図面番号	全 9 葉之内第2 号

長久手町

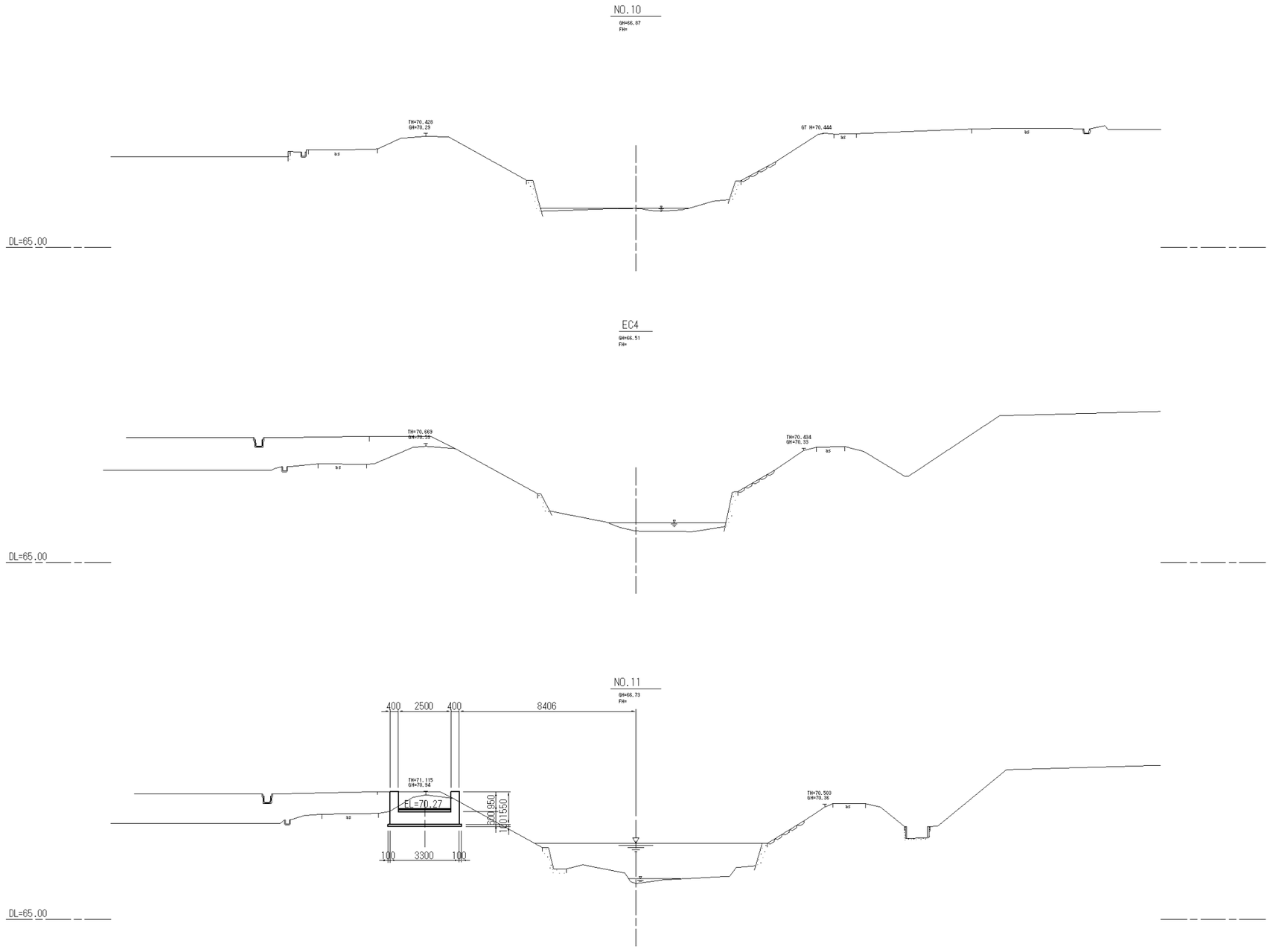

NO.10～NO.11

工事名	香流川緑道測量設計業務委託
路線名 河川名	香　流　川
工事箇所	長久手大字前熊地内始め
図面名称	横　断　図
縮　尺	1：100
図面番号	全 28　葉之内第 5 号
長久手町	

NO.11+16.700

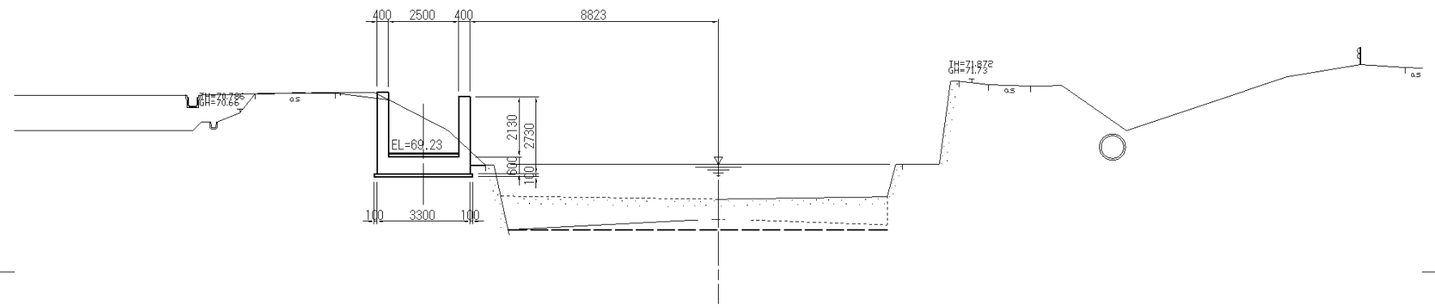

NO.11+22.100

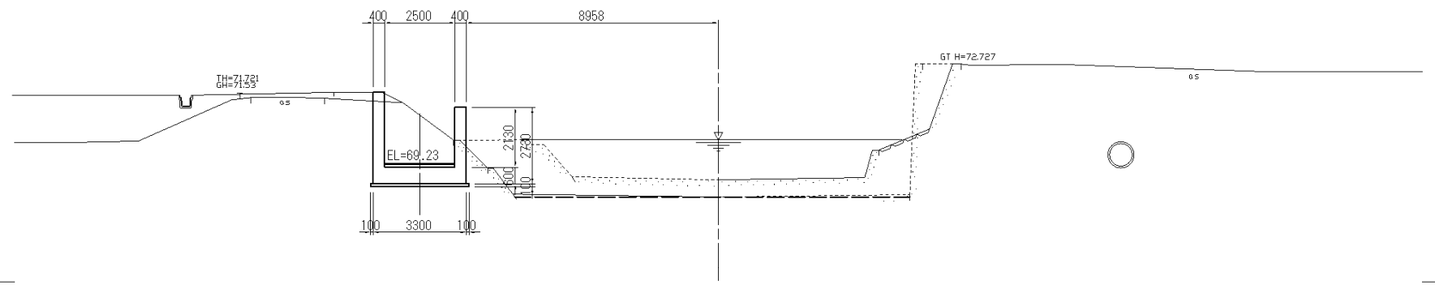

NO.11+31.800

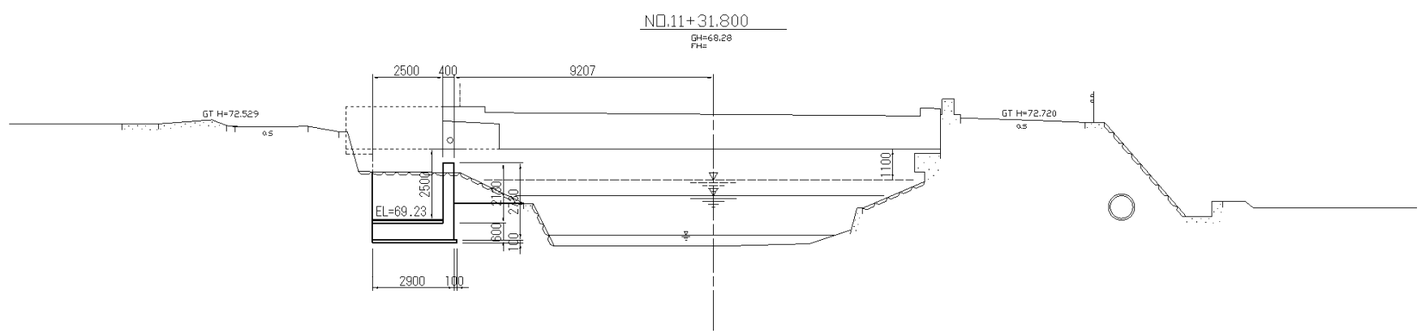

NO.11+16.700～NO.11+38.100

工事名	香流川緑道測量設計業務委託
路線河川名	香　流　川
工事箇所	長久手大字前熊地内始め
図面名称	横　断　図
縮　尺	1：100
図面番号	全 28　葉之内第 6 号

長　久　手　町

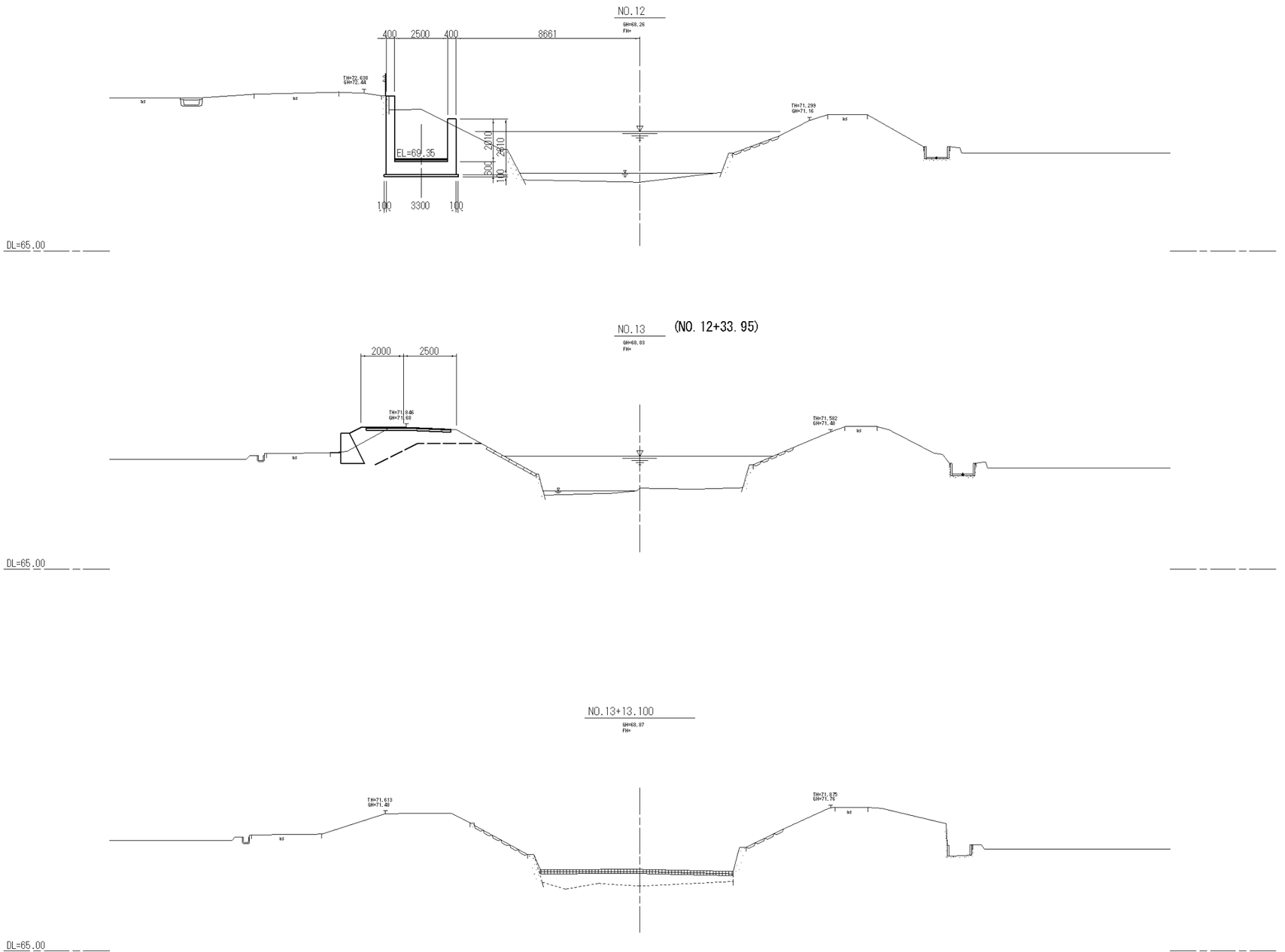

NO.12～NO.13+13.100

工事名	香流川緑道測量設計業務委託
路線名 河川名	香　流　川
工事箇所	長久手大字前熊地内始め
図面名称	横　断　図
縮　尺	1：100
図面番号	全 28　葉之内第 7 号
長久手町	

3-4-2　前熊橋横断手法

分断要素である前熊橋の横断手法は

〇県道田籾名古屋線の通行量は多く、直近に交差点があり、新たな横断歩道等による利用動線を設定することは困難である。

〇前熊橋の人道橋は下流側に設けられており、田籾名古屋線の歩道も上流側になく、人道橋を利用するには田籾名古屋線に横断歩道を設ける必要がある。

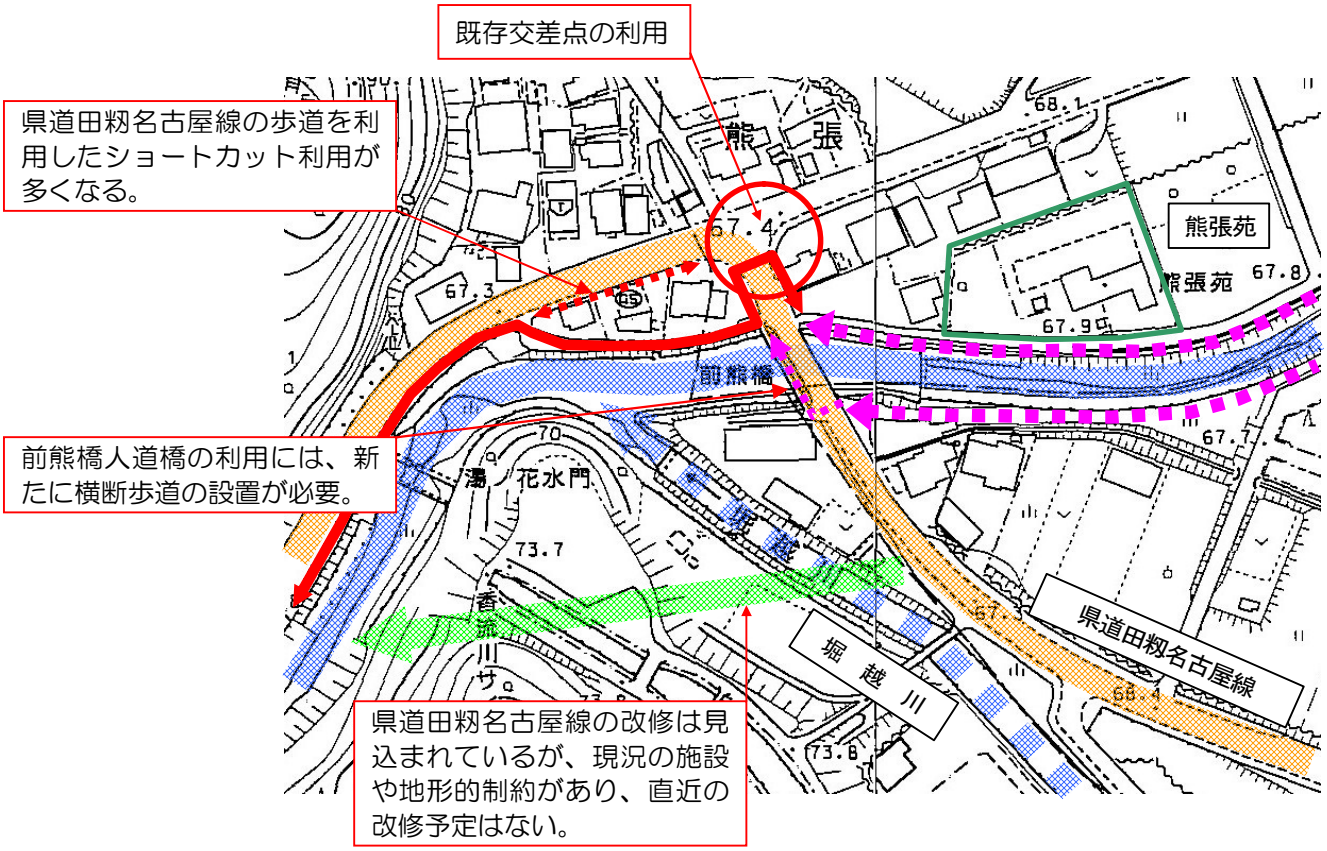

※　県道田籾名古屋線は前熊橋を含めた改修計画が見込まれているが、愛知用水の重要施設である香流川サイホン、湯ノ花水門があり、堀越川が合流や谷状の狭小部を通過することから、地形的に大規模な改修が必要となり、当面、改修見込みは無いと判断される。（県土木ヒアリング）

県道田籾名古屋線の横断手法については、以下のように考えられる。

	横断手法	課　題
右岸ルート	直近交差点で横断	・ルートが湾曲し、県道歩道のショートカット利用が多くなる。
左岸ルート	横断歩道を新設	・横断歩道設置の可能性の検討が必要。 ・休憩スポットとして利用可能な熊張苑へのアクセスが難しい

事業化の容易性や経済性の観点から、右岸ルートで直近の既存交差点利用による横断手法が、現段階では有効と思われる。

3-4-3　溝下橋～岩作橋　連続ルートの検討

【　溝下橋～前熊橋　】

右岸の現況道路状況　　左側香流川

未整備となっている左岸現況　　左側香流川

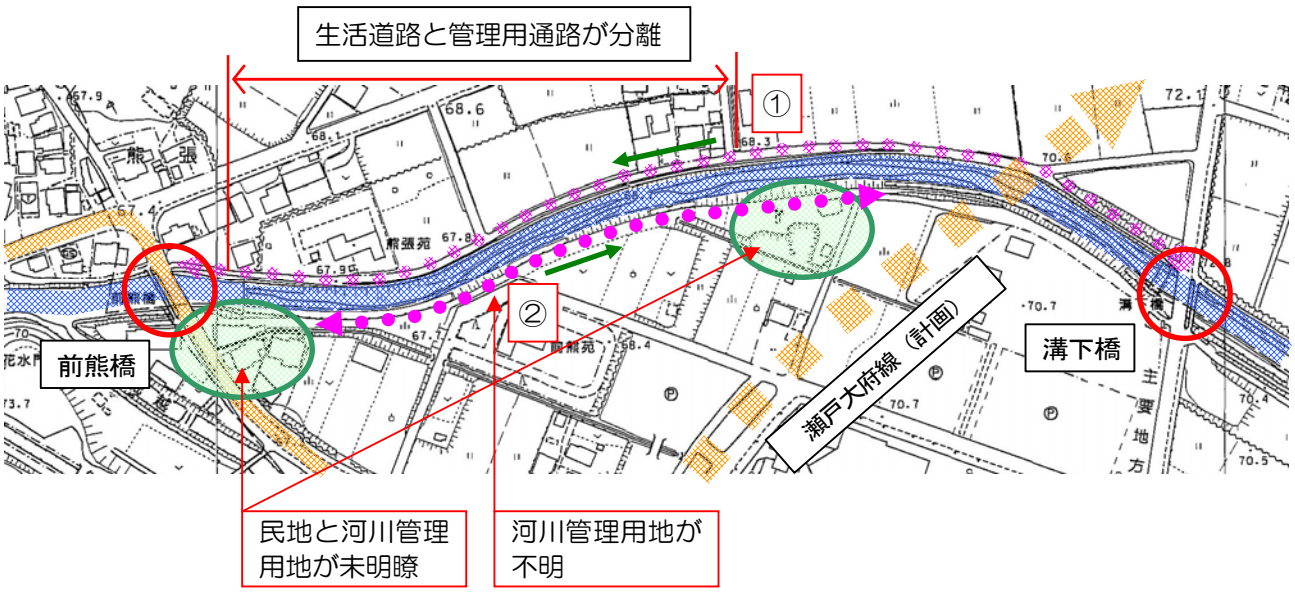

右左岸の２ルートが考えられる。

■左岸

・前熊橋橋詰めからあぐりん村までの区間未整備となっている

・前熊橋附近や瀬戸大府線附近は、民地と左岸管理通路用地は未明瞭となっている。

■右岸

・生活道路を兼ねた河川管理通路が整備されている。

各ルートでの課題を以下に整理する。

	右岸ルート	左岸ルート
	現況の生活道路や遊歩道をそのまま活用	**河川管理用地の確保を図り、連続性を確保**
利　点	・一部は舗装化され、生活道路（町道）として利用されており、事業化が容易。 ・前熊橋より下流ルートの連続性が容易。 ・「前張苑」の余地と一体的利用が可能。	・中間拠点である「あぐりん村」へのスムーズな利用が可能。 ・河川管理用地を確保により、遊歩道として安全な幅員の確保が可能。
課　題	・現道が部分的に２段構成となっており、幅員も狭小で利用安全面で問題。 （路肩を含め 1.5m程度であり、すれ違いに配慮が必要） ・あぐりん村や既整備の上流遊歩道へのアクセスのために、町道郷前溝下１号線或いは香流川を横断する必要がある。	・河川管理用地の確認や調整のために、事業化に時間を要する。 ・前熊橋より下流は右岸ルートに限定されることから、香流川を横断する何れかの施設が必要となる。 ・前熊橋の人道橋は下流側にあり、前熊橋を渡ることは安全面で難しい。

事業の経済性の観点からは、あぐりん村までは左岸の現道を利用し、都計道瀬戸大府線香流川高架橋の歩道にて香流川を横断し、右岸ルートにシフトする方法を採用する。

東島橋～岩作橋間の連続ルート

【　東島橋～向田橋　】

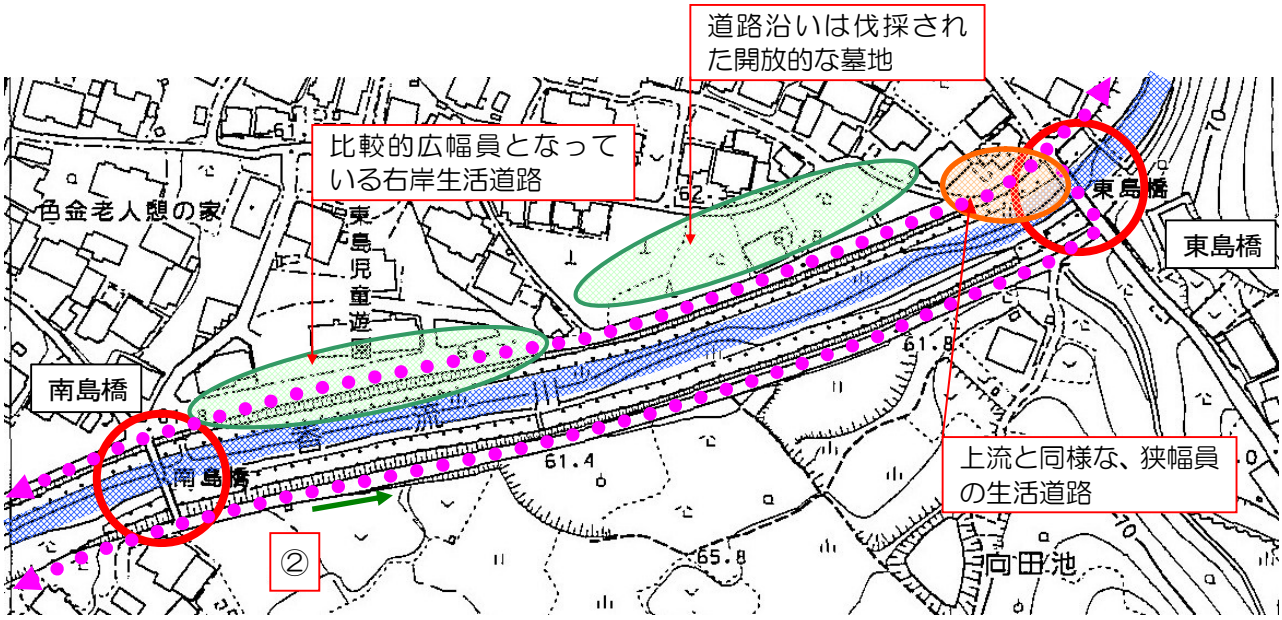

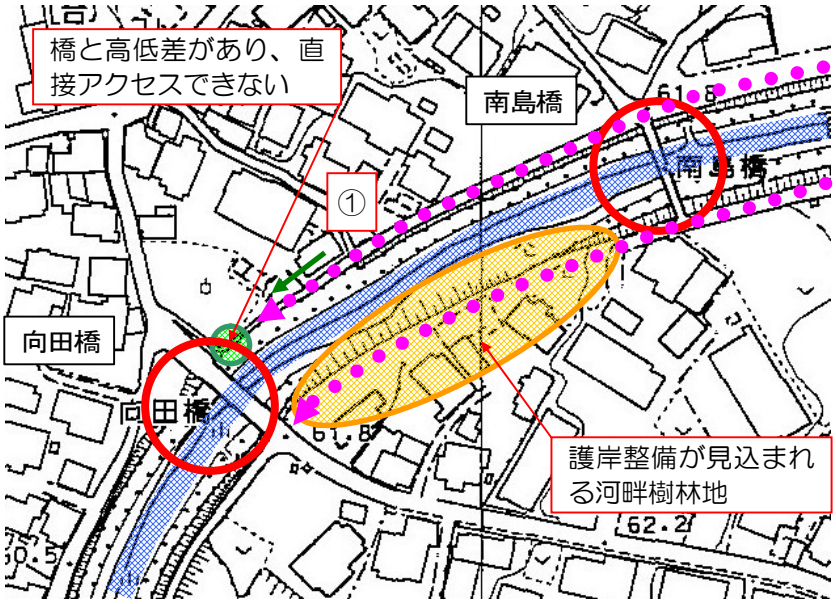

右岸、向田橋手前の行き止まり。橋詰めで段差があり、自転車での通行はできない。

○右左岸の２ルートが考えられるが、現況は両ルートとも直接通行可能な状態にではなく、ルートの選定は通行の確保が前提となる。

・右岸は向田橋上流で行き止まりとなっているが、そこまでは街区道路として整備されている。

・左岸は向田橋上流の一部区間が護岸未整備で通行不能となっているが、護岸整備が予定されており、それに伴い通行が可能と見込まれる。

未整備となっている左岸状況

両岸とも整備によってルートの設定は可能であるが、各ルートでの課題を以下に整理する。

	右岸ルート	左岸ルート
利　点	・ほとんどが町道として整備がなされている。 ・上流ルートと連続し、ルートがシンプルで利便性に優れる。 ・隣接立地する児童遊園等の既存施設との連続化が図れ、より快適性の向上が可能。	・全区間において未整備で、通行不能区域についても近々整備が予定されており、生活道路との共存等の制約が無く、遊歩道として整備が容易。
課　題	・部分的に道路幅員が狭小で、民家が隣接している箇所もあり、歩車共存による利用安全面の確保が難しい。 ・隣接集落の細街路未整備と相まって、設定の生活道路は、隣接集落の重要な車輌路となっており、利用安全面から近隣住民のコンセンサスが必要。 ・向田橋橋詰めの行き止まり区間の解消。	・東島橋でルートを左岸にシフトし、向田橋でまたルートを右岸にシフトする必要があり、ルートが複雑となる。 ・通過交通量は少ないが東島橋、向田橋を利用することになり、利用安全面の確保を図る必要がある。

上述から、隣接集落住民からは、住宅密集地の防災活動を阻害している細街路の整備が優先要望となることが想定され、隣接集落の道路状況を勘案すると狭小な道路に遊歩道機能を付加することによる通行機能低下によるコンセンサスは難しいと思われる。

したがって、現段階では、整備の容易性からは左岸利用が好ましいと思われる。

【　向田橋～岩作橋　】

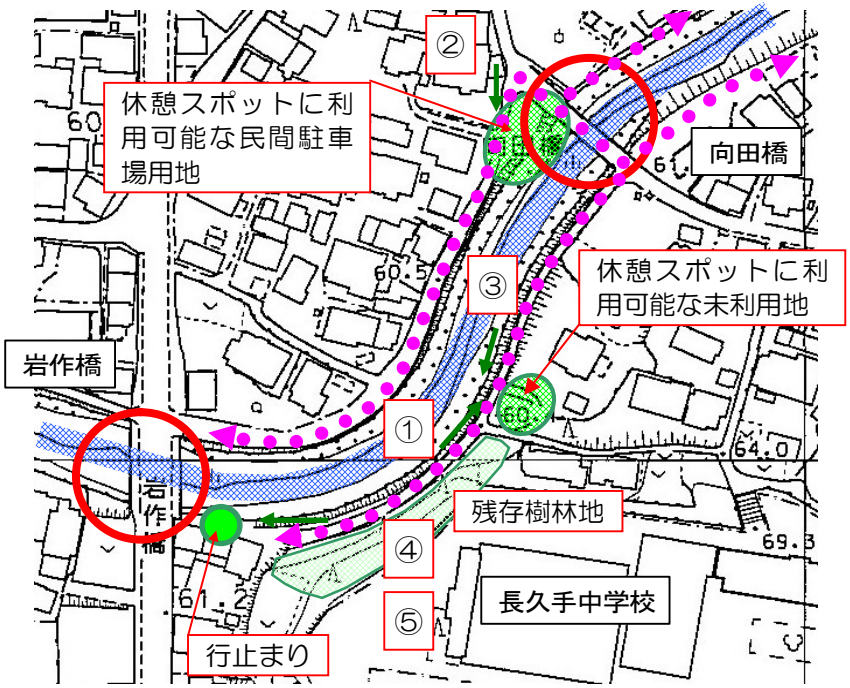

長久手中学校北の未利用地

向田橋右岸下流橋詰めの駐車場

長久手中学校北の残存樹林地

左岸岩作橋手前の通行止め状況。民家が立地。

○右左岸の２ルートが考えられ、右岸は全区間が生活道路として整備されているが、左岸は岩作橋上流で行き止まりとなっている。

整備によっては両ルートの設定可能だが、各ルートの課題を整理する。

	右岸ルート	左岸ルート
利　点	・全区間が町道として整備されている。 ・向田橋橋詰めに休憩スポットに利用可能な用地（民間駐車場）がある。	・通行止め区間を除けば、遊歩道としての整備は可能。 ・岩作橋から見通せる位置に、未利用地があり、近接して長久手中学校が立地し、通学路としての利用が見込める。
課　題	・部分的に狭幅員の箇所があり、遊歩道利用として安全性の確保が必要。	・岩作橋に直接アクセスできるルートの確保。

左岸ルートは通行阻害要素である民家の移転、或いはデッキ等によって岩作橋までのルート確保が可能であるが、事業費面からは非常に高価となり、実現性に欠ける。

右岸ルートは、細街路未整備地区での生活道路利用となり、利用安全面で課題はあるが、整備の容易性を踏まえると右岸ルートが好ましいと思われる。

3-4-4　休憩スポットの検討

遊歩道に快適利便性を付加する要素として、遊歩道利用者が「休み、佇める」休憩スペースの確保は有効な要素であり、それに活用できる遊歩道ルートに近接した未利用地の摘出を図る。
始終点となる岩作橋から中間拠点となる「あぐりん村」「ござらっせ」まで区間において、

- 町内の史跡文化財、公共施設とのネットワークの容易性
- 幹線道路からのアクセス性
- 遊歩道のエントランス機能、用地確保の容易性

等を勘案し、用地の選定を図る。

・

① 熊張苑敷地

前熊橋上流右岸側に立地する、熊張苑（農村集落家庭排水処理施設）の敷地一部を借用し、活用を図る。

・施設管理者との協議は必要となるが公共施設用地であり、前熊橋に近接しており、利用利便性が高い。

・「長久手スポーツの森」へのアクセスポイントとして捉えることができる。

② 高根橋右岸橋詰め御嶽山の参道入口の小スペース。

・附近には長久手の戦いに縁のある史跡の首塚や安昌寺、色金山歴史公園など、町の歴史に関する施設があり、それらへのアクセスポイントとなる。

・民有地と思われるが、現況の土地利用から借用は容易と思われる。

③ 左岸管理用地余裕地の小スペース。

・河川管理用地で用地に余裕がある箇所に設定。

・公有地（県有地）であり、諸手付きにより借用は容易と思われる。

溝下橋～岩作橋間の連続ルート、休憩スポットの整理

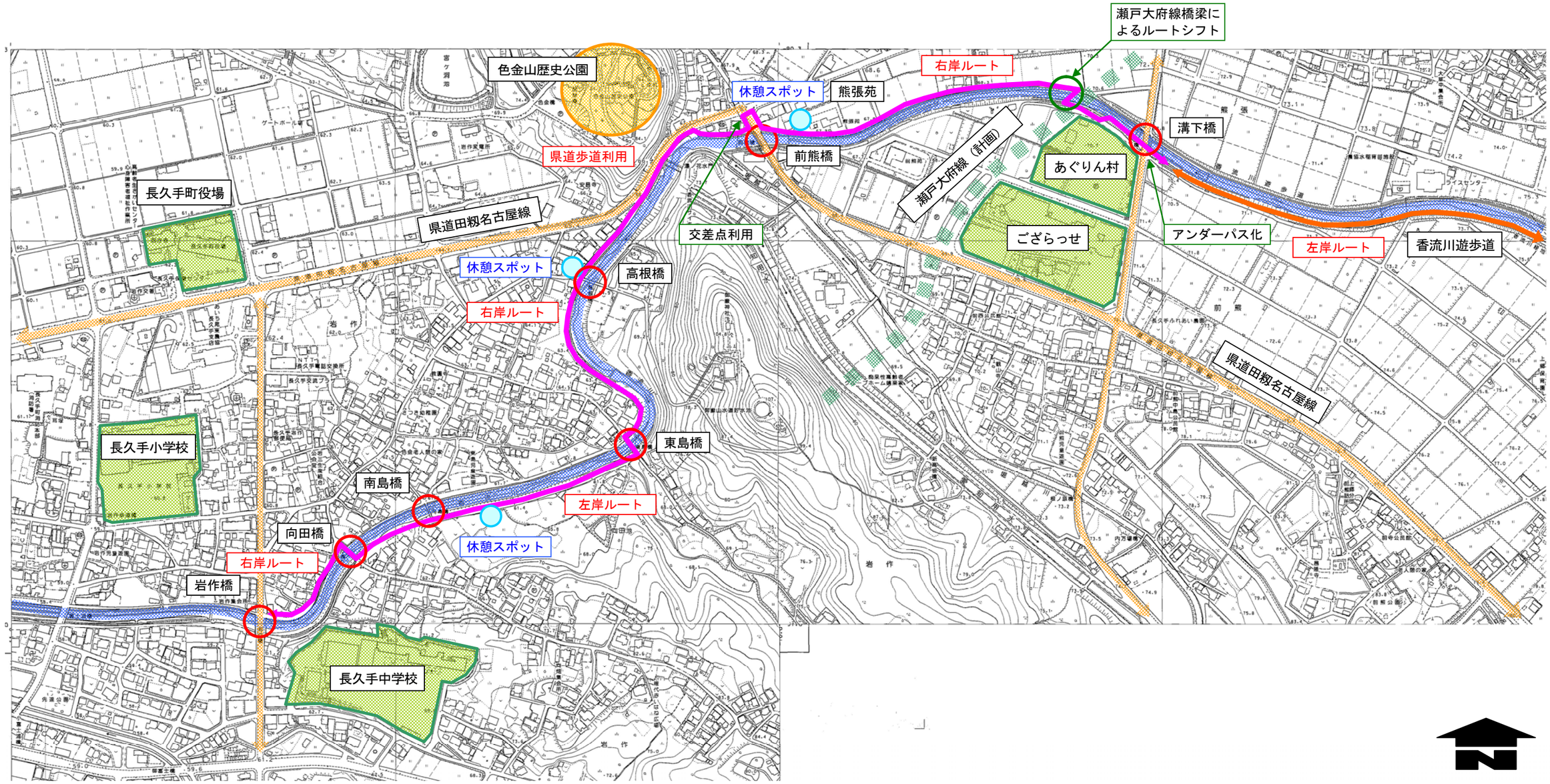

３－５　整備方針

（１）遊歩道

当該範囲の遊歩道は、河川管理用地を兼ねた町道を利用した区間（以下、生活道路利用区間と称する）、現道利用区間、単独の遊歩道として整備を図る区間（以下、専用遊歩道区間と称する）に大別される。

①　幅員の検討

前述した連続ルートをもとに、香流川緑地の既整備区間（遊歩道幅 2.0～2.5m 路肩 0.5m）との整合を図り、整理する。

なお、原則として専用遊歩道区間の幅員は、有効幅員 2.0m以上、路肩 0.5mの全幅 3.0m以上とする。

現道利用区間は遊歩道として捉え、現道の全幅員の利用を想定する。

生活道路利用区間は、道路構造令から地方部第３種、市町村道第５級を根拠に、道路幅 3.0m路肩 0.5mが確保でき、遊歩道幅 2.0mを加算した全幅 6.0mを確保できる箇所について、遊歩道区間を設定する。

区間	右左岸ルート	利用区分	現道幅員	遊歩道整備幅員
溝下橋～瀬戸大府線橋	左岸	現道利用区間	4.0～6.0m	無し
瀬戸大府線橋～前熊橋	右岸	現道利用区間	1.5m	1.5m
前熊橋～田籾名古屋線	右岸	現道利用区間	4.0m	4.0m
田籾名古屋線歩道	右岸	現歩道利用区間	2.8m	2.8m
田籾名古屋線～高根橋	右岸	生活道路利用区間	4.6～6.4m	1.5～2.0m
高根橋～東島橋	左岸	生活道路利用区間	2.4～2.7m	無し
東島橋～向田橋	左岸	専用遊歩道区間		2.0m
向田橋～岩作橋	右岸	生活道路利用区間	3.3～4.6m	無し

②　舗装仕上材の検討

遊歩道の舗装仕上材は、町道等によって遊歩道が分断される箇所や生活道路利用区間の入口部分は、イメージハンプを兼ね、遊歩道を明示するインターロッキングブロック舗装とし、通常区間は香流川緑地既整備部と同様に自然色アスファルト舗装とする。

ブロック舗装

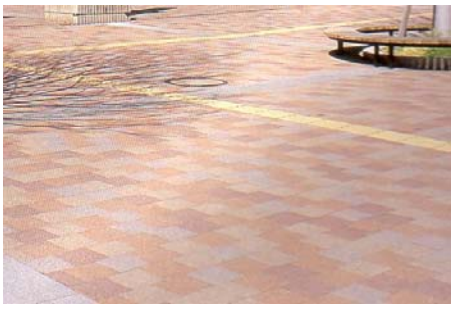

自然色アスファルト舗装

③　安全施設

分断された専用遊歩道区間端部には、一般車両の進入防止となる車止め設ける。

④　修景・サービス施設・植栽

遊歩道の利便快適性と親しみやすさから、適宜、絵タイルや距離標などを設定する。

ベンチ、スツールなどの休憩施設や現在地や周辺施設などの情報を提供するサイン類は、遊歩道用地が限定されることから、小休憩スペースに配置する。

遊歩道に季節の潤いや華やかさを与える植栽は、用地のゆとりに応じて配植する。

【　溝下橋～前熊橋　】

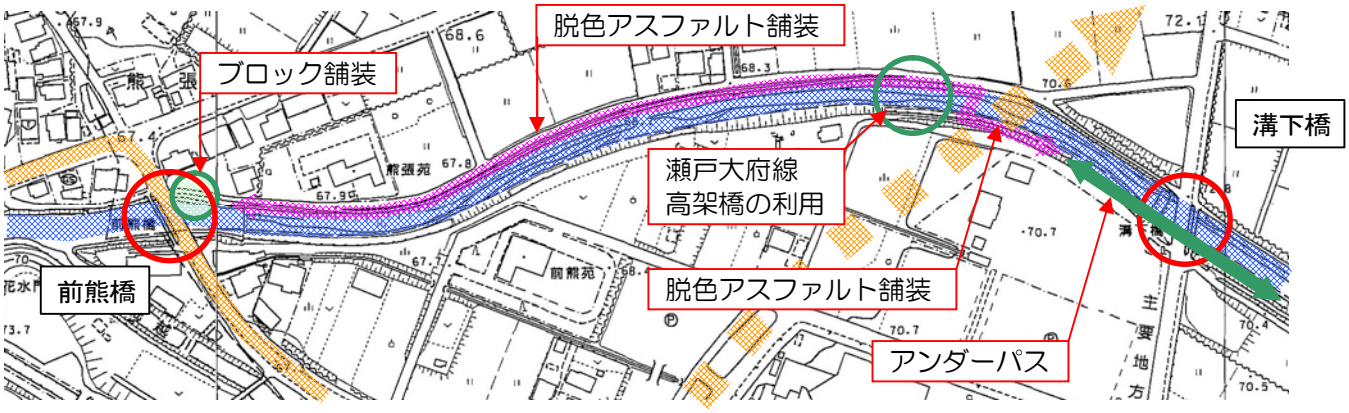

【　前熊橋～高根橋　】

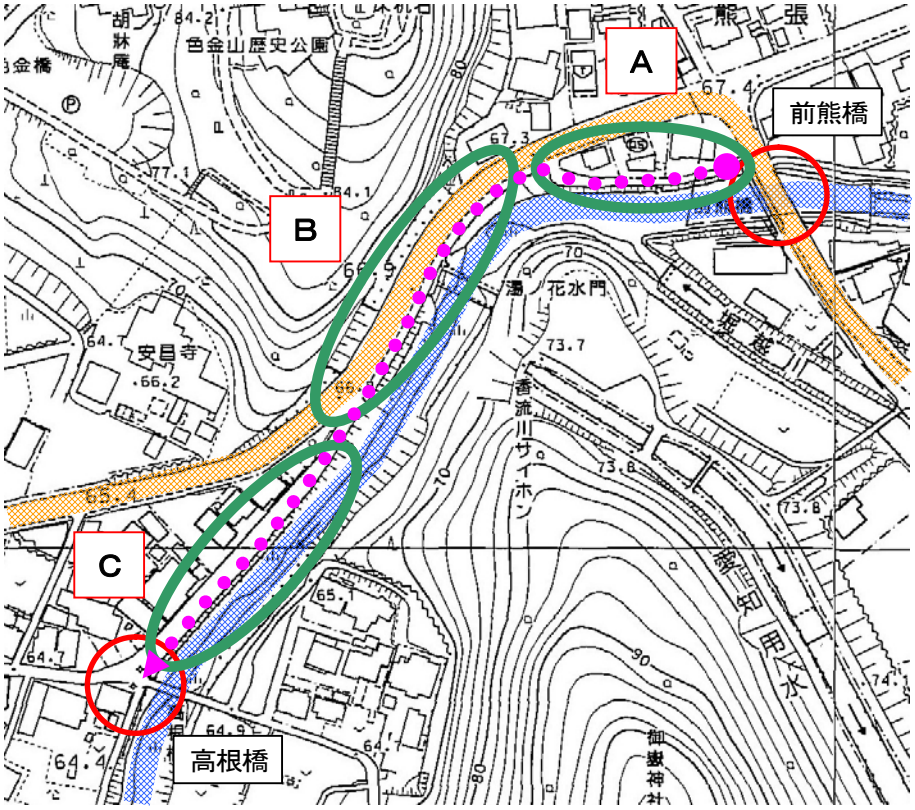

■A区間（幅員：路肩含め 4.5m）

・前熊橋、県道接続部：ブロック舗装　他区間：脱色アスファルト舗装

・用地にゆとりがあり、民地側に低木植栽を配置し、修景を図る。

・川側に転落防止柵に設置。

■B区間

・県道田籾名古屋線の既設歩道を現況のまま利用。

■C区間（幅員：路肩を含め 4.6～6.9m）

・有効車道幅員 4.0mを確保し、残りを遊歩道として脱色アスファルト舗装を施し、連続化を図る。

【　高根橋～東島橋　】

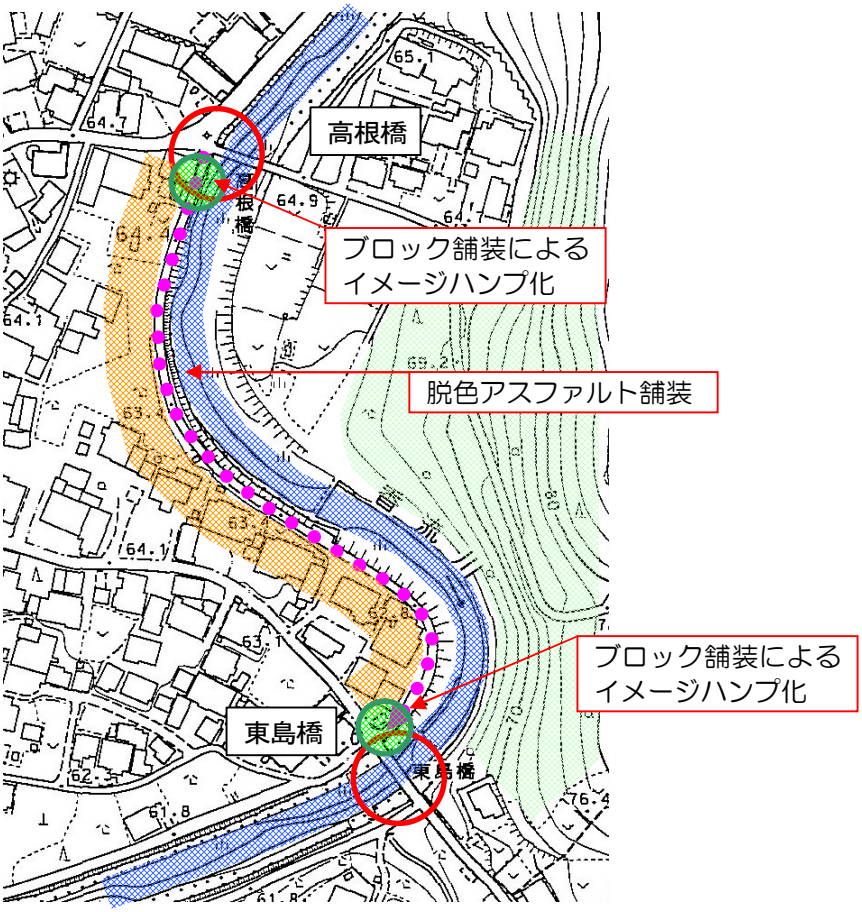

【　東島橋～南島橋　】

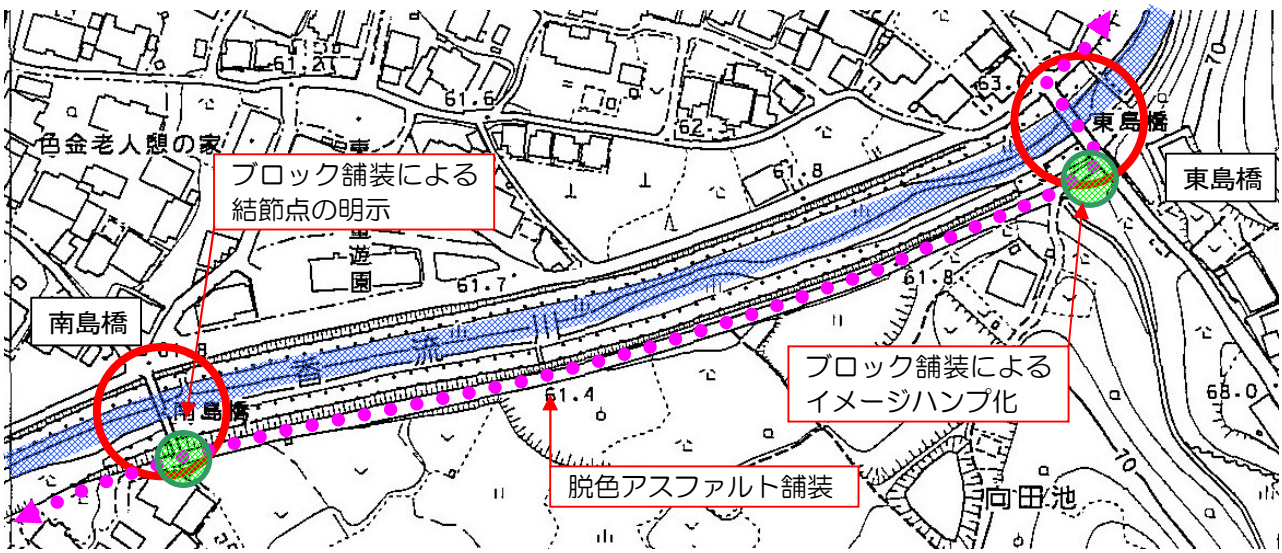

【　南島橋～向田橋　】

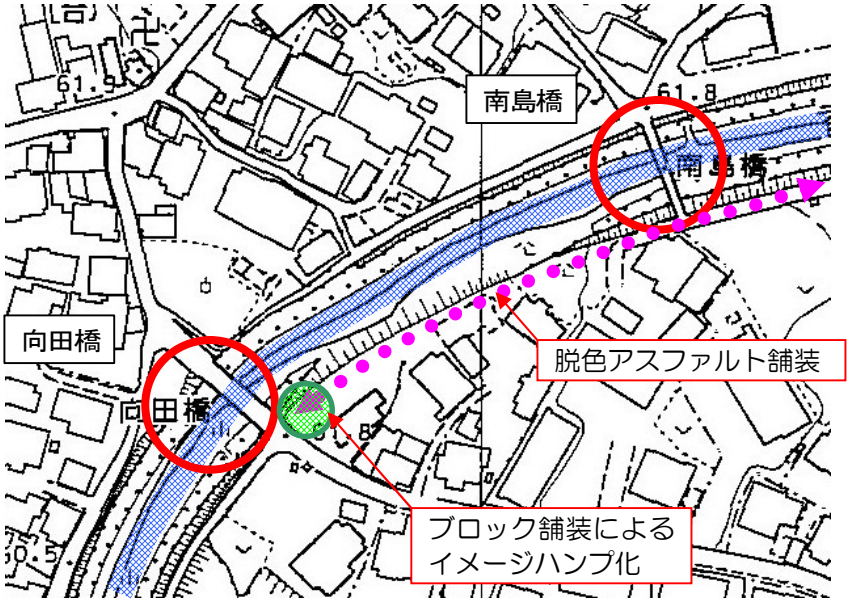

【　向田橋～岩作橋　】

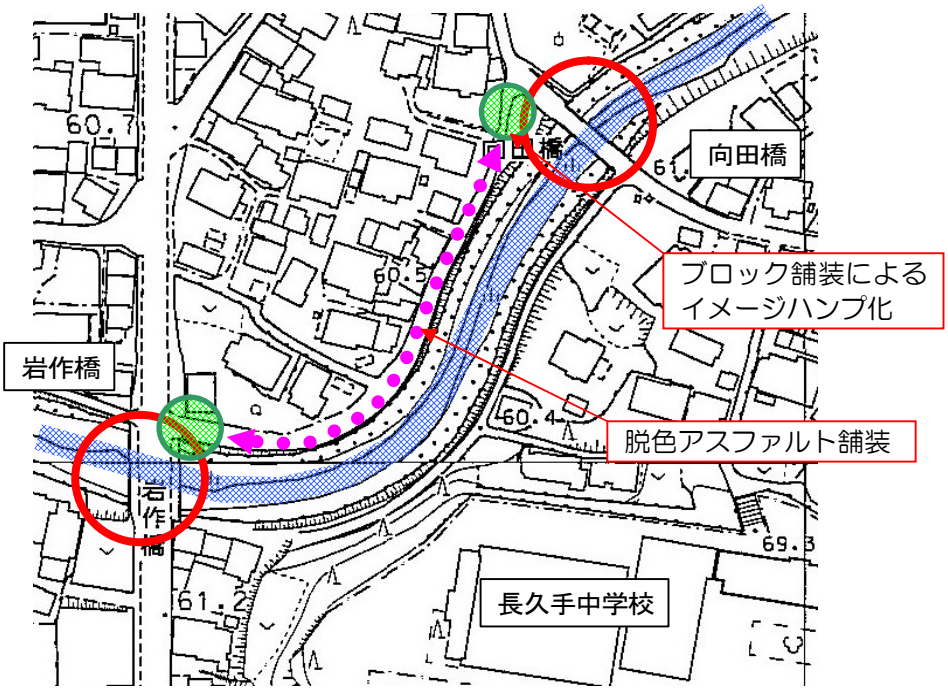

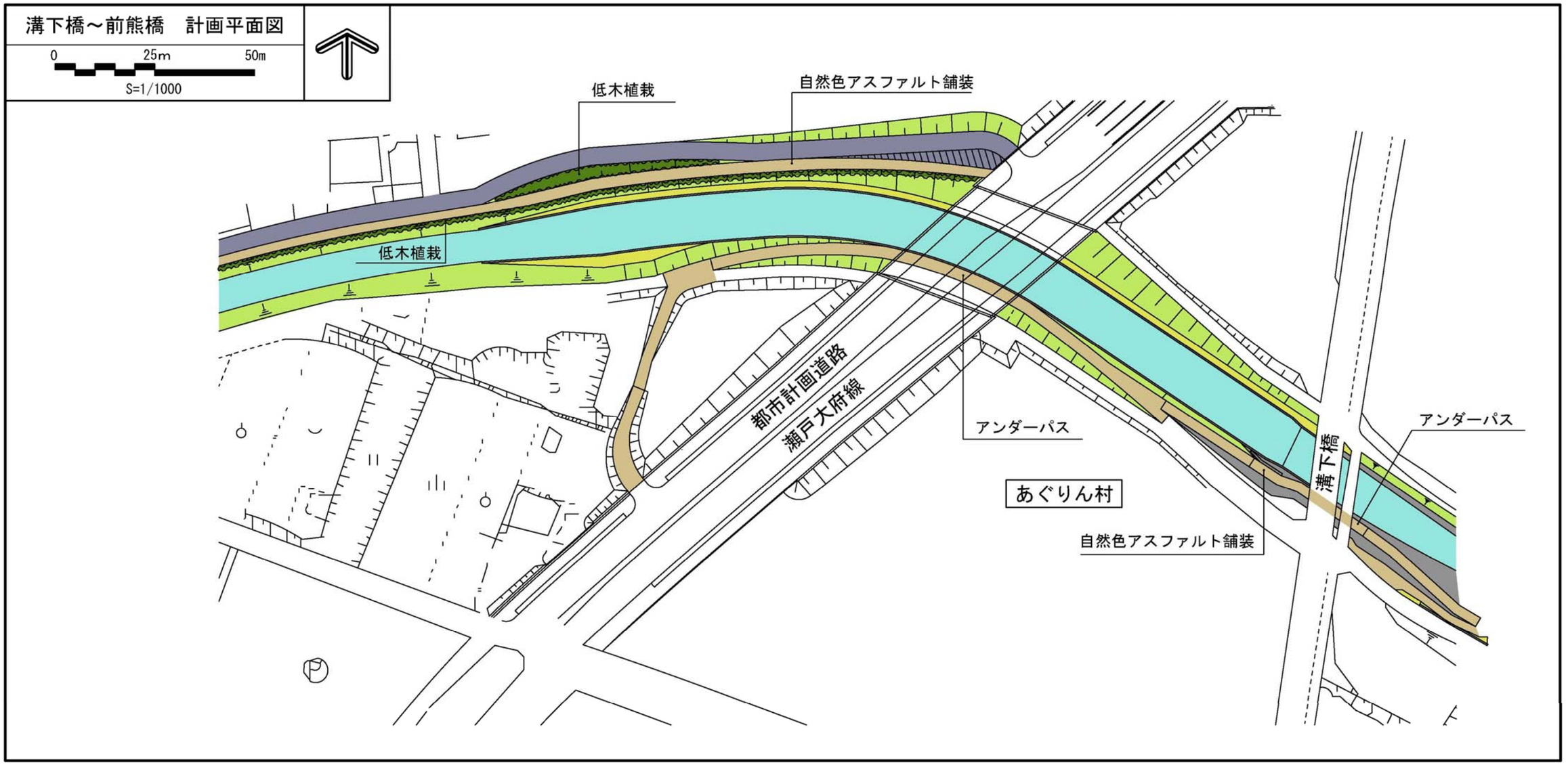

【　区間長　溝下橋～都計道瀬戸大府線　Ｌ＝110m　　都計道瀬戸大府線～前熊橋　Ｌ＝410m　】

■遊歩道ルート

〇溝下橋をアンダーパスで横断し、「あぐりん村」北にスロープで接続する。

都計道瀬戸大府線を同様にアンダーパスで横断し、瀬戸大府線香流川横断橋の歩道に接続する。

〇瀬戸大府線香流川横断橋を利用し下流右岸にシフトし、前熊橋に接続する。

■遊歩道構成

〇溝下橋～熊張苑：歩行者専用路　　熊張苑～前熊橋：歩車共存等路

■歩行者専用路

〇舗装仕上材は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と差別化して景観の向上をはかる。

〇川側や車道側の余地には低木花木を植栽し、華やかさと季節の移ろいを演出する。

■歩車共存道路

〇舗装仕上材は、歩行者専用路と同様の自然色アスファルト舗装とし、運転者への注意換気を促す。

〇前熊橋との交差部は遊歩道の出入口を明示したブロック舗装とし、運転者により注意換気を促す。

溝下橋～前熊橋　計画平面図

0　25m　50m

S=1/1000

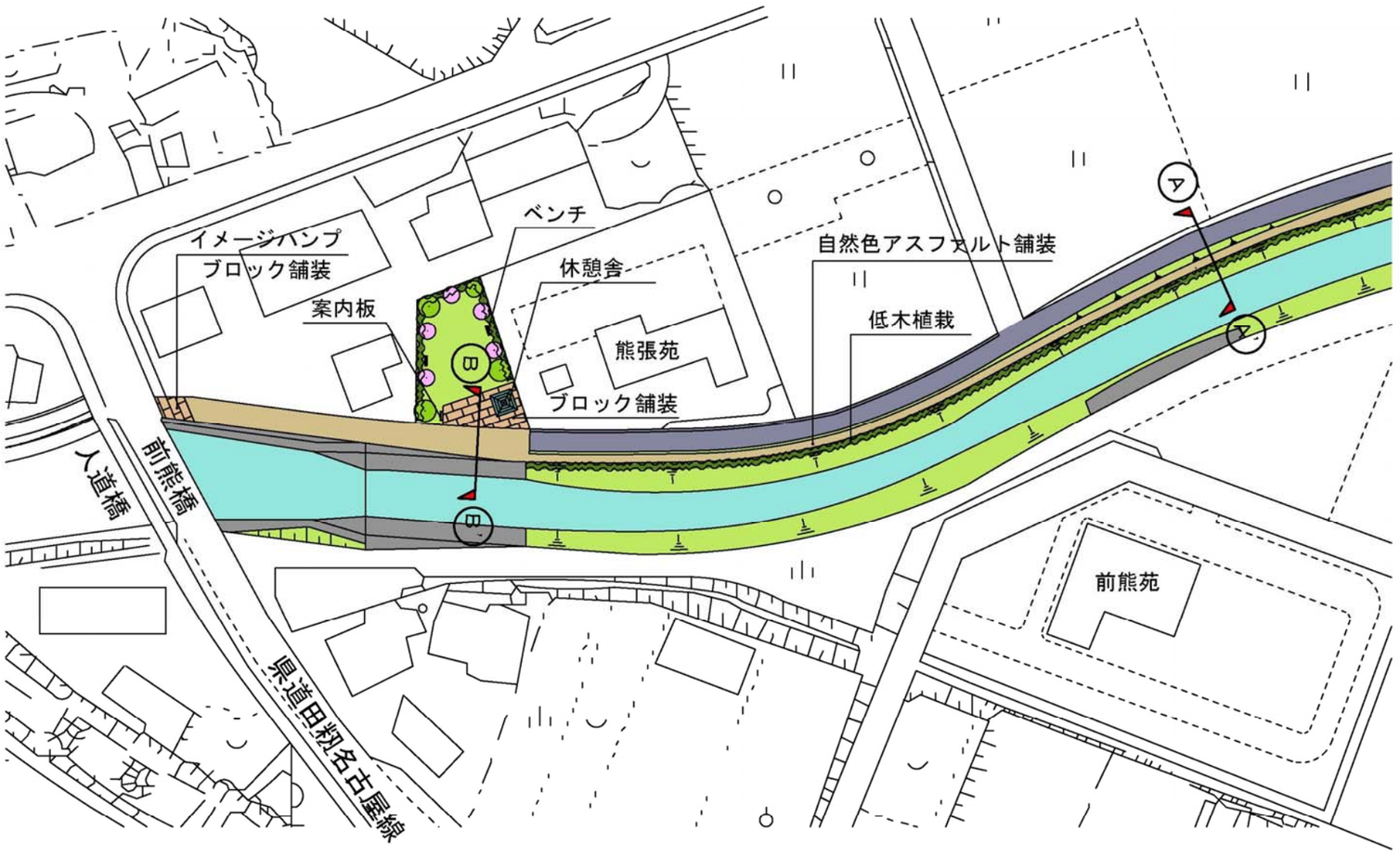

Ａ－Ａ’ 断面　S=1/100

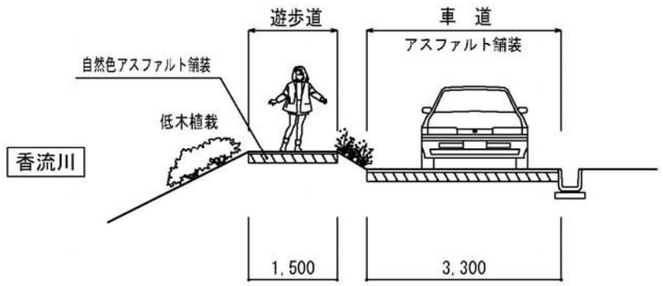

Ｂ－Ｂ’ 断面　S=1/100

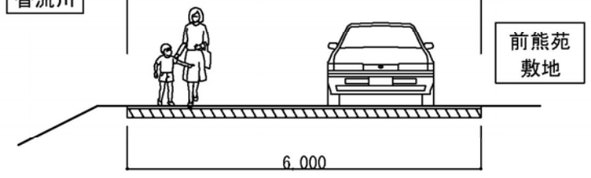

前熊橋～田籾名古屋線　計画平面図

0　10m　20m　30m

S=1/500

Ａ－Ａ’ 断面　S=1/100

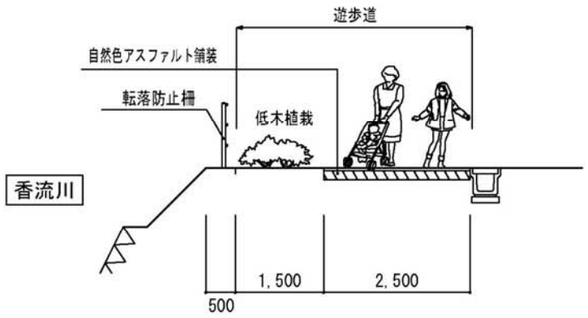

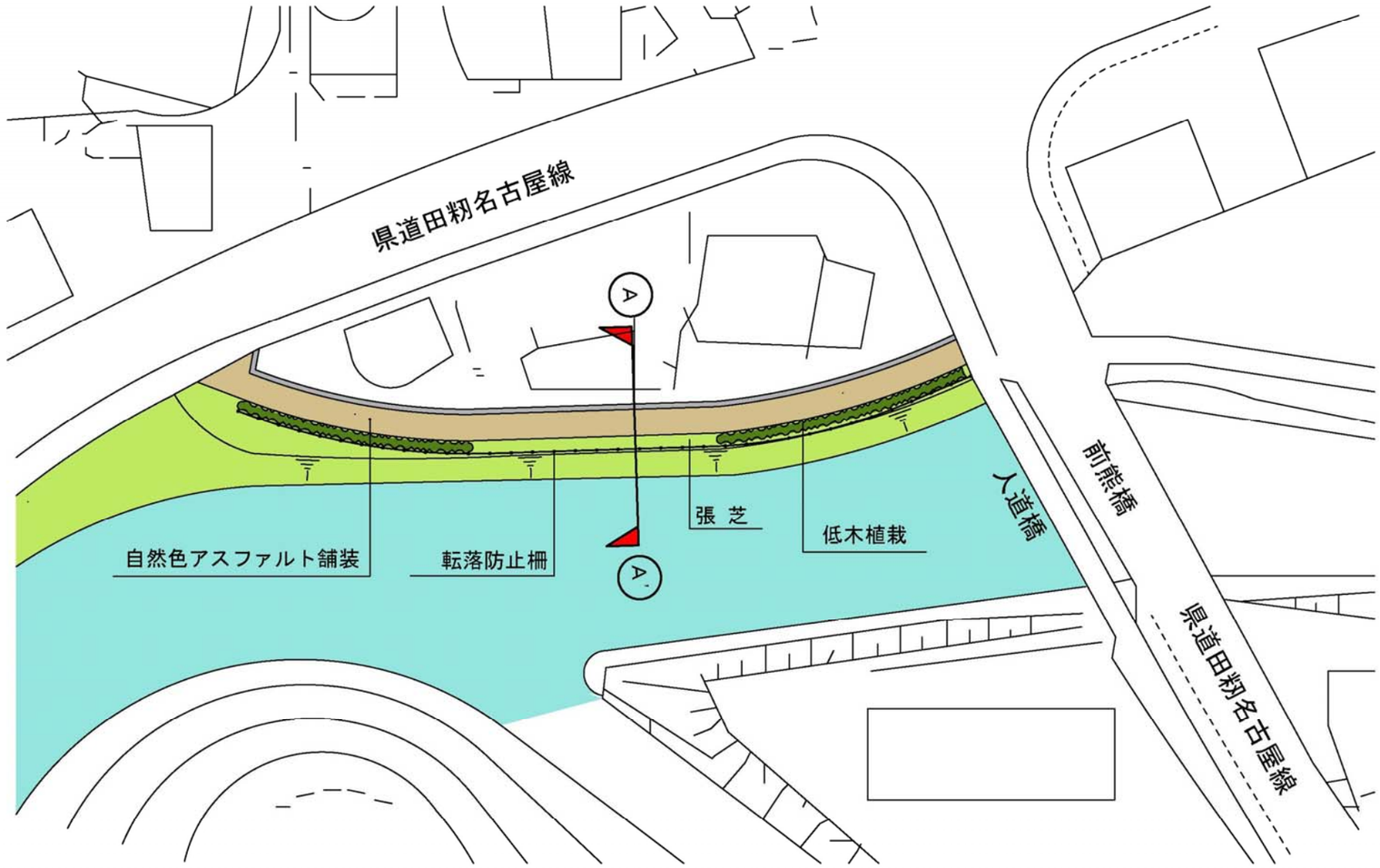

【　区間長　前熊橋～県道田籾名古屋線　Ｌ＝70m　】

■遊歩道ルート

〇前熊橋人道橋と県道田籾名古屋線歩道をつなぐ既設歩行者専用路を利用する。

■遊歩道構成

〇歩行者専用路

■歩行者専用路

〇舗装仕上材は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と差別化して景観の向上をはかる。

〇堀越川の合流による河川空間の広がりを意識し、川側の既設転落防止柵の改修を図り、余地は張芝と低木花木を植栽し、開放的な空間の中に、華やかさと季節の移ろいを演出する。

田籾名古屋線～高根橋　計画平面図

0　10m　20m　30m

S=1/500

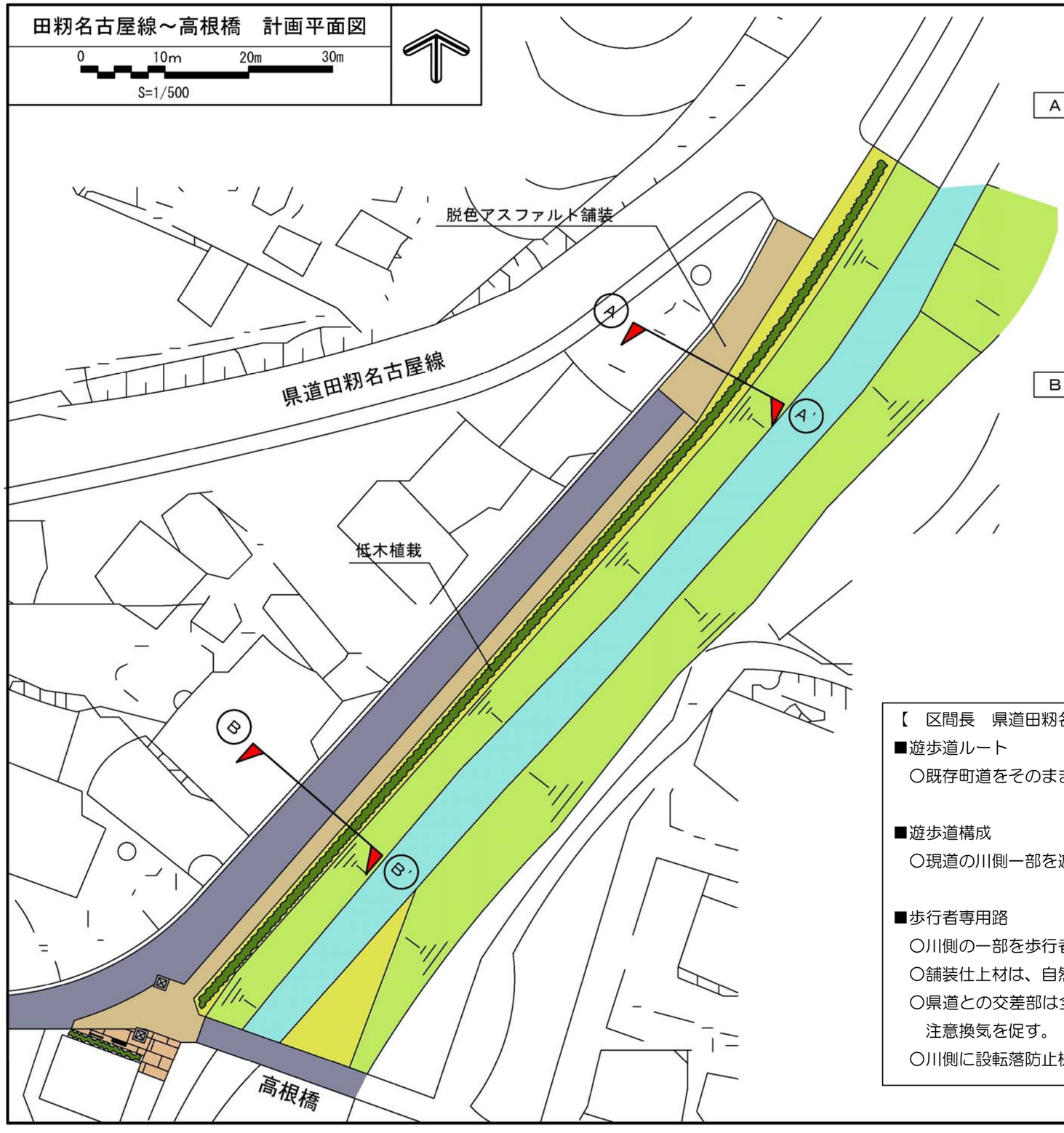

Ａ－Ａ’　断面　S=1/100

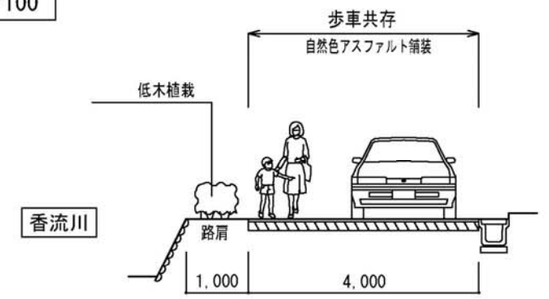

Ｂ－Ｂ’　断面　S=1/100

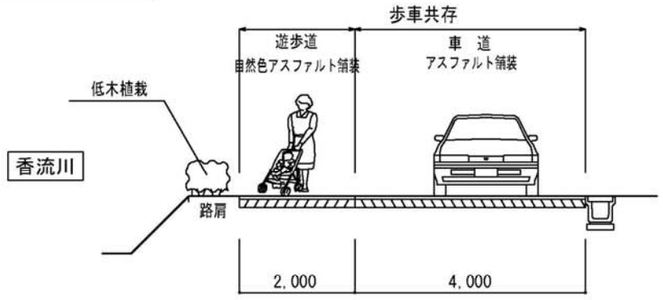

【　区間長　県道田籾名古屋線～高根橋　Ｌ＝120m　】

■遊歩道ルート

○既存町道をそのまま利用。

■遊歩道構成

○現道の川側一部を遊歩道とした歩車共存道路に改修。

■歩行者専用路

○川側の一部を歩行者専用路とし、舗装仕上材による車道部との差別化。

○舗装仕上材は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と差別化して景観の向上をはかる。

○県道との交差部は全面自然色アスファルト舗装として一般道との区別化を図り、運転者への注意換気を促す。

○川側に設転落防止機能を兼ねた低木花木を植栽し、華やかさと季節の移ろいを演出する。

高根橋～東島橋　計画平面図

0　25m　50m

S=1/1000

Ａ－Ａ’ 断面　S=1/100

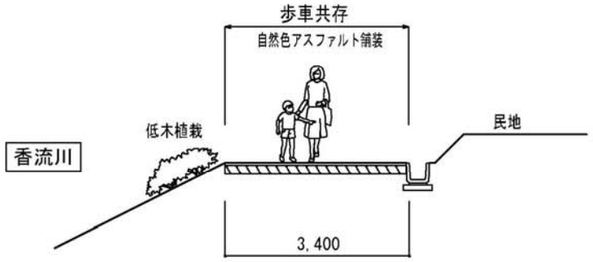

Ｂ－Ｂ’ 断面　S=1/100

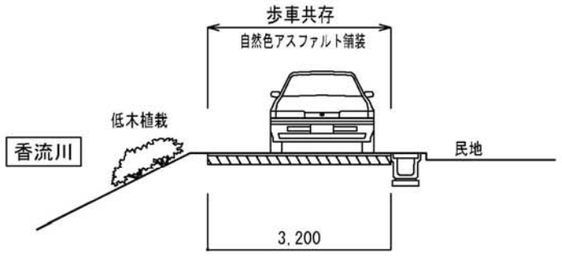

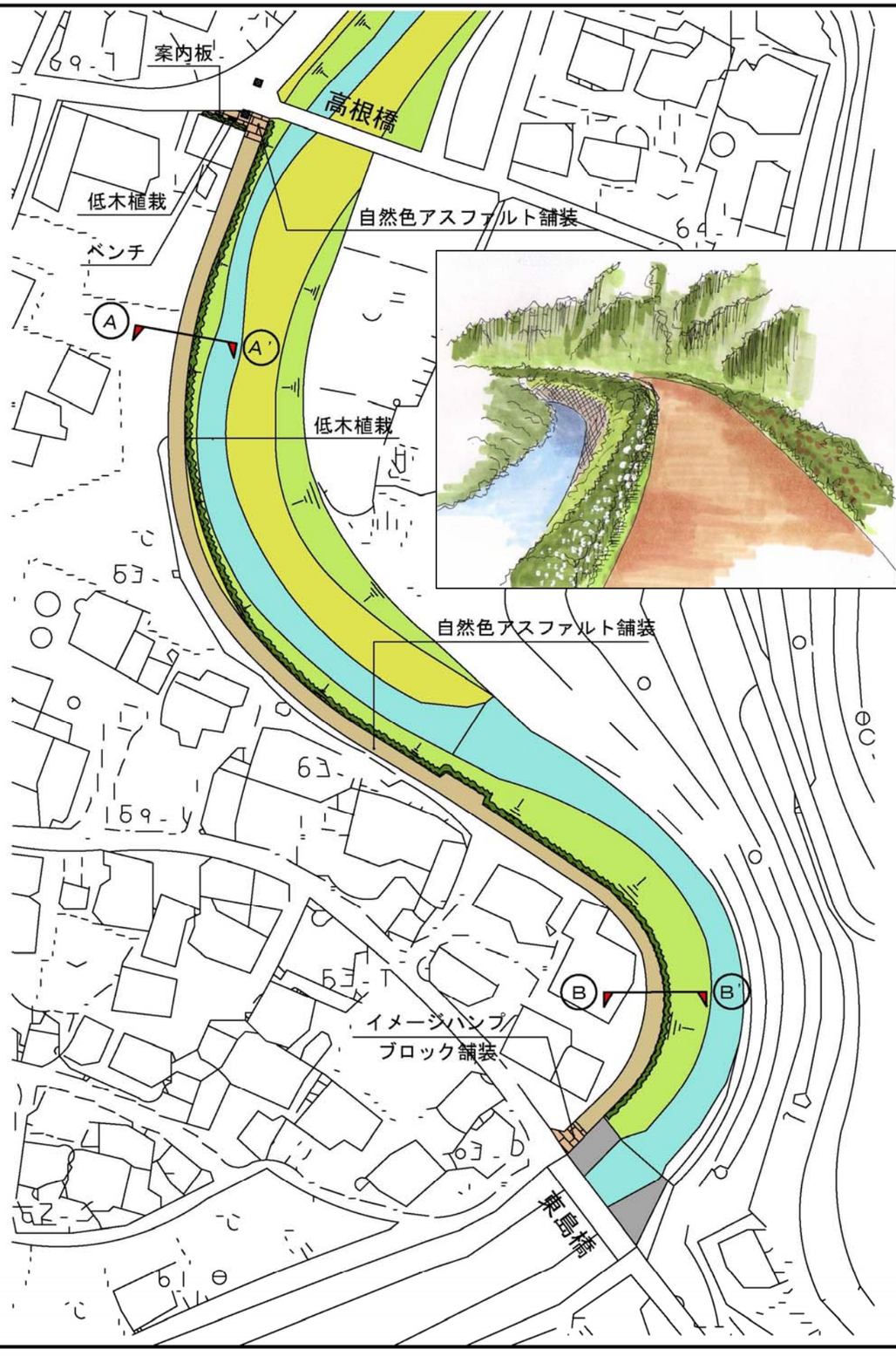

【　区間長　高根橋～東島橋　Ｌ＝250m　】

■遊歩道ルート

〇既存町道をそのまま利用。

■遊歩道構成

〇現道をそのまま歩車共存道路に改修。

■歩行者専用路

〇舗装仕上材は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と差別化して運転手に注意換気を促すとともに、景観の向上をはかる。

〇町道との交差部は出入口を明示するブロック舗装として、一般道との区別化を図り運転者への注意換気を促す。

〇川側に設転落防止機能を兼ねた低木花木を植栽し、華やかさと季節の移ろいを演出する。

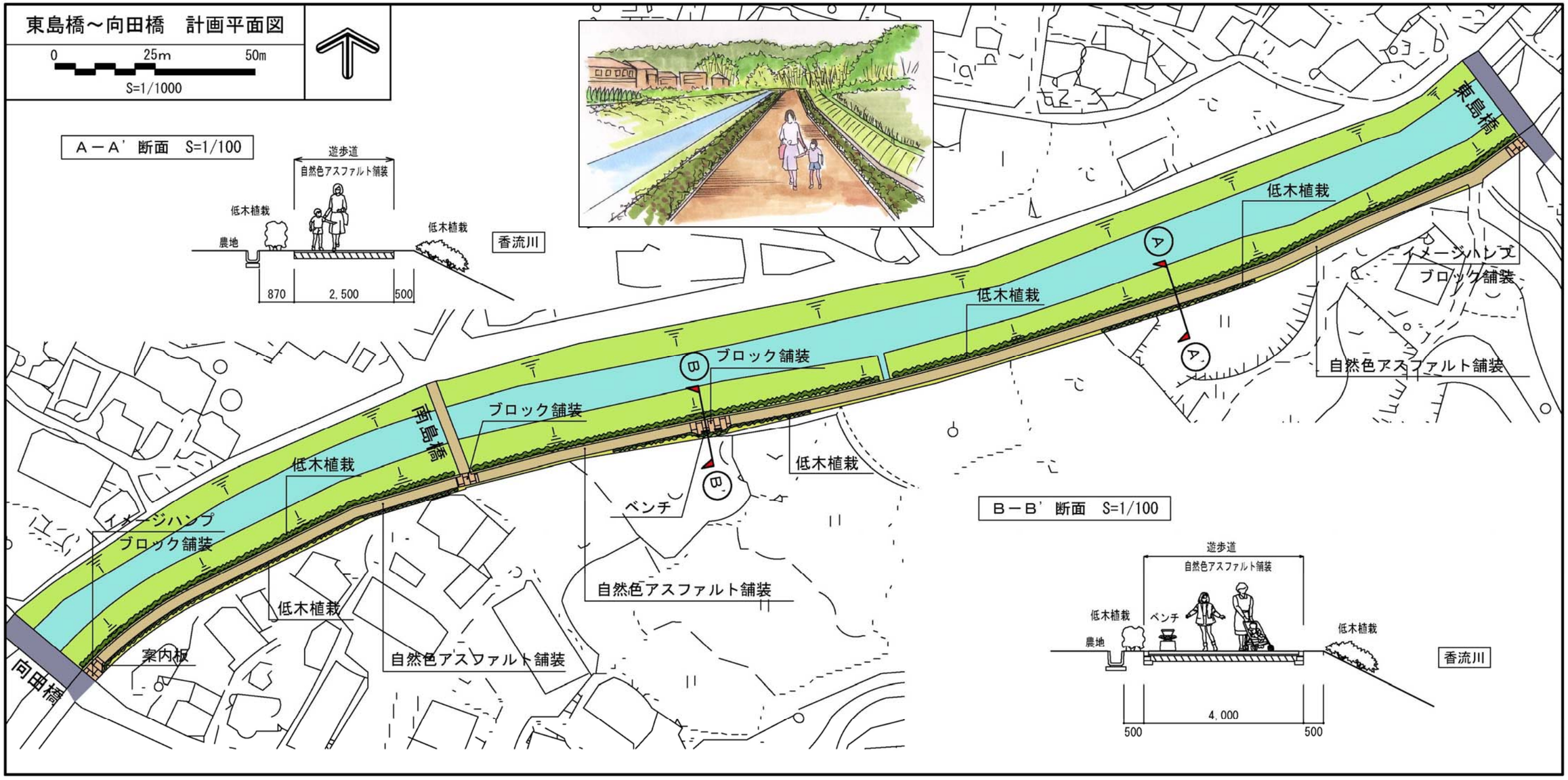

【　区間長　東島橋～南島橋　Ｌ＝280m　　南島橋～向田橋　Ｌ＝110m　】

■遊歩道ルート

〇左岸の未整備となっている河川管理用地を活用する。

■遊歩道構成

〇歩行者専用路

■歩行者専用路の構成

〇舗装仕上材は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と差別化して景観の向上をはかる。

〇町道との交差部や南島橋詰めは、出入口を明示するブロック舗装として、一般道との区別化を図る。

〇途中、用地に余裕のある箇所にベンチなどの休養施設を配置した、溜まり空間を設ける。

〇向田橋詰めの空間を利用し、現在位置や遊歩道ルート、拠点となる公共施設等を表示した利用案内サイン設ける。

〇川側や護岸法面や農地側の余地には低木花木を植栽し、華やかさと季節の移ろいを演出する。

向田橋～岩作橋　計画平面図

0　10m　20m

S=1/500

Ａ－Ａ’ 断面　S=1/100

Ｂ－Ｂ’ 断面　S=1/100

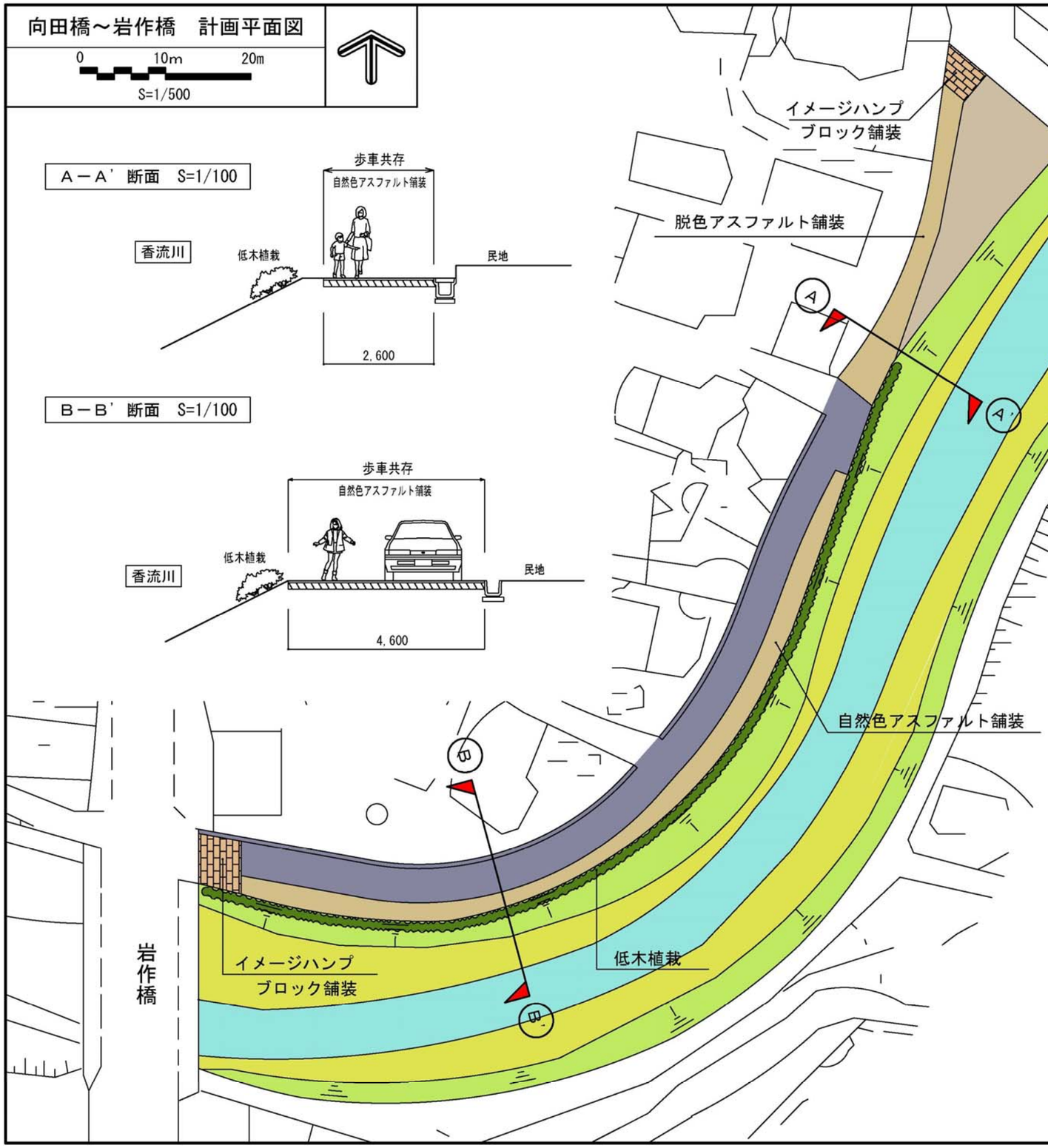

【　区間長　向田橋～岩作橋 Ｌ＝150m　】

■遊歩道ルート

○既存町道をそのまま利用。

■遊歩道構成

○現道の川側一部を遊歩道とした歩車共存道路に改修。

■歩行者専用路

○川側の一部を歩行者専用路とし、舗装仕上材による車道部との差別化。

○舗装仕上材は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と差別化して景観の向上をはかる。

○県道との交差部はブロック舗装として一般道との区別化を図り、運転者への注意換気を促す。

○川側に設転落防止機能を兼ねた低木花木を植栽し、華やかさと季節の移ろいを演出する。

熊張苑敷地

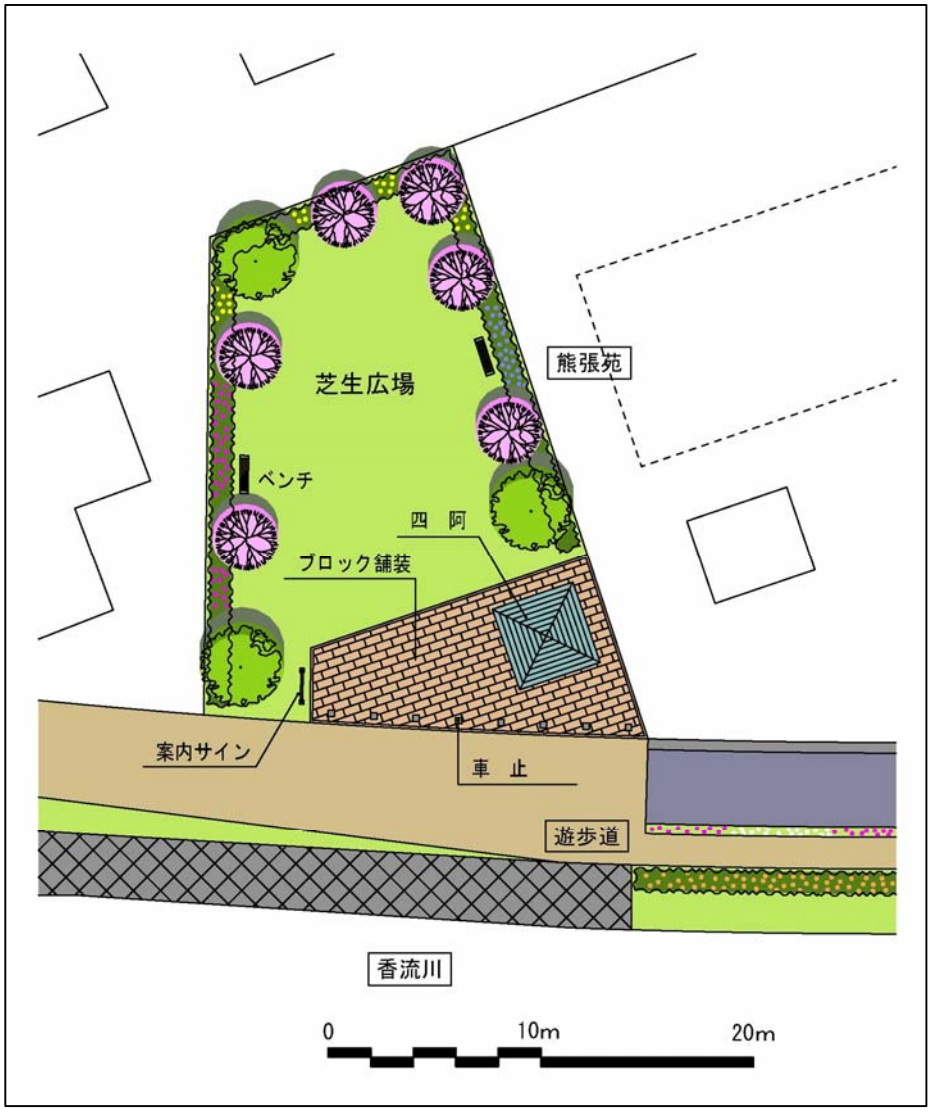

前熊橋上流右岸側に立地する、熊張苑（農村集落家庭排水処理施設）の敷地一部を借用し、休憩拠点として活用を図る。

■空間構成

・町道側に広場の入口を明示するとともに、駐輪空間を兼ねた舗装広場を設ける。

・舗装広場には、利用利便性の向上を意図し、一時的な雨宿りに利用できる四阿や水飲台、周辺施設や現在位置などの情報を提供する利用案内サインを配置する。

・既存樹木はそのまま活用し、新たに花木による修景や芝生広場、ベンチなど施設の充実を図り、遊歩道利用者だけでなく、周辺住民が気軽に利用できる空間とする。

■導入施設イメージ

【 四 阿 】

・急な雨降りの時の一時避難や夏季の日陰を提供できる休憩施設とする。
・縁台やベンチと組合せ、休憩を目的とした施設とする。

【 ベンチ 】

・高齢者を含め、誰もが利用しやすい肘掛けタイプとする。
・廃プラスチック材を利用した合成木材とし、環境に配慮したものとする。

【 利用案内サイン 】

・素材は、廃プラスチック材を利用した合成木材とし、環境に配慮したものとする。
・現在地や周辺施設、遊歩道全体の情報提供など、利用者にわかりやすいものとする。

【 水飲台 】

・高齢者を含め、誰もが利用しやすいタイプとする。

高根橋右岸橋詰め

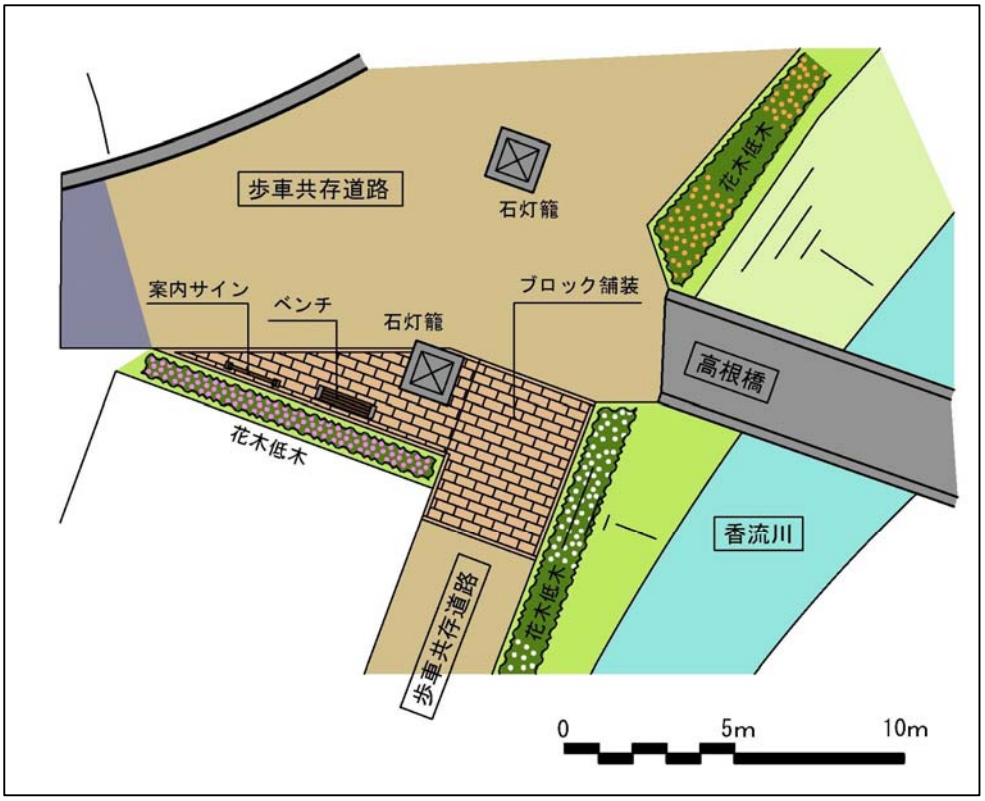

高根橋右岸橋詰めの一部を休憩拠点として活用する。
附近には、長久手の戦いに縁のある史跡の首塚や安昌寺、色金山歴史公園など、町の歴史にかかわる施設が立地しており、それらのアクセスポイントとなる。

■空間構成

・既設の石灯籠や石碑を取り込み、駐輪空間を兼ねた舗装広場とする。
・舗装広場には、利用利便性の向上を意図し、ベンチや水飲台、周辺施設や現在位置などの情報を提供する利用案内サインを配置する。
・隣接民地へのバッファと景観向上を兼ね低木花木を植栽し、華やかさと季節の移ろいを演出する。

左岸管理用地余裕地（南島橋上流）

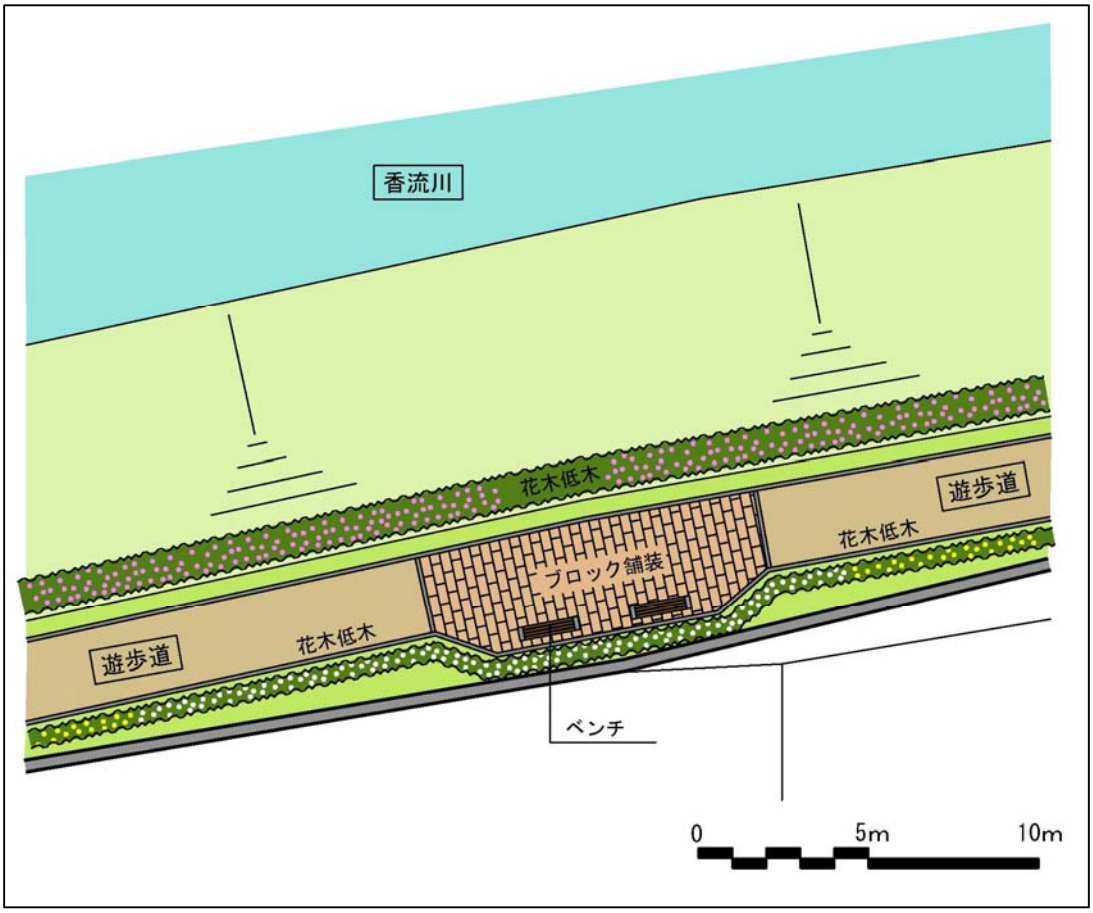

河川管理用地の余裕スペースの一部を休憩拠点として活用する。
上流部とは趣が異なる、のどかさを感じる開放的な河川空間を、散歩がてらにのんびり佇める場としてする。

■空間構成

・休憩スペースとして、ブロック舗装により遊歩道と差別化を図る。
・ベンチなどの休憩施設と後背に空間の仕切を兼ねた低木花木を植栽し、華やかさと季節の移ろいを演出する。

■町ホームページにて掲載したパブリックコメント資料

香流川緑地基本計画(案)

(岩作橋～溝下橋区間)

平成 21 年５月

長久手町産業緑地課

■香流川緑地基本計画(案)＜岩作橋～溝下橋区間＞

1．計画の背景

①長久手町の現況

長久手町では近年、目覚ましい人口増加が続いています。また、万博の経験と共に、リニモや幹線道路などのインフラ整備が進み、更に市街化や宅地化など急激な発展を遂げました。

その一方、都市近郊に位置するにもかかわらず、町東部を中心に豊かな自然を残しており、香流川はこれらを繋ぐように町中央部を東西に流れます。

■位置図

②長久手町の有する課題

ますます都市化の進展が見込まれる中、これら本町の有する都市的な要素と自然環境が共生するまちづくりが今後の重要な課題に位置づけられます。

このような状況の中、香流川を緑のネットワークの骨格軸と位置づけ、整備・利用を図ることは、緑豊かで良好な都市環境の実現を図ると共に、顕在化が懸念されるヒートアイランド対策としても寄与するものと期待されます。

2．計画の目的

①香流川緑地(遊歩道)及び周辺整備の状況

香流川緑地(遊歩道)計画は平成 11 年度に策定された全体基本計画を受け、平成 16 年度に上流側の一乃井橋(県道力石名古屋線)から溝下橋(町道郷前溝下１号線)の区間(約 2.0km)の整備を終えています。

その間周辺域では、町の「田園バレー構想」に基づく都市農村施設「食と農の広場：あぐりん村」や「ハートフルタウン構想」による福祉交流施設「福祉の家・長久手温泉ござらっせ」が観光交流拠点として整備を終えました。

②香流川緑地(遊歩道)整備計画(岩作橋～溝下橋区間)の目的

香流川緑地(遊歩道)整備計画(岩作橋～溝下橋区間)は、”人や自然にやさしい、安心安全で住みやすいまちづくり”を目指した、「長久手町新しい政策指針(平成 20 年４月)」にも示された取組課題でもあります。

本計画は既存の香流川遊歩道の延伸・連続化を進めることで、香流川を中心とした貴重な水辺空間の創造や周辺歴史・観光資源等を繋ぐネットワークの拡充を図ります。周辺景観の形成や自然環境との共存など住民生活の質の向上に寄与することを目的とします。

3．計画方針

香流川緑地整備計画は、本町における「水と緑のやすらぎづくり」の骨格軸に位置づけられています。以下に、その整備方針を示します。

- 水と緑との触れ合いを通じて、うるおいやいのちを感じる場所であること。
- 人が心地よく安心して利用できる場所であること。
- 町の歴史や文化生活との触れ合いを通じて、なつかしさや生活の豊かさを感じる場所であること。
- 人との出会いを通じて、心の触れ合いを感じる場所であること。
- 美しい風景を眺めることにより、ふるさとに対する愛着を感じる場所であること。

※21 世紀に向けた新施策について「水と緑のやすらぎづくり」に関する答申(平成９年９月：長久手町 21 世紀創造会議)

4．整備の方向性

香流川遊歩道整備(岩作橋～溝下橋区間)における現況の課題と整備の方向性を以下に整理します。

①香流川周辺の現況

- 香流川における既設の護岸や河道内を改変し遊歩道等として利用することは、治水安全面を考慮すると困難と判断されます(近年、県内においては局所的な豪雨も記録されています)。
- そのため遊歩道の整備には、堤防上に位置する道路や未利用地、河川管理用地等を積極的に利用することが望まれます。
- 香流川沿いに位置する既存の道路については、地域の生活道路として機能する反面、狭小区間や不連続な部分も散見されます。
- 香流川周辺では一部護岸改修の他、道路整備等の関連事業も計画されています。

■河川沿いの狭小な生活道路
(高根橋上流右岸付近)

■連続性が途切れる区間
(向田橋下流右岸付近)

■利活用が可能な河川管理用地
(南島橋上流左岸付近)

②整備の方向性

- 既存の生活道路や公共用地を利用・活用し、遊歩道の連続化を目指します。
- 舗装の着色やイメージハンプの設置など、遊歩道としての安全性に留意を図ります。
- 植栽や施設(四阿・ベンチ等)の設置により、それぞれの「場(景観)」を活かした整備を図ります。
- 案内板の設置や休憩スポット利用など、ネットワークの充実と快適性の向上を図ります。
- 関連する他事業(香流川護岸改修や瀬戸大府線整備等の県事業)との一体的な整備を検討します。

■香流川緑地基本計画(案)〈岩作橋～溝下橋区間〉・遊歩道ルート検討図

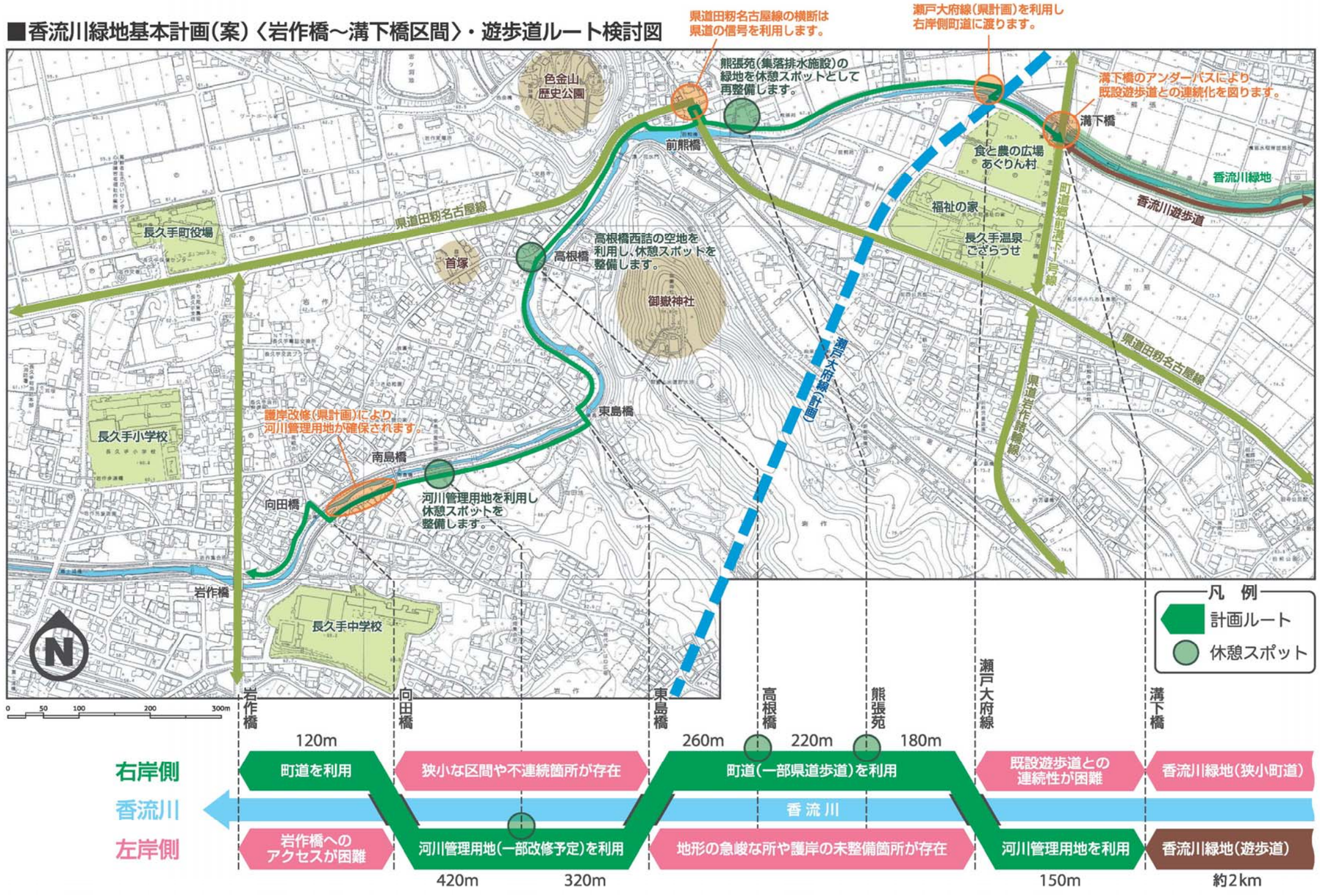

■遊歩道整備イメージ(案)

計画区域内においては、現況道路の状況に様々な形態(利用状況や幅員構成)が存在します。

以下に代表的な断面についての整備の考え方(イメージ)を示します。

ケースＡ：現況道路が道路と歩道部に分離されている区間

○川沿いの道路を歩行者専用の遊歩道とします。
○遊歩道の舗装は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と区別化して景観の向上を図ります。
○川側や車道側には、花木低木や野草花を植栽し、華やかさと季節の移ろいが感じられる遊歩道を作ります。

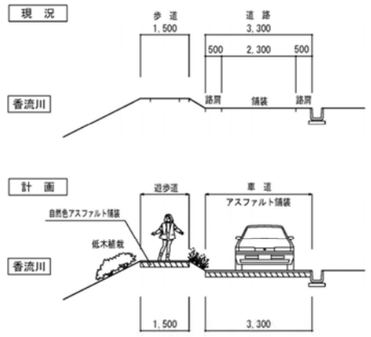

■溝下橋～前熊橋右岸付近

ケースＢ：現況道路が歩道として利用されている区間

○現況の歩道をより快適に整備します。
○遊歩道の舗装は、自然色アスファルト舗装とし、一般道と区別化して景観の向上を図ります。
○川側の余地には、花木低木や野草花を植栽し、華やかさと季節の移ろいが感じられる遊歩道を作ります。

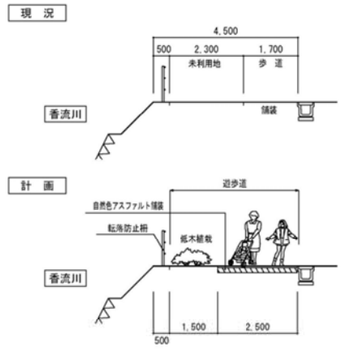

■前熊橋～県道田籾名古屋線右岸付近

ケースＣ：河川管理用地を利用する区間

○河川管理用地を歩行者専用の遊歩道として整備します。
○遊歩道の舗装は、自然色アスファルト舗装とし、他のエリアと連続性と景観の向上を図ります。
○川側や余地には、花木低木や野草花を植栽し、開放感がある香流川空間と調和した、華やかさと季節の移ろいが感じられる遊歩道を作ります。

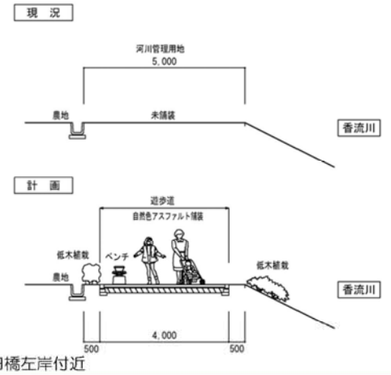

■東島橋～向田橋左岸付近

ケースＤ：現況道路が歩車共用となっている区間

○現況道路の舗装を、自然色アスファルト舗装とし、一般道と区別化を図り、運転者への注意換気をうながした歩車共存道路とします。
○他の区間と舗装仕上を統一し、遊歩道の連続性と景観の向上を図ります。
○川側には、花木低木や野草花を植栽し、開放感がある香流川空間と調和した、華やかさと季節の移ろいが感じられる歩車共存道路を作ります。

＜幅員が狭小な区間＞

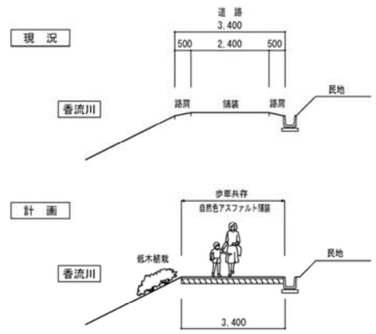

■高根橋～東島橋右岸付近

＜幅員に多少余裕のある区間＞

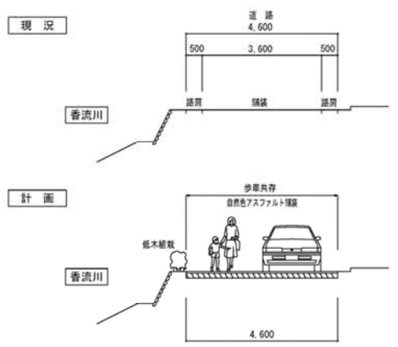

■県道田籾名古屋線～高根橋右岸付近

＜幅員に多少余裕のある区間＞

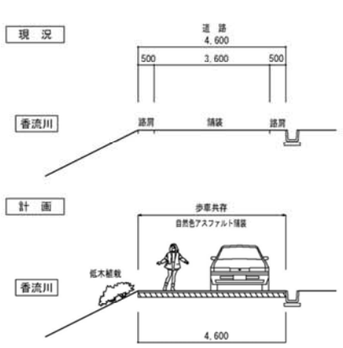

■向田橋～岩作橋右岸付近

■休憩スポット整備イメージ(案)

本計画では、３箇所の休憩スポットを配置しています。

以下に各スポットにおける整備の考え方(イメージ)を示します。

①熊張苑休憩スポット

【 現　況 】

○休憩空間として、雨宿りなどに利用できる四阿やベンチを設けます。
○花木を植栽し、季節を感じ華やいだ場を作ります。
○案内サイン等の利便施設を設けます。

【 計画案 】

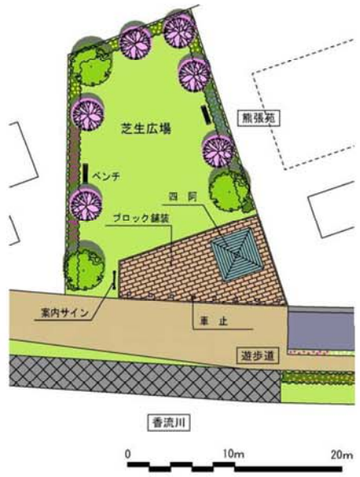

②高根橋西詰休憩スポット

【 現　況 】

○休憩空間として、ベンチを設けます。
○花木低木を植栽し、季節が感じられる華やいだ場を作ります。
○案内サイン等の利便施設を設けます。

【 計画案 】

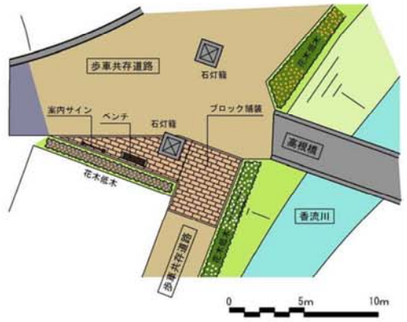

③東島橋～南島橋間休憩スポット

【 現　況 】

○休憩空間として、ベンチを設けます。
○花木を植栽し、季節を感じ華やいだ場を作ります。

【 計画案 】

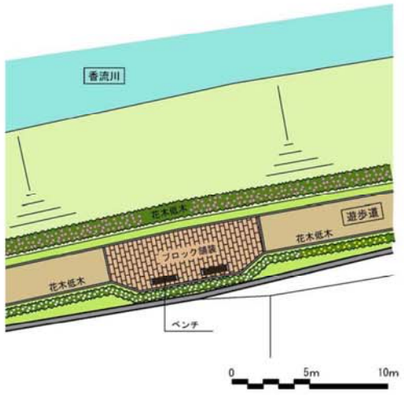

参考：施設イメージ

【 四　阿 】

【 案内サイン 】

【 ベンチ 】

【 自然色アスファルト舗装 】

【 ブロック舗装 】

■　寄せられた住民意見

	意見の内容	町の考え方
	計画全体について	
1	四季を通して心の安らぎと親しみを感じられる遊歩道を整備してほしい。既存の施設「せせらぎの径」と文化の家に併設された香流川沿い遊歩道を複合したような景観が望ましいと考えます。 可能な限り大きな樹木が歩道を囲むような計画とし、香流川の水面に樹木が映えるような雰囲気ある遊歩道を期待します。	本計画は香流川を中心とした周辺景観の形成や自然環境と共存するとともに、水辺空間の創造や周辺の歴史・観光資源のネットワークを図ることで、香流川を本町における「水と緑のやすらぎ」の骨格軸として整備していくものです。 今後、実施する上で、皆様から頂いた意見を参考とし検討を進めていきます。
2	今回の計画案は里山の風景を都市公園や街路樹のように整備してしまうように思われ、地域の歴史的・文化的イメージから離れてしまっている。現状の山河草木、山里の景観を維持してほしい。 COP10 を前に、生物多様性の保全には人間の配慮が大切と考えます。	
3	現況車道の迂回が可能な区間は、歩行者専用道や緑陰道として位置づけ歩行者の安全を確保する。また狭隘な区間は用地買収をしてでも一層の多自然型川づくりを進める。多少完成期間が延びても子孫への財産として絶対的価値を有する町づくりを追求する行政方途が大事ではないか。	現時点では、既存の町道（生活道路）の位置づけを見直したり、新たな用地の買収等は予定しておりません。 一方、ご意見にもあるとおり、当該計画には長期的な観点も必要となり、地域住民の意見や経済・財政状況等を考慮しながら柔軟に対応していきたいと考えています。
	遊歩道について	
4	遊歩道は直線で単調にせず、幅員の変化や蛇行、植栽桝等を設置するなど変化を設けることで、ゆとりや安らぎが得られる空間づくりを進めてほしい。	遊歩道計画は、河川管理用道路を利用するものであり、ほとんどの区間が狭い道幅となっています。 この条件の中、実施する上で、できるだけ変化に富むよう、創意工夫を行っていきます。
5	一般道路との交差部については、橋の下を通るスロープ式のアンダーパス（バリアフリー対応）の整備も重要と考えます。	現時点では、横断に最も危険が伴うと考えられる、溝下橋でアンダーパス(スロープ式)を考えております。 また、その他の交差部については、構造的な問題もあり、引き続き県と協議していきます。
6	排水性や防草効果等を考慮し、レンガ敷きや簡易舗装を施すことも考慮してほしい。	今後、実施する上で、舗装やその他施設が必要な区間や不要な部分の選別を進めると共に、生態系への配慮、景観面、維持管理面を含めた検討を進めます。
7	カラーブロック舗装や自然色アスファルト舗装は情緒が感じられず、都会的なイメージになるのでやめてほしい。 従来の土の道を残すことで乾燥化が防げ、湿度が保たれるのでヒメボタルなど生物の生息に適した環境が維持されます。	
8	溝下橋～前熊橋右岸や高根橋～東島橋右岸については、現況のアスファルト舗装を残し、路肩部についても植栽は不要と考えます。	
9	東島橋～南島橋の左岸については、多様な自然環境を有しています。生態系やウオーキングの際への配慮から舗装をせず現況のまま未舗装の道路として残してほしい。 東島橋からの景色は、四季豊かで故郷の景観が残される区間です。植栽や舗装、ベンチなど新たな整備を行うことで景観が損なわれると考えます。	
10	南島橋～向田橋区間の左岸の藪については、ヒメボタルや野鳥の生息が確認されているため、極力、現況の樹林や竹林を残してほしい。	
11	夜間利用や防犯面より、必要個所には「照明設備」の設置が必要と考えます。	溝下橋上流の整備済み区間同様、現時点では照明施設の設置は計画していません。 計画区間は町道を利用する部分が多く、既存の道路照明等は今までのとおり機能します。 一方、計画区間は上流域に比べ集落内を通ることから、夜間の安全や運用上必要となる場所については、その都度対応を検討します。
12	利用者の意識啓発を目的として、樹名板や注意喚起板、距離表示板等の各種サインを設置してはどうでしょうか。 彫刻等のモニュメントは価値観の相違もあるため、数多く設置する場合は慎重に検討すべきと考えます。	遊歩道の整備にはサインが必要と考え、今後、実施する上で、より具体的な計画を検討します。 モニュメントの設置は現在のところ計画していませんが、設置する場合は、周辺環境との調和に十分配慮を図ります。

休憩スポットについて		
13	高根橋西詰めについては、御嶽神社の参道に位置しており、また周辺に歴史的資源も多く存在します。これらの解説や地域の歴史や文化に調和した空間づくりを進めてほしい。また既存の常夜灯や石造りの欄干や石碑などは撤去せず、保全・利用してほしい。	今後、実施する上で、周辺環境との調和や地域の歴史や文化の保全に一層の留意を図り整備を進めていきます。
14	整備においては、既存の地域おこしやまちづくり組織等との協議を行ってほしい。また隣接住民に対する詳細な情報提供や調整を必ず行って頂きたい。	地域の方へは、今後、引き続き調整を進めていきます。
15	熊張苑では四阿(あずまや)でなく藤棚を設置、もしくは森の再生を進めてほしい。	今後、実施する上で、トイレや休憩施設などの建築物の設置や、計画場所以外の多目的広場の確保については、用地的条件や維持管理面などから困難と考えます。 また、配置施設には自然素材やリサイクル材をできるだけ用いるなど、環境に配慮したものを検討します。
16	休憩施設は申し訳程度の四阿(あずまや)とせず、突然の風雨にも対応する十分な施設やトイレの設置も必要ではないか（利用者をもてなす思いやりが大切）。	
17	ベンチは間伐材など自然素材を利用した、腰が掛けられる程度のものでよい。案内サイン等についても自然素材のイメージとし、地域の名所旧跡の由来を書いた立て板があるとよい。	
18	利用者が休憩できるように「ベンチ」や「四阿(あずまや)」などの休憩所を随所に設け、また催しの際に要する小規模な多目的広場を整備するなどの配慮が必要。	
植栽計画について		
19	リニモ西駅口～溝下橋区間の右岸にヤナギ・ユキヤナギを植栽してはどうか。環境保全や護岸の補強、防護柵の代用としても機能し、また管理もし易く防草対策にもなると思います。 堤防外側斜面にウメの木・アジサイを植栽してはどうか。 護岸一面への植栽は名所づくりにもなり、それぞれの季節には住民参加や「ござらっせ」との連携等によるイベントも考えられます。 サクラの植栽も隣接農地への配慮により可能と考えます。	護岸など河川区域内への植栽は、治水安全上の問題から河川法等により一定の制限が行われています。 一方で緑化による効果として、護岸の安定、生態系や水環境の保全、景観性の向上、ふれあいの場の提供などが挙げられ、当該計画においても緑豊かな遊歩道づくりを進めていきたいと考えています。 今後、実施する上で、河川管理者等との協議により、具体的な植栽計画を進めていきます。
20	樹形の組み合わせや、四季を通じて楽しめる植栽を施すなど景観面への配慮に加え、夏季の木陰や冬季の木漏れ日の提供、隣接住民へのプライバシー保護などの機能面を考慮した植栽計画が必要です。 また食餌植物の植栽による鳥類の誘致や、緑のトンネルのような演出が望まれます。	
21	新たな植栽により表土を改変する事は、他来種が侵入しやすくなるのでやめてほしい。また化学肥料や農薬による生物多様性の喪失や香流川への汚染が懸念されます。	
22	草花用の花壇は盗難が多く管理も難しいため、設置しない方が良いと思います。	
市民参加について		
23	香流川への関心を高めるためにも、住民参加型の植栽計画や記念樹の植栽、樹木のオーナー制度などを検討してはどうでしょうか。	香流川遊歩道計画の推進や継続的な維持管理には、住民参加が不可欠となります。 今後、多方面からの参画や連携などの仕組みづくりについて検討を進めていきたいと考えています。
24	香流川の生態系を把握するためにも、市民参加型の生き物調査を継続的に行ってはどうでしょうか。	
25	香流川の自然環境について、長期的展望に立った対策や周辺住民の意向を汲み取るためにも、住民会議を開催してはどうでしょうか。	
26	役場の支援のもと、ボランティアによる維持管理団体を組織することで、地域に根ざした遊歩道として発展させていくことや、地域コミュニティーの醸成に寄与できるものと思われます。	
河川改修について		
27	護岸改修については、生物の多様性や景観性に配慮した多自然型工法を用いてほしい。	河川の改修については県の事業となります。 今回頂いた意見を含め河川改修の際は、自然環境への配慮を行うように働きかけていきます。
28	自然保護の観点から治水安全上必要な部分のみをコンクリート製の護岸とし、その他の個所については自然のまま残してほしい。	

その他		
29	東島橋～南島橋の右岸に位置する墓地前の雑木林については、伐採後、ひこばえが出て萌芽更新が進んでいます。除草剤などをまかずに再生させてください。	計画区域外でありますが、適切な管理が行われるよう努めます。
30	香流川支流には一般的に周知されていない絶滅危惧種も存在しており、護岸改修や瀬戸大府線の改修に当たっては、自然環境の保全が前提であることを認識して頂きたい。	瀬戸大府線(県事業)については、県の現地調査によると重要な動植物が生息、生育している可能性が低いことを確認しており、重要な動植物が確認された場合には、専門家の意見を聞きながら必要に応じて調査保全対策の検討を行うというように聞いています。 香流川の河川改修(県事業)については、自然環境へ留意を図った整備を進めるように働きかけていきます。
31	瀬戸大府線については、自然や景観の破壊や御岳神社に連なる丘陵地の開発を進める恐れがあり、開口道路にしないで欲しい。	
32	ござらっせ、香流苑、下水処理場等からの排水については、自然による浄化作用を有する遊水池を設け、水質を改善後、香流川に放流してほしい。 遊水池には洪水調整機能を付加すると共に、香流川の環境と一体性のある自然池として造形し、維持管理においては在来種の保全や外来種の侵入等に対して適切に配慮を行うことが必要です。	これらの施設からの処理排水については、関係法令等を遵守し適切な水質基準を確保したうえで放流しています。
33	役場の下流域に町名の由来や文化などをが展示でき、また洪水調整機能や水質改善機能を有する公園（水辺ミュージアム）を整備してはどうか。	今後のまちづくりにおける、参考とさせていただきます。
34	近年は水を速やかに流すだけの川から、溜めて自然を豊かにする川づくりに見直す時代でもあります。万博会場西側で進む開発等に対し、県・市との協力のもと洪水調節機能を有する自然的なため池を整備できないものでしょうか。 田園バレー構想に合わせ、ため池機能を有する田園や原風景の保全、万博跡地の自然の森づくり等を積極的に進めてほしい。 田園地域や農業試験場や芸大（法隆寺金堂壁画模写展示館）も畦道ハイキングコースとして位置づけ、自然を生かした魅力ある地域づくりを進めてほしい。	

第６章　今後の課題

今後、本計画を推進する上で、検討すべき課題を以下に整理する。

本計画で設定したルートは、現段階での関連する諸計画を調整しつつとりまとめたが、関連諸計画の進捗によっては大きく左右される要素を包含しており、それらの進捗状況によって事業化の時期やルートを再検討する必要がある。

●関連諸部署、地域住民との調整

本計画では、大半のルートを町道に指定されている河川管理用路の利用を前提としており、

・町道管理者との調整

・遊歩道化に伴う生活道路機能への影響と安全性の確保に対して、地域住民のコンセンサスが必要となる。

●溝下橋～前熊橋間ルートの検討

①　町道郷前溝下１号線の横断手法

上流の香流川緑地との連続性を確保する町道の横断手法について、本計画では溝下橋をアンダーパス化で横断する手法を提案したが、それを実現化する上で以下の点を精査する必要がある。

・香流川の増水時における、アンダーパス施設構造物の安定性（浮力等）の検討

・アンダーパスに湛水した雨水の排出方法について

・アンダーパス内の明かりの確保について

・アンダーパス内の雨水湛水の有無に対する進入箇所での掲示方法について

②　都市計画道路瀬戸大府線の香流川横断橋整備

本計画は、町中心部から東部の「愛・地球博記念公園」までを香流川に沿って、どのように遊歩道でネットワーク化を検討したものである。

既整備の香流川緑地や中間拠点となる「ござらっせ」「あぐりん村」は左岸に立地しており、前熊橋下流は地形的に右岸利用となることから、本区間内でルートをシフトする必要がある。

このことから、本計画では、右左岸ルートのシフトを瀬戸大府線の香流川横断橋の歩道を利用することでとりまとめているが、県のヒアリングでは香流川横断橋の事業時期が現段階では未定との返答であり、事業の進捗によっては前熊橋まで左岸ルートの利用も想定できる。

左岸ルートの利用にあたっても、

・利用可能な左岸河川管理用地が現況では未確定

・前熊橋の人道橋は下流側にあり、前熊橋左岸橋詰めで県道田籾名古屋線の横断が必要

などの課題が挙げられる。

●東島橋～向田橋間ルートの検討

本計画では、右岸町道がある区間で狭小道路となっていることや、向田橋手前で行き止まりであること、左岸の護岸未整備区間が県にて整備が近年予定されていることを踏まえ、左岸の未整備河川管理用地を利用したルートを提案している。

しかし、このルート選定について、現段階での環境調査では確認されていないヒメボタルの生息地への影響がパブリックコメントで挙げられており、必要に応じては環境調査等を行い、有識者のアドバイス等をうけ、検討していく必要がある。

●住民参加の検討

遊歩道計画の推進や維持管理には住民参加が不可欠であり、地域住民をはじめ多方面からの参画や連携などの仕組みづくりを構築し、実施設計に反映させる必要がある。